

平成 21 年度

社会教育行政の方針と事業

島根県教育庁生涯学習課

平成21年度「社会教育行政の方針と事業」目次

I 施策体系及び組織	
1 生涯学習課の施策体系図	1
2 社会教育行政関係組織一覧	3
3 派遣社会教育主事等名簿	4
II 施策概要	
平成21年度予算額一覧表	5
1 教育の充実	
(1) 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実	
① ふるさと教育推進事業	6
② 放課後子どもプラン	7
③ 実証！「地域力」醸成プログラム	7
④ 社会教育主事派遣制度	8
⑤ 地域教育力市町村支援事業	8
⑥ 学校支援地域本部事業	8
⑦ 家庭教育支援体制整備事業	9
⑧ 子ども読書活動推進事業	10
⑨ 子ども読書応援団プロジェクト	10
(2) 青少年の健全な育成の推進	
① 青少年の課題に対応した体験活動推進プロジェクト	11
2 多彩な県民活動の推進	
(1) 生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進	
① 生涯学習推進センター事業	12
② 図書館事業	13
③ 青少年の家事業	16
④ 少年自然の家事業	17
⑤ 社会教育関係団体活性化事業	19
⑥ 生涯学習総合推進事業	19
(2) 芸術・文化の振興	
① 青少年文化活動推進事業	20
〈主要施策に係る資料集〉	
資料1 社会教育行政の課題	22
資料2 社会教育主事派遣制度	26
資料3 ふるさと教育推進事業	30
資料4 放課後子どもプラン	32
資料5 実証！「地域力」醸成プログラム	38
資料6 学校支援地域本部事業	42
資料7 生涯学習推進センターの機能純化	44
資料8 県立図書館機能強化事業	45
III 県立社会教育施設の概要	
1 生涯学習推進センター・西部生涯学習推進センター	48
2 図書館	51
3 青少年の家	55
4 少年自然の家	58
IV 資料編	
1 島根県関係	
(1) 生涯学習課事務分掌表	62
(2) 社会教育主事派遣要綱	65
(3) ふるさと教育推進事業基本方針・実施要綱・交付要綱	69
(4) 社会教育関係各種表彰一覧	75
2 市町村関係	
(1) 県内市町村の社会教育行政・生涯学習振興行政の所管	76
(2) 県内公共図書館一覧	77
(3) 県内公民館等一覧	78

I 施策体系及び組織

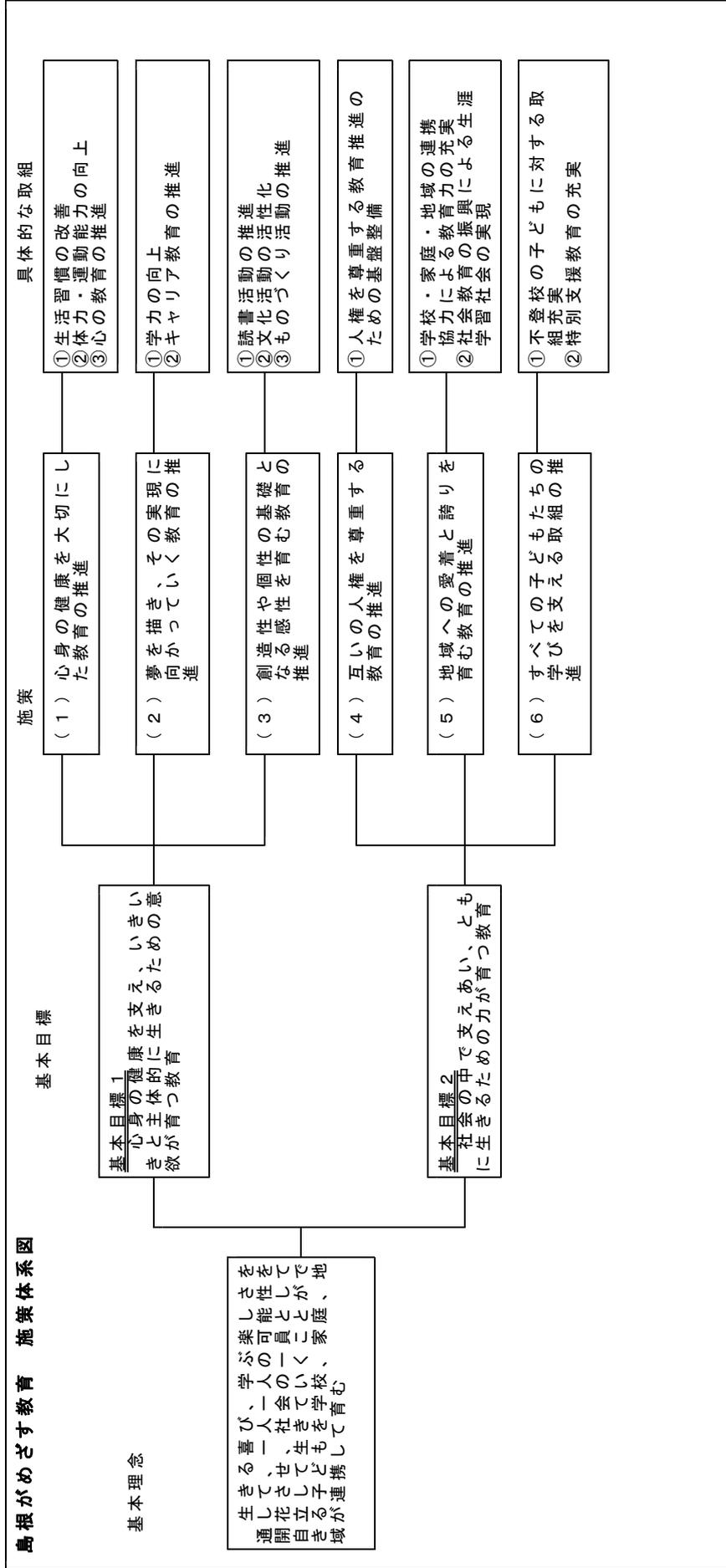
島根が目指すべき将来像

『豊かな自然、文化、歴史の中で、県民誰もが誇りと自信を持てる、活力ある島根』

基本目標	政策	施策	事務事業
Ⅲ・心豊かなしまね ～ 地域を愛し、次代を担う心豊かな人材を育成するとともに、県民が心豊かで生きがいのある人生を実感できる社会を目指します～	Ⅲ-1 教育の充実	Ⅲ-1-1 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実	ふるさと教育推進事業
			放課後子どもプラン
			実証！「地域力」醸成プログラム
			社会教育主事派遣制度
			地域教育力市町村支援事業
			学校支援地域本部事業
			家庭教育支援体制整備事業
			家庭教育支援基盤形成事業（訪問型家庭教育相談体制充実事業）
			子ども読書活動推進事業
			Ⅲ-1-3 青少年の健全な育成の推進
	青少年の課題に対応した体験活動推進プロジェクト		
	Ⅲ-2 多彩な県民活動の推進	Ⅲ-2-1 生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進	生涯学習推進センター事業
			図書館事業
			県立図書館事業
			県立図書館機能強化事業（子ども読書活動推進事業）
			青少年の家事業
			少年自然の家事業
			生涯学習総合推進事業
			生涯学習審議会
			社会教育委員の会
			島根県公民館連絡協議会
			島根県社会教育委員連絡協議会
			地区社会教育担当者連絡協議会
社会教育主事講習派遣事業			
社会教育施設維持修繕事業			
社会教育関係団体活性化事業			
Ⅲ-2-3 芸術・文化の振興	青少年文化活動推進事業	県高校総合文化祭共催	
		全国高校総合文化祭への参加促進	
		中学生の作品・表現活動の発表機会	
		その他 青少年文化活動の推進	

しまね教育ビジョン21 ～ふるさとを愛し、未来を切り拓く子どもを育む～

島根がめざす教育 施策体系図



↑ 子どもの教育を支える体制づくりを進めます。

↑ 子どもの教育を連携して進めるための取組を進めます。

施策推進のための体制づくり

(1) 地域の豊かな資源を活用した学習活動（ふるさと教育）を推進する体制づくり

(2) 子どもの参画を推進するための体制づくり

(3) 学校を学ぶ場として活用する体制づくり

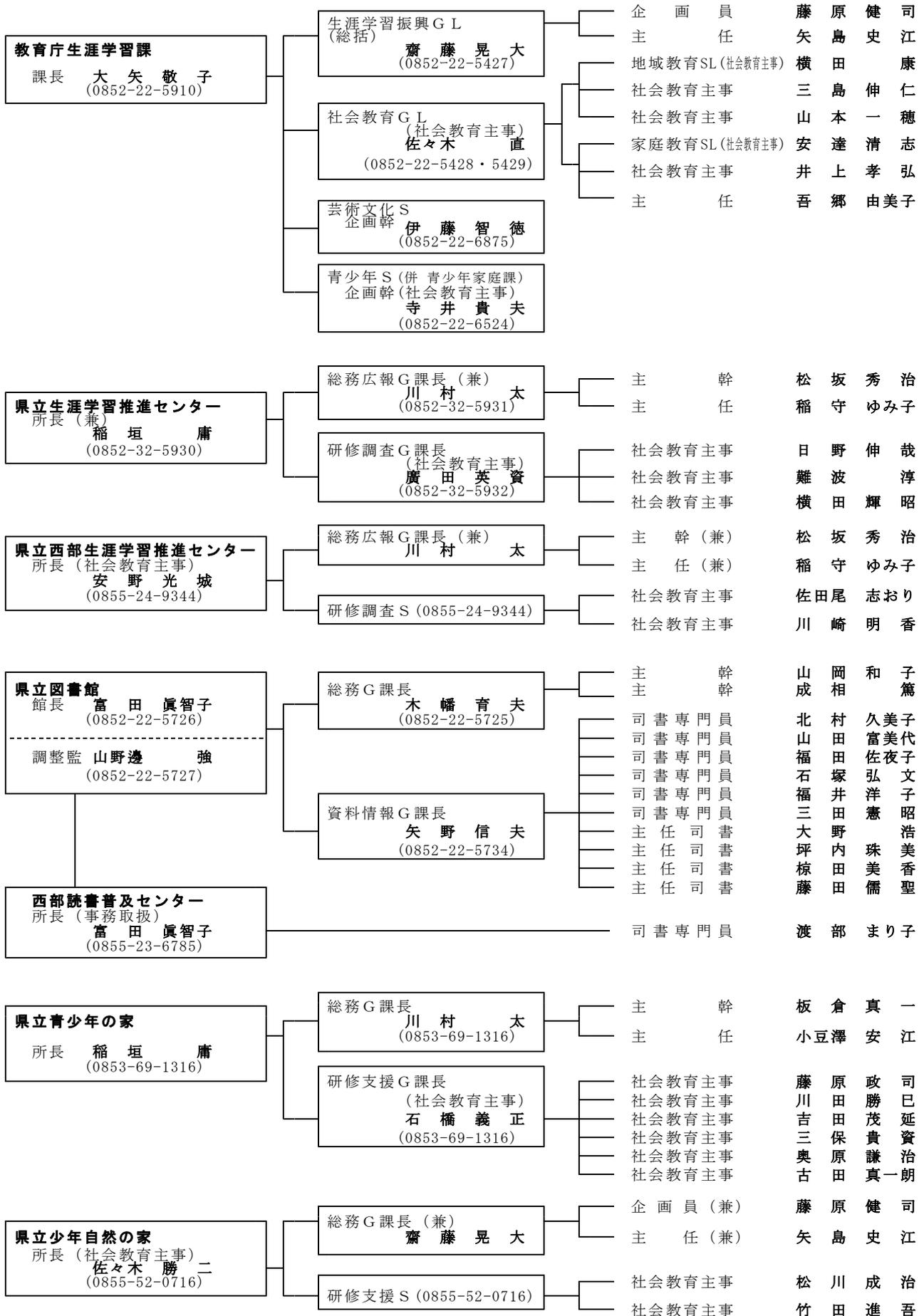
(4) 幼児教育から中等教育段階までの体制づくり

学校・家庭・地域社会の役割分担と三位一体の連携づくり

各分野での議論を進め、地域に合った役割分担を明確にします。その際、次のような役割を担うことを進めます。

学校の役割	・確かな学力を身に付けること	・安全な環境を育むこと	・生活習慣や規範意識の進め
家庭の役割	・心身の健康を育むこと	・生活習慣や規範意識の進め	・多様な価値観の尊重
地域社会の役割	・安全な環境を育むこと	・生活習慣や規範意識の進め	・多様な価値観の尊重

社会教育行政関係組織一覽



【凡例】 GL:グループリーダー、G課長:グループ課長、SL:サブリーダー、S:スタッフ

派遣社会教育主事等名簿

松江教育事務所 所長 坂根 哲治	社会教育スタッフリーダー 橘 弘章 (0852-32-5775)	高尾 康弘	松江市派遣	0852-55-5656
		須藤 健	松江市派遣	0852-55-5656
		和泉 雅史	松江市派遣	0852-55-5656
		光森 智哉	松江市派遣	0852-55-5656
		勝部 雅之	安来市派遣	0854-23-3320
		林 和博	東出雲町派遣	0852-52-6713

出雲教育事務所 所長 三島 修治	社会教育スタッフリーダー 田中 晴久 (0853-30-5685)	原 元宏	雲南市派遣	0854-40-1073
		川上 壮	雲南市派遣	0853-40-1073
		山崎 延男	飯南町派遣	0854-72-0301

浜田教育事務所 所長 驛田 省吾	社会教育スタッフリーダー 寺本 典明 (0855-29-5709)	石橋 孝彦	浜田市派遣	0855-22-2612
		久佐 日佐志	浜田市派遣	0855-22-2612
		花田 健司	浜田市派遣	0855-22-2612
		山藤 真樹	大田市派遣	0854-82-1600

益田教育事務所 所長 大石 克彦	社会教育スタッフリーダー 廣中 郁美 (0856-31-9676)	品川 智成	益田市派遣	0856-31-0622
		田中 茂秋	津和野町派遣	0856-72-1854
		福原 英忠	吉賀町派遣	0856-77-1285

隠岐教育事務所 所長 池田 和広	社会教育スタッフリーダー 中西 和志 (08512-2-9776)	浜板 健一	海士町派遣	08514-2-1222
		吉山 明利	海士町派遣	08514-2-1222
		加多 研吾	隠岐の島町派遣	08512-2-2126

II 施策概要

平成21年度予算額一覧表

島根県教育庁生涯学習課
(単位：千円)

事業名		H20年度 当初予算額	H21年度 当初予算額	増減
01	ふるさと教育推進事業費	41,321	40,549	▲ 772
02	放課後子どもプラン事業費	67,895	91,109	23,214
03	実証！「地域力」醸成プログラム	8,000	12,000	4,000
04	地域教育力市町村支援事業費	1,124	1,085	▲ 39
05	学校支援地域本部事業費	80,000	150,000	70,000
06	家庭教育支援体制整備事業費	274	274	0
07	子ども読書活動推進事業費	553	628	75
08	青少年体験活動推進事業費	6,100	4,000	▲ 2,100
09	生涯学習推進センター事業費	29,192	21,887	▲ 7,305
10	県立図書館事業費	115,008	118,717	3,709
11	県立図書館機能強化事業費（子ども読書活動推進事業）	0	18,769	18,769
12	青少年の家事業費	79,450	79,755	305
13	少年自然の家事業費	65,175	65,071	▲ 104
14	社会教育関係団体活性化事業費	319	919	600
15	生涯学習総合推進事業費	17,913	2,939	▲ 14,974
16	青少年文化活動推進事業費	17,833	15,151	▲ 2,682
17	行政事務費	24,914	18,349	▲ 6,565
生涯学習課 予算額合計		555,071	641,202	86,131

対前年度 15.5%増

【予算要求シーリング】

一般施策経費85%、経常経費97%、行政事務費95%

1 教育の充実 (Ⅲ-1)

乳幼児期からの発育・発達段階に応じた人づくりの大切さを学校・家庭・地域が共有する中で、一人ひとりの可能性を開花させ、ふるさとに愛着と誇りをもち、社会の一員として自立していくことができる子どもたちを育みます。

【施策】

(1) 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実 (Ⅲ-1-1)

家庭は、子どもに基本的な生活習慣や規範意識などを身につけさせ、心身の調和のとれた発達を促す上で第一義的な責任を負っていますが、少子化、核家族化、価値観の多様化、雇用の流動化など、社会の大きな変化の中で、教育力の低下が懸念されています。

また学校は、いじめ、不登校、学力・体力の低下、生活習慣の乱れなど、様々な教育課題に対応しており、一人一人の子どもや保護者と向き合う十分な時間を確保することが困難となってきました。

そして地域社会は、かつては濃密な人間関係を背景として日常生活の営みの中に教育力を宿していましたが、今やその力が低下しつつあり、地域全体で子どもを育む仕組みを意図的に再構築していく必要に迫られています。

このような現状を打開するためには、学校・家庭・地域が、それぞれの役割と責任を十分自覚するとともに、互いに信頼しあえる関係を築きながら、社会総がかりで教育力を充実していく必要があります。

【主要事業】

①ふるさと教育推進事業

ふるさとへの愛着と誇りをもち、美しいものや神秘的なものに感動する心豊かでたくましい子どもを育むため、地域の自然・歴史・文化・産業といった教育資源を学習素材にするとともに、地域の大人から話を聞いて学んだり、地域へ出かけて自然体験、ボランティア活動等の社会体験、生産体験、職場体験を積み重ねるなど、地域の「ひと・もの・こと」を活用したふるさと教育を県内すべての公立小中学校で実施します。

また、ふるさと教育を通じて、地域の大人が学校教育を支援する機運を醸成します。

事業名	事業内容	予算額(千円)
ふるさと教育推進事業費 (生涯学習課)	ふるさとに愛着と誇りを持つ心豊かな子どもを育むため、「学社連携・融合」(＝地域の大人たちが学校教育を支援)の理念に基づく「ふるさと教育」を推進 【事業内容】 ①市町村交付金 ・県内全ての公立小中学校・全学年・全学級で「ふるさと教育」を実施するため、定額交付金(県10/10)を助成 ②地域人材養成事業 ・「ふるさと教育」に関わる地域の指導者、ボランティア等を対象とする研修会を開催	40,549

②放課後子どもプラン

放課後や休日に、年齢の異なる子どもが群れて遊んだり、体験・交流できる場を確保するため、「放課後子どもプラン」の策定を市町村に働きかけながら、子どもの居場所づくりを推進します。

また、この取組を通じて、地域全体で子どもを育む機運を醸成するとともに、保護者が様々な地域行事や活動に参加するきっかけを提供するなど、家庭と地域社会の接点づくりを進めます。

さらに、子どもたちの自発的なグループ活動や団体活動が芽生え、盛んになるよう、地域の大人や保護者の協力を得ながら支援を行います。

事業名	事業内容	予算額(千円)
放課後子どもプラン 事業費 (生涯学習課)	放課後や休日に、公民館や学校の余裕教室等を活用し、年齢の異なる子どもたちが群れて遊んだり体験・交流する場を提供 【事業内容】 ①放課後子ども教室運営費補助金 ・箇所数 143箇所 ・補助率 2/3 (国 1/3・県 1/3・市町村 1/3) ②放課後子どもプラン推進委員会の設置 ③コーディネーター、指導員等の養成・資質向上のための研修	91,109

③実証！「地域力」醸成プログラム

社会総がかりで教育力を充実していくためには、その基盤として県民が自ら地域の課題を掘り下げ、その解決に向けた主体的な学習・実践活動に取り組んでいく「地域力」(自治・自立の理念に基づく地域の底力)を高める必要があります。

このため、自治会、地区社協、地区体協、自主防災・防犯組織をはじめとして、地域に根ざした住民自治活動の振興を図るとともに、その中核となる公民館の機能強化を支援します。

また、公民館活動を通じて「地域力」を醸成するプロセスに光を当てながら、「地域力」の重要性について世論喚起を進めます。

事業名	事業内容	予算額(千円)
実証！「地域力」 醸成プログラム (生涯学習課)	公民館が培ってきた「地域力」醸成のノウハウを、モデル公民館を選定して実証し、「地域力」の重要性について世論喚起 【事業内容】 ・島根県公民館連絡協議会へ実証事業を委託 ・モデル公民館の選定 新規10箇所・継続20箇所程度	12,000

④社会教育主事派遣制度

～社会教育主事の専門性を活かした「学社連携・融合」の推進～

学校・家庭・地域の連携協力関係を県内各地域で具体的に組み上げていくためには、「学社連携・融合」（学校教育と社会教育との連携強化）の理念に基づく実践活動を普及拡大していく必要があります。

このため、県の社会教育主事を市町村教育委員会へ派遣する取組を推進し、社会教育主事の専門性を活かしながら「学社連携・融合」を積極的に推進します。

事業名	事業内容	派遣者数
社会教育主事派遣制度 (生涯学習課)	学校・家庭・地域の連携協力関係を各市町村で具体的に組み上げていくための人的基盤づくりを推進 【事業内容】 ・県の社会教育主事を市町村教育委員会へ派遣	19名 (6市6町)

⑤地域教育力市町村支援事業

市町村の学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育む環境づくりを推進することにより、子どもたちの体験活動の場と機会の充実を図ります。

このため、派遣社会教育主事や市町村の社会教育担当者等の資質向上を図る研修会を開催します。

事業名	事業内容	予算額(千円)
地域教育力市町村支援事業費 (生涯学習課)	派遣社会教育主事や市町村の社会教育担当者等の専門性を高めるための研修会を開催 【事業内容】 ・新任社会教育主事等研修 (年1回) ・社会教育主事等研修 (年3回)	1,085

⑥学校支援地域本部事業

学校・家庭・地域を取り巻く諸問題を解決するためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を十分自覚するとともに、互いに信頼しあえる関係を築きながら社会総がかりで教育力を充実していく必要があります。

学校支援地域本部事業は、学校と地域との連携協力体制を構築するため、地域をあげて学校を支援する機運を醸成するとともに、多様な形態のボランティア活動を掘り起こそうとするものです。

また、平成21年度から、子育てに無関心だったり孤立化している家庭などへの支援を行うため、訪問型の相談活動を行う「家庭教育支援チーム」を設置します。

事業名	事業内容	予算額(千円)
学校支援地域本部 事業費(国委託) (生涯学習課)	学校と地域の連携協力体制を構築するため、 地域をあげて学校を支援する機運を醸成する とともに、多様な形態のボランティア活動を 掘り起こす 【事業内容】 ①各市町村に実行委員会を設置 ・コーディネーター、ボランティア等の養 成講座を開催 ②モデル中学校区に「学校支援地域本部」 を設置 ・専任コーディネーターを配置し、多様な 学校支援ボランティア活動を調整 新③「家庭教育支援チーム」を設置 ・子育てに無関心だったり孤立化している 家庭などへの支援を強化するため、訪問 型の相談活動を展開	150,000

⑦家庭教育支援体制整備事業

「教育の原点は家庭教育にある」と言われ、子どもにとって家庭は、日常生活の多くの時間を過ごすところであり、家庭の果たす教育的役割は大きなものがあります。しかしながら、「過保護、過干渉」的な傾向、放任主義等による家庭の教育力の低下が要因となり、メディア漬けの日々からくる自然体験不足や生活習慣病などの低年齢化傾向、基本的な生活習慣の未定着等、様々な問題が発生しています。

こうした課題に対して、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を十分自覚するとともに、互いに信頼し合える関係を築きながら社会総がかりで教育力を向上していく必要があります。

そこで、家庭教育の意識啓発を行うため、学校と家庭、地域社会を結ぶ要として、家庭教育に大きな関わりを持つPTAと連携し、また、その核となるPTA指導者の研修を通して家庭教育の支援体制を進めます。

事業名	事業内容	予算額(千円)
家庭教育支援体制 整備事業費 (生涯学習課)	地域の教育力向上や家庭・学校・地域の連携 強化、教育環境の改善等を図る連絡協議会・ 研修会の開催 【事業内容】 ①県PTA連合会合同連絡協議会の開催 ②PTA指導者合同研修会の開催 ・県レベルの各PTA指導者の資質及び指 導力の向上 ・各PTA連合会の連携強化と活動意欲の 高揚	274

⑧子ども読書活動推進事業

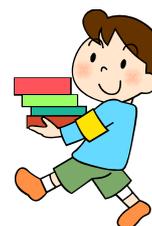
第二次「子ども読書活動推進計画」(H21～H25年度)の進行管理を行うとともに、子ども読書フェスティバル等を通じて子ども読書の重要性を広く普及啓発しながら、すそ野の広い読書運動を展開し、「子ども読書県しまね」の実現を目指します。

事業名	事業内容	予算額(千円)
子ども読書活動推進事業費 (生涯学習課)	県内の子どもたちの読書活動をサポートし、その推進を図る 【事業内容】 ①島根県子ども読書活動推進会議の開催 ・県内における子ども読書活動の推進方策について協議 ・第二次推進計画の進行管理や子ども読書応援団プロジェクトをはじめとした活動の助言・指導 ②子ども読書フェスティバルの開催 ・子ども読書活動の重要性を広く普及啓発	628

⑨子ども読書応援団プロジェクト

広く子どもの読書活動について関心と理解を深めるため、子ども読書ボランティアの支援や、子どもの読書活動の推進体制整備及び普及啓発に向けた取組を行います。

事業名	事業内容	予算額(千円)
子ども読書応援団プロジェクト (国委託) (生涯学習課)	乳幼児期から本に親しむことができるよう、「ブックスタート」の重要性を広く普及啓発するとともに、子どもの読書習慣の確立を目指して学校・家庭・地域が連携した総合的な取組を進める。 【事業内容】 ・「子ども読書県しまね」の気運醸成に向けた広報啓発 ・絵本作家、ブックスタートの実践者等の講演会 ・読書ボランティア活動の支援 (全国7箇所程度が採択される見込み)	900 (見込み)



【施策】

(2) 青少年の健全な育成の推進 (Ⅲ-1-2)

青少年が、社会の一員として必要な社会規範や自立性、社会性を身に付け、心身ともに健やかに成長するよう、学校・家庭・関係団体と連携して環境整備を進めます。

【主要事業】

① 青少年の課題に対応した体験活動推進プロジェクト

今日の急激な社会変化に伴い、本県でも、青少年をめぐる様々な課題として、青少年の社会的自立の遅れや社会的不適応が指摘されています。本事業は、そういった課題の中でも、不登校やひきこもりなど社会との関係が希薄な青少年の自立を支援するものです。

事業名	事業内容	予算額(千円)
自立に支援を要する青少年の体験活動推進事業費 (国委託) (生涯学習課)	ひきこもりなど社会との関係が希薄な青少年の自立を支援するため、地域の経験豊かな人材や関係機関の協力を得て、様々な体験活動を総合的に実施 【事業内容】 ①指導者・スタッフに求められる知見・ノウハウの検証 ②持続可能な運営体制のあり方の検証 ③社会体験・自然体験プログラムの開発	4,000

2 多彩な県民活動の推進（Ⅲ－２）

ボランティアやNPO活動など、多様な主体による幅広い分野の自主的・主体的な活動を促進するとともに、県民一人ひとりが学習活動や、スポーツ・芸術文化活動に親しみながら、生き生きと心豊かに暮らせる地域づくりを目指します。

【施策】

（１）生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進（Ⅲ－２－１）

県民が、生涯にわたる学習を通じて自己実現を目指すとともに、学習の成果が社会生活に生かされる生涯学習社会の実現を目指します。

そのためには、個人の興味・関心に基づく自発的学習を待つだけでなく、社会教育施設（公民館、図書館、生涯学習推進センターなど）における学習支援機能の充実強化により、県民の学習活動を積極的に誘発するとともに、その成果を地域課題の解決に向けた実践活動に結びつけるなど、地域社会への主体的な参画を支援していくことが必要です。

【主要事業】

①生涯学習推進センター事業

県民の学習ニーズに応え、地域社会への主体的な参画を支援するためには、社会教育施設の職員や社会教育関係者の専門的力量を高めていく必要があります。

このため、生涯学習推進センターにおける指導者養成機能を強化し、公民館職員や社会教育に関わる各種コーディネーター、NPO関係者、PTA指導者などを対象に、学習支援プログラムなど即戦力かつ専門的スキルを高めるための研修を実施します。

事業名	事業内容	予算額（千円）
生涯学習推進センター事業費（人材養成事業）	<p>社会教育の実践者（公民館職員、NPO関係者等）が求める専門的知見（学びや気づきを促すスキル・ノウハウ・マインドなど）を提供する人材養成研修を行う。</p> <p>【事業内容】</p> <p>①基礎研修 ・社会教育に関する基礎知識や本県の社会教育の現状について理解を深める。</p> <p>②専門研修 ・実践活動に対応した高度な知識や指導技術を習得する。</p> <p>③ファシリテーター養成講座 ・ファシリテーター（地域活動の推進役）としての必要な技術を習得する。</p> <p>④社会教育主事資格取得講習 ・文部科学省からの委託を受け、社会教育主事資格の付与を目的とした講習。</p> <p>⑤メディア研修 ・地域情報化を推進する指導者の養成。</p> <p>⑥社会教育に関する認証の在り方の検討 ・島根大学との連携協力のもとで、社会</p>	160

	教育に関する専門性を認証する方策等について、中長期的視点に立って検討を進める。	
生涯学習推進センター事業費（活動支援事業）	学習支援プログラムの開発・普及及び、学習情報の提供等を行う。 【事業内容】 ①学習支援プログラム作成・普及 ・社会教育及び学校教育関係者が住民を対象に行うプログラムの開発・普及。 ②学習相談 ③教材貸出	2, 207
生涯学習推進センター事業費（交流拠点事業）	県内の活動について、情報交換や事例発表等の交流促進を図り、また、市町村と連携して情報誌の発行やデータベースの拡充強化を行う。 【事業内容】 ①生涯学習情報システム ②情報誌「Let's（レッツ）」 ③社会教育連絡協議会（仮称） ・社会教育関係団体相互の情報交換や事例発表等による交流促進。	3, 849
生涯学習推進センター事業費（学校地域連携推進事業）	県民に対し、高等学校や特別支援学校の有する優れた人材・施設を生かした、各校特色のある講座を提供する。 【事業内容】 ①県立学校開放講座 ・県内の県立学校20校、特別支援学校7校で実施予定。	810
生涯学習推進センター事業費（維持管理費）	生涯学習推進センター及び西部生涯学習推進センターの維持管理に関する経費	14, 861
小計		21, 887

②図書館事業

県民の高度化・多様化する学習ニーズに応え、県・市町村を通じた総合的な図書館サービスを充実するため、市町村立図書館、学校図書館に対する支援を強化します。また、子ども読書活動の推進や関係機関のネットワーク化、郷土資料をはじめとする図書資料整備とレファレンスの強化を図ります。

事業名	事業内容	予算額（千円）
県立図書館事業費	○図書館活動推進事業 県民の学習要求に応えるため、資料提供やレファレンス等を通じて、いつでもどこでもだれでも学ぶことのできる環境を整備する。	118, 717

【事業内容】

①図書館協議会

- ・委員 10 名、年 2 回程度開催

②図書の購入・選定・管理

③図書館情報システムの運用

④館内閲覧・貸出

⑤調査相談（レファレンス）

⑥相互貸借

- ・県内外の図書館間の資料相互貸借

⑦高齢者・障害者郵送等貸出サービス

- ・高齢者・障害者が在宅で県立図書館の
図書を借りることのできるサービス

⑧団体等貸出

- ・学校、公民館等への図書の一括貸出
- ・石見部においては、西部読書普及セン
ター（浜田市長沢町）を拠点に実施

⑨研修事業

- ・市町村立図書館の司書職員等を対象に、
専門性を高めるための研修や巡回訪問
を利用した出前研修の実施

⑩文化講座開催

- ・「出雲国風土記を読む会」「古文書を読
む会」「しまね文学散歩」等の文化講座
を定期的に開催

⑪広報啓発事業

- ・館報、図書館要覧の発行

○市町村支援事業

県民にとって利便性の高い市町村立図書館及び読書施設等に対する支援を通じて、県内全域にわたる図書館サービスの充実を図る。

【事業内容】

①配本・特別貸出

- ・図書館未設置町村及び蔵書の不足して
いる市町村立図書館に対し、長期一括
貸出を実施

②協力巡回

- ・市町村立図書館等を巡回訪問し、運営
面の諸課題について助言指導

○子ども読書支援事業

児童図書や子ども読書に関する研究資料等の収集・提供を行うとともに、関係団体との連携を密にしながら、児童向けサービスの充実、親子読書の推進、ボランティア活動等の促進を図る。

	<p>【事業内容】</p> <p>①幼児・児童読書普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども室運営、読書普及指導員の派遣 <p>②子ども読書推進講座開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「こどものつどい」「子どもお楽しみ会」等の開催 <p>③学校への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館への団体貸出等 ・市町村立図書館職員向け研修への学校司書の受入れ <p>○郷土資料整備収集事業</p> <p>郷土資料の収集・保存・提供を行う。</p> <p>【事業内容】</p> <p>①郷土資料収集・保存対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根県に関する古文書・古絵図等の郷土資料を調査・収集し、保存性・利便性を高めるためのマイクロフィルム化、デジタル画像化を計画的に実施 <p>②郷土文献情報検索システム事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郷土の人物データ作成を進め、来館のみならずインターネット利用により、広く情報提供する。 <p>③郷土資料モニターと連携した郷土資料収集</p>	
<p>県立図書館機能強化事業費（子ども読書活動推進事業）</p>	<p>県内すべての公立小中学校における学校図書館活用教育を実現するため、県立図書館の使命である学校図書館支援機能及び人材養成機能を強化する。</p> <p>【事業内容】</p> <p>①小中学校向け団体貸出を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各小中学校に十分な図書が整備されるまでの臨時措置として、小中学校向けの図書パッケージを県立図書館に一括配備し、団体貸出を強化 <p>②学校司書等の人材養成研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館に配置される司書、ボランティア等の専門性を高めるための専門研修 ・子ども読書活動を幅広い県民運動として展開するための読書ボランティアを発掘・養成する基礎研修 	<p>18,769</p>
<p>小 計</p>		<p>137,486</p>

③青少年の家事業

小中学生を中心とした青少年に、宍道湖の湖面活動（サバニ、カッター）など多面的な体験活動プログラムや交流の機会、宿泊研修等の場を提供することにより、心身の健全な育成を図ります。

事業名	事業内容	予算額（千円）
青少年の家事業費	<p>○運営委員会 ・運営委員 15 名、年 2 回開催</p> <p>○研修支援事業 湖面活動、創作活動等の自主的な研修を援助するため、講師や協力者の体制を充実するとともに参加者が様々な体験ができるよう施設やプログラムを提供</p> <p>【事業内容】 ・様々な体験プログラムによる研修指導、艇指導、宿泊指導の実施</p> <p>○主催事業 青少年の健全育成と県民の教養及び文化の向上に資するため、サン・レイクフェスティバル等の主催事業を実施</p> <p>【事業内容】</p> <p>①サン・レイクフェスティバル ・施設・設備を開放し、施設利用者の研修成果を発表する場や体験活動の場等を提供</p> <p>②にこにこ土・日 ・親子の共同・交流体験等を通じて、家族の交流活動を奨励し、家庭の教育力向上に資する（年 3 回開催） ・「こどもの日」に合わせて、家族で楽しむ機会（湖面活動）（年 1 回開催）</p> <p>③サン・レイクスports教室 ・サン・レイクならではのスポーツの機会を広く県民に提供する（年 2 回開催）</p> <p>④青少年活動支援者養成講座 ・青少年活動をはじめとする地域活動やボランティア活動に必要な理論や技術を体験的に学べる機会を提供し、活動する上で必要なスキルの向上を図り、併せて社会貢献への意欲を高める</p> <p>⑤サン・レイク夏楽校・冬楽校 ・少年の体験を広げ「生きる力」の育成の一助とするため、個人で参加できる長期宿泊体験の機会を提供</p>	79,755

	<p>(夏楽校 2 回、冬楽校 1 回開催)</p> <p>⑥サン・レイク楽校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悩みを抱えている児童・生徒に、青少年社会教育施設を利用した、自然体験や生活体験の機会を提供し、元気や自信をつける一助とする。 <p>(年間 6 回程度開催)</p> <p>⑦環境教育に関する指導者研修及び研修支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の児童・生徒を中心に、より多くの県民が宍道湖の自然の良さを実感し、環境への意識を高める機会提供(指導者研修 1 回、支援事業 11 月～3 月) <p>⑧プログラム開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然体験や生活体験のできる恵まれた学習環境を有効活用し、環境教育や家庭教育支援事業等の現実的課題について、学校等に提供できるプログラムを開発 <p>○青少年の家指定管理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の家の施設設備の維持管理業務を指定管理者が代行 	
--	---	--

④少年自然の家事業

小学生を中心とした子どもたちに、江津市の浅利富士の林間の自然を活用した多面的な体験活動プログラムや交流の機会、宿泊研修の場を提供することにより、心身の健全な育成を図ります。

事業名	事業内容	予算額(千円)
少年自然の家事業費	<p>○運営委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員 14 名、年 2 回開催 <p>○受け入れ事業</p> <p>冒険の森(フィールドアスレチック)活動、創作活動等の自主的な研修の支援体制を充実するとともに参加者が様々な体験ができるよう施設やプログラムを提供</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者に様々な体験プログラムを提供 ・研修指導・宿泊指導を実施 <p>○主催事業</p> <p>青少年の健全育成と県民の教養及び文化の向上に資するため、チャレンジ・ザ・サマー等の主催事業を実施し、親子交流体験活</p>	65,071

動や自然体験活動の機会を提供

【事業内容】

- ①利用者団体指導者研修会
 - ・集団宿泊生活の教育的意義と集団生活の効果的で安全な実施方法について研修（前・後期の2回開催）
- ②オーブンデー
 - ・施設を県民に開放して、野外活動や創作活動を家族で体験し交流を深める（春・秋の2回開催）
- ③チャレンジ・ザ・サマー、エンジョイ・ジ・オータム
 - ・家族が大自然の中で行動を共にし、共通の体験を通してより良い関係を築くとともに絆や交流を深める（チャレンジ・ザ・サマー 年4回開催）
（エンジョイ・ジ・オータム 年1回開催）
- ④子ども探検隊 in 自然の家
 - ・小学校の上学年児童が、自然との関わりを通して様々な体験活動や宿泊生活を行い、自然への興味・関心を高めたり、集団規律を学んだりする
 - ・大学生ボランティアと参加者との交流を図る（年1回開催）
- ⑤わくわく体験！森と海のつどい
 - ・アクアスでの宿泊体験を通して、魚の生態を観察したり、自然の家での体験活動を通し、家族相互の交流を図る（年2回開催）
- ⑥子ども寺子屋体験楽校
 - ・小学校の中学年児童が、自然の家で集団宿泊しながら通学し、集団生活の決まりや協調性、思いやりの心を育て、子ども同士の交流を図る。
- ⑦わくわく森もりランド in 江津
 - ・年長幼児とその保護者を対象に、自然体験や創作活動を通して親子の絆を深める。

○広報・啓発事業

広報・啓発により、施設利用や主催事業参加の促進を図る

【事業内容】

- ・所報、利用の手引き、活動資料、リーフレット、入所関係資料の作成

⑤社会教育関係団体活性化事業

社会教育関係団体が実施する人材養成研修等への支援を通じて、社会教育関係団体の活性化を図ります。

事業名	事業内容	予算額（千円）
社会教育関係団体 活性化事業費	①県連合婦人会研修事業助成金 300 ②中国・四国地区子ども会ジュニアリーダー大会（島根大会）助成金 200 ③日本PTA中国ブロック研究大会（島根大会）助成金 400 など	919

⑥生涯学習総合推進事業

社会教育に関する専門的知見や実践経験を有する有識者の意見を社会教育行政に反映させるため、社会教育委員の会を開催します。

また、社会教育主事資格取得者を計画的に養成し、社会教育を振興する人的基盤を整備します。

事業名	事業内容	予算額（千円）
生涯学習総合推進 事業費	○生涯学習推進体制の整備 【事業内容】 ①社会教育委員の会 社会教育法に基づき、社会教育委員を委嘱し、本県の社会教育行政に関し、教育委員会への意見具申を行う。 ②その他 各種負担金など	909
	○社会教育主事講習派遣事業 【事業内容】 ・公立小中学校教員等に社会教育主事資格を取得させるため、必要な講習へ派遣する。	2,030
小計		2,939

【施策】

(2) 芸術・文化の振興(Ⅲ-2-3)

文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものです。21世紀を切り拓く心豊かでたくましい人材を育成するために、郷土やわが国の文化・伝統を尊重し、同時に他の国や地域の文化・伝統に敬意を払う意識を涵養することが重要です。

このため、青少年の文化活動を地域が支援するという理念に基づき、社会教育の一環として、地域との連携を重視した事業展開を図りながら、心豊かな人材育成と芸術・文化の振興を図ります。

【主要事業】

①青少年文化活動推進事業

多様な文化芸術に触れることにより、青少年の豊かな情操を培うとともに、次代の文化活動の担い手を育成するため、学校、地域・文化団体と連携し、活動成果の発表機会の提供、社会人指導者の活用による技術・表現力の向上を図ります。

【青少年文化活動の向上推進】

□島根県児童生徒学芸顕彰制度

文化系の全国大会において入賞した本県の児童生徒を教育長から顕彰する。

□全国大会出場校知事激励

全国大会（合唱・吹奏楽・演劇・郷土芸能・日本音楽）に出場する高校に知事激励金を授与する。

【青少年文化活動の普及・振興】

□県高校総合文化祭共催

島根県高等学校文化連盟に負担金を交付し、各分野別の基幹事業を共催する。

□全国高校総合文化祭への参加促進

大会に参加する生徒の旅費を補助する（補助率1/3）。

□高校文化活動に関するポータル機能強化

県高文連との連携を強化し連絡調整機能を高めるため、専任事務局職員雇用を助成する。

□中学生による作品・表現活動の発表会開催

県内中学校における文化活動が総合的に発表される大会を開催する。

【地域・文化団体との連携支援】

□高校文化活動校外指導者（社会人等）派遣

学校長から推薦された指導者を当該校に派遣する。

□中学校文化活動校外指導者（社会人等）派遣

学校長から推薦された指導者を当該校に派遣する。

□地域等における高校文化活動発表支援

県高文連を窓口とし、地域行事・団体発表会への参加を支援・助成する。

【芸術等鑑賞機会の提供】

[文化庁所管事業]

□子どもの映画鑑賞普及事業

文部科学省選定等の優れた邦画上映（委嘱）

□子ども夢・アート・アカデミー

- 「日本芸術院会員」を学校に派遣し講話・実技披露（国直接執行）
- 本物の舞台芸術体験事業
芸術文化団体公演・ワークショップ（国直接執行）
- 「言葉」について考える体験事業
言語表現等について各界の第一人者による講習（国直接執行）
- 「言葉」に関する参加体験型講習の指導者養成事業
言語表現等に関する指導方法を各界の第一人者が指導し人材育成（国直接執行）
[その他]
- 島根県児童演劇地方巡回公演
（社）日本児童演劇協会と連携し良質で安価な児童劇を提供（県予算措置なし）
- 島根県青少年劇場小公演
（財）日本青少年文化センターと連携し良質で安価な音楽公演を提供（県予算措置なし）
- 島根県青少年音楽鑑賞事業
島根県在住の音楽家を登録し出演を仲介する（ゼロ予算事業）

事業名	事業内容	予算額（千円）
青少年文化活動の向上推進	・青少年文化活動の意欲を喚起するため、知事から激励金授与、教育長による顕彰を実施する。	420
青少年文化活動の普及・振興	・「全国高総文祭しまね'07」の成果を踏まえ、島根県高等学校文化連盟の運営を支援することにより、青少年文化活動の振興を図る。 ・高校文化活動に接続する中学校文化活動の育成を図る。	12,289
地域・文化団体との連携支援	・中学・高校文化活動に社会人指導者を派遣し、活動を支援する。 ・地域の文化行事や文化芸術団体が主催する発表会等への参加を促進する。	2,442
芸術等鑑賞機会の提供	・児童演劇・音楽公演を市町村に仲介する。（県費予算措置なし） ・文化庁所管事業（委嘱等）	—
小計		15,151



主要施策に係る資料集

社会教育行政の課題

島根県教育庁生涯学習課

1. 社会教育法改正で明確になった「社会教育行政の任務」の遂行

【従来の任務】

- 「個人の要望」に応じた学習への支援
- 「社会の要請」に基づく学習への支援

【新たな任務】

- 学習成果の活用による社会全体の教育力の向上
- 学校・家庭・地域の連携協力関係の構築
- 学校への支援（「学社連携・融合」を含む）
- 家庭教育への支援

2. 身近な地域（概ね小学校区程度のエリア）における住民自治活動（協働）を促進する取り組み

- 住民自治活動（協働）を促進する具体的な取り組み
 - ・ふるさと教育推進事業 ・学校支援地域本部事業 ・放課後子どもプラン
 - ・家庭教育支援基盤形成事業 ・子ども読書応援プロジェクト
 - ・実証！「地域力」醸成プログラム など
- 住民自治活動（協働）をコーディネートする人材の発掘・養成
 - ・公民館職員
 - ・学校支援地域本部の地域コーディネーター
 - ・放課後子どもプランのコーディネーター、指導員等
 - ・子育てサポーターリーダー など

3. 社会教育法の制度設計（公民館、社会教育主事、社会教育委員）を生かす取り組み

- ①公民館……………予算・人員の確保、公民館の存在意義の明確化
公民館職員の力量や志気の向上に向けた研修の充実 など
- ②社会教育主事……市町村教育委員会が自ら任用する社会教育主事の充実
派遣社会教育主事の一層の活用
社会教育主事の研修機会の充実 など
- ③社会教育委員……社会教育委員の役割の明確化、研修の充実
社会教育委員連絡協議会の活動の活性化 など

中央教育審議会答申（H20.2.19）・島根県が目指した論点

島根県教育庁生涯学習課

■ 「生涯学習社会」「生涯学習振興行政」「社会教育行政」の概念の整理

◇ **生涯学習社会**：学歴社会の弊害を是正→「生涯学習の理念」が実現される社会へ

- ①国民一人一人がその生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、また、その成果を適切に生かすことのできる社会
- ②学習成果の社会還元によって、地域社会の基盤強化につながる社会全体の教育力の向上に貢献する社会 = 「**知の循環型社会**」
- ③「**個人の要望**」（＝個人の興味・関心に基づく学習）と「**社会の要請**」（＝自立した個人の育成、自立した地域社会の形成に資する学習）のバランスのとれた社会

◇ **生涯学習振興行政**：教育行政だけでなく首長部局の施策も含めた総合調整機能

- ①個人の自発的学習のみならず、社会教育・学校教育で行われる多様な学習活動や、首長部局において実施される学習活動をも包含し、「生涯学習の理念」を実現するための施策の全体を総合的に調和・統合させるための行政

◇ **社会教育行政**：生涯学習振興行政の中核を担うべき役割

■ 社会教育行政の本来的な任務

- ①国民一人ひとりの生涯を通じた学習への支援※
※「個人の要望」と「社会の要請」との調和に留意した学習支援

■ 社会教育行政の新たな任務

- ①**学習成果の活用**について社会教育行政の任務として明確に位置づけるべき。
- ②**学校・家庭・地域の連携**について社会教育行政の任務として明確に位置づけるべき。
- ③**学校への支援**（学社連携・融合を含む）について社会教育行政が積極的に担う役割があることを明確にすべき。
- ④**家庭教育への支援**について社会教育行政の重要な任務としてより明確にすべき。

■ 社会教育施設の在り方

住民の地域社会への貢献や自立した地域づくりへの意識を高め、地域社会における課題解決の機能を総合的に確保することが重要

- ①**公民館**……「**地域における公共を形成するための拠点**」となることが求められる。
- ②**図書館**……「**地域の知の拠点**」として質量両面の充実が図られるべき。
- ③**博物館、青少年教育施設等**の役割についても重要性が高まっている。

■ その他の論点

- ①社会教育行政を支える専門的職員（社会教育主事、司書、学芸員等）の在り方
- ②地域人材、NPO 等との連携の在り方
- ③**教育委員会と首長との関係**……社会教育行政の**新たな任務②③**に鑑み、教育委員会が所管することが適當。 など

島根県の社会教育行政の特徴

島根県教育庁生涯学習課

■ 島根県の財政事情

(1) 脆弱な財政基盤

- ◇財政力指数……………ワースト1
- ◇起債制限比率……………ワースト3
- ◇実質公債費比率……………ワースト5
- ◇ラスパイルズ指数……全国最下位 92.6 (都道府県平均99.6)
 - ・給与カット…給料・手当 (一般職▲6~▲10%)

(単位：億円)

(2) 縮小する財政規模

- ◇H21予算額 5,270億円 (一般会計当初予算額)
 - ・H4補正後 (5,435億円) を下回る規模
 - ・ピーク時 H10補正後 (7,302億円) の72%に縮減

区 分	H4	H10	H21
義務的経費	2046	2393	2460
その他経費	3389	4909	2810
予算額 計	5435	7302	5270

(3) 財政健全化に向けた集中改革期間 (H20~H23)

- ・マイナスシーリング ▲50% (裁量の余地のある経費は、結果的にピーク時の1/4に縮減)
- 「分岐点」 [◇ 財源があれば、行うことが「望ましい」施策
◇ 財源がなくとも、守り抜かなければならない「不可欠な」施策

■ 生涯学習課の概況

(1) H21予算額

- ・事業費予算 (職員給与費を除く) 641百万円 ……前年度対比 16%増加
 - ・職員給与費 (77名) 600百万円 ……平均給与費を用いた概算
- 【77名の内訳】 ……事務16名、社会教育主事 (教員) 48名、司書13名

(2) 生涯学習課所管の県立社会教育施設 5施設……直営4、一部指定管理1

- ・生涯学習推進センター2、図書館1、青少年教育施設2

※他課所管の県立社会教育施設 7施設……いずれも指定管理

- ・教育委員会……歴史博物館1
- ・知事部局……美術館2、自然博物館1、水族館2、女性教育施設1

(3) 県の機関における社会教育主事 (教員) 配置…48名

- ・生涯学習課7名、生涯学習推進センター (東・西) 7名、青少年教育施設10名
教育事務所5名、派遣社会教育主事 (併任による市町村派遣) 19名

※国の関連機関への派遣…6名

- ・国立青少年交流の家3名、国立大学2名、国社研1名

■ 社会教育行政に求められる専門性についての考え方

「個人の要望」に応じた学習支援と「社会教育」とは異なる、という前提に立って

- ①教育的価値 (教育目標) を自覚 = 社会教育行政の存在意義を理解していること
- ②学習ニーズが顕在化していない人にも、学び・気づきを促すことができる「スキル・ノウハウ・マインド」を提供できること

社会教育主事派遣要綱の制定

島根県教育庁生涯学習課

従来の「地域教育コーディネーター派遣事業実施要綱」に替えて「社会教育主事派遣要綱」を制定し、平成21年度派遣から適用します。（改正点は下記のとおり）

記

1. 県教育委員会から市町村教育委員会へ派遣する社会教育主事の職名を、「地域教育コーディネーター」から「社会教育主事」に変更する。

【改正理由】

- ・昨今、放課後子どもプランのコーディネーター、学校支援地域本部の地域コーディネーターなど〇〇コーディネーターという名称が多数用いられるようになっており、「地域教育コーディネーター」という名称のままでは、それらと混同されるおそれもあり、住民や行政関係者に本来の役割が理解されにくくなっている。
- ・社会教育法の一部改正によって拡充された社会教育主事の職務権限を含め、専門性に立脚した職務を円滑に遂行していくため、法律に根拠のある「社会教育主事」という職名を用いることとする。

2. 県教育委員会だけでなく市町村教育委員会においても社会教育主事の発令を行うべきことを明確にする。

【改正理由】

- ・県から派遣する社会教育主事の任用について、従来、市町村教育委員会における社会教育主事発令についてバラつきが見られたが、社会教育主事の職務権限との関係から、市町村教育委員会における発令を必須とする。

3. 給与等の負担率を、市は2分の1、町村は4分の1とする。

【改正理由】

- ・昨年度、町村派遣が途絶えかねない状況を踏まえた緊急避難措置として負担率の読み替えに関する附則を定めたが、県の財政健全化と市町村の負担軽減という二律背反の要請のもとで、将来にわたって派遣制度を安定的に運用していくため、本則において市の負担率2分の1、町村の負担率4分の1を規定する。

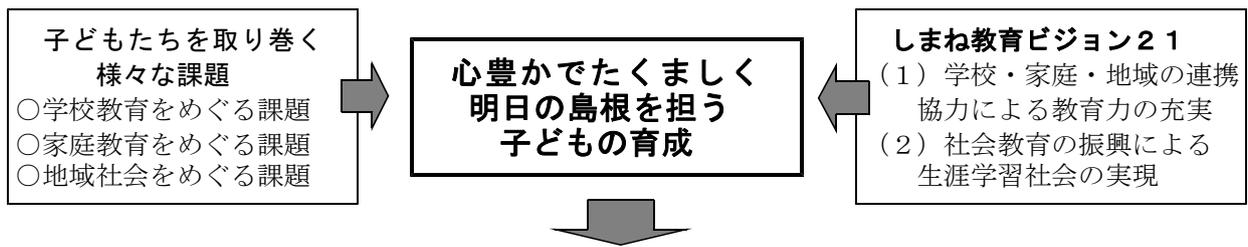
4. 社会教育主事が従事する職務の表記を、「生涯学習・社会教育の推進に関する事務」から「社会教育行政及び生涯学習振興行政に関する事務」に変更する。

【改正理由】

- ・これまで「生涯学習」「社会教育」という用語について、国民だけでなく行政関係者にも概念の混乱・混同が見られたが、中央教育審議会答申（H20.2.19）において整理がなされ、「生涯学習振興行政」「社会教育行政」という用語が定義されたため、これに基づいて表記を変更する。

5. 「地域教育コーディネーター派遣事業実施要綱」から「社会教育主事派遣要綱」への改正に伴い、条文中の用語の整理を行う。

社会教育主事派遣制度の概要



県の社会教育主事を市町村教育委員会へ派遣

以下の項目に重点を置きながら、地域における社会教育及び「学社連携・融合」の推進に関する事務に従事することを目的に、県の社会教育主事（社会教育主事資格を有する教員）を、希望する市町村教育委員会へ派遣する。

【重点項目】

- ①学校・家庭・地域が連携協力した社会教育及び「学社連携・融合」の推進
- ②地域の「ひと・もの・こと」を生かしたふるさと教育の推進
- ③市町村合併後の地域の自立に向けた人づくり・地域づくりの推進

【職務】

- ◆「学社連携・融合」の理念に基づく学校教育の充実と地域教育力の向上
 - 「学社連携・融合」の推進体制づくりとその運営に係る支援
 - 県教委の重点施策（ふるさと教育、放課後子どもプラン等）の推進
 - 地域の教育資源「ひと・もの・こと」を生かした教育活動のコーディネートと支援
 - 上記の課題に関する公民館活動との連携の構築
- ◆地域における子どもたちの豊かな体験活動の充実
 - 子どもたちを支える地域の大人の組織づくりと指導者の育成・養成
 - 青少年教育事業の企画、立案、運営
 - 地域の社会教育関係者、PTA、NPO等のネットワークづくり
- ◆市町村の社会教育担当者の養成
 - 公民館主事等社会教育関係者の養成 等

【派遣者数と派遣先】（平成21年度）

- ◆派遣者数 19名
- ◆派遣先市町村数 6市6町

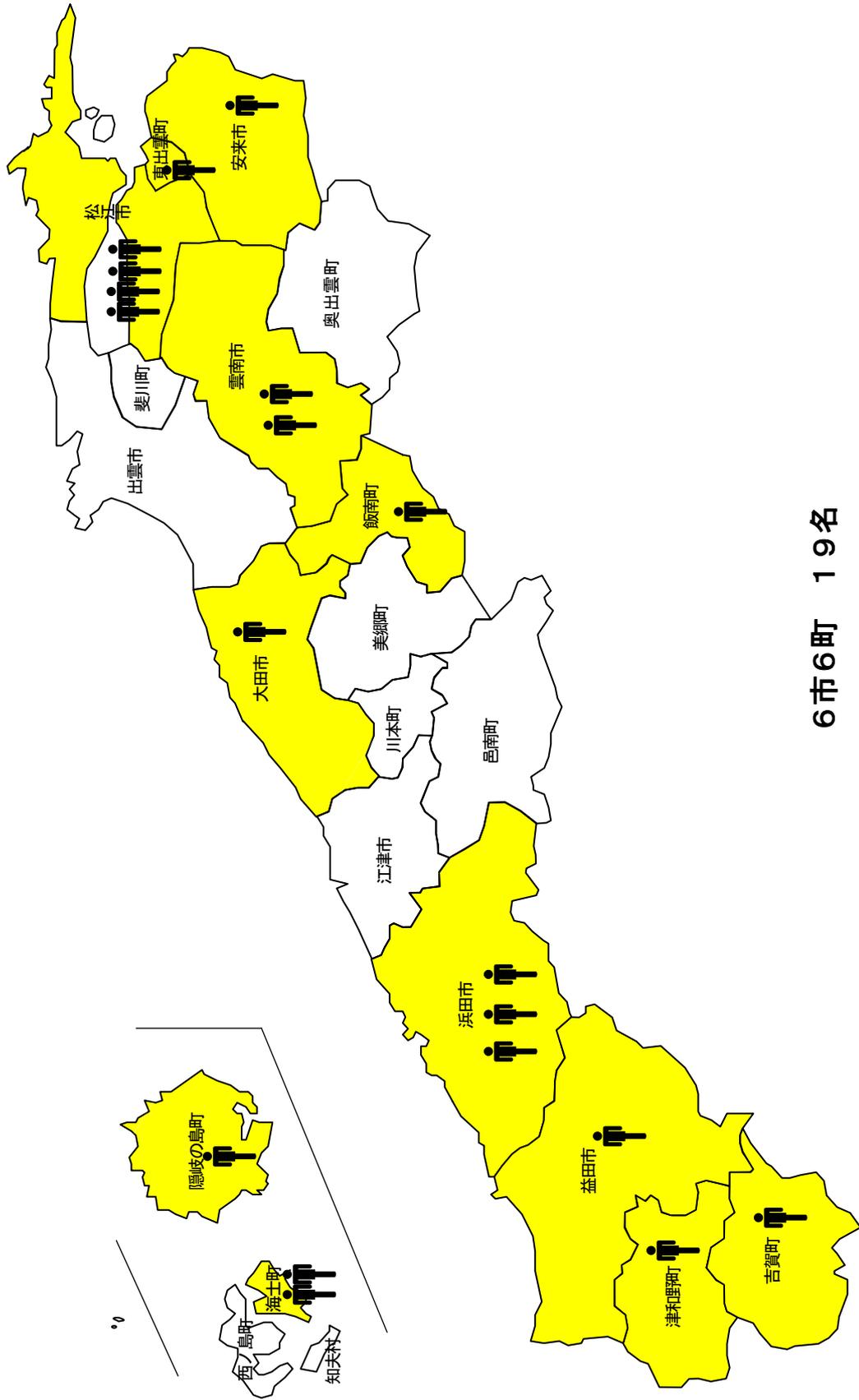
【派遣期間】

原則として4年以内

期待される効果

- ◆「学社連携・融合」による学校教育の充実、地域社会との連携強化
 - 開かれた学校づくり、特色ある学校づくりの推進
 - 地域をあげて学校を支援する気運の醸成 など
- ◆学校・家庭・地域が一体となった地域ぐるみの教育の推進
 - ふるさとに愛着と誇りをもつ心豊かな子どもの育成
 - 地域の教育力の向上
 - 家庭の教育力の向上 など
- ◆地域の大人や高齢者を対象とする社会教育の推進
 - 地域の自立に向けた人づくり・地域づくり
 - 地域の課題解決に向けた幅広い学習・実践活動の推進

平成21年度 派遣社会教育主事配置図



6市6町 19名

ふるさと教育推進事業

1. 経緯

- ・第一期の3年間（H17～H19）の「ふるさと教育」を通じて、学校、市町村教委、地域住民など幅広い関係者が「学社連携・融合」（＝学校教育と社会教育とが連携した教育活動）の意義や効果について理解 → 事業継続を強く要望。

2. 第二期（H20～H22）の方向性

①「ふるさと教育」の方法論の熟度を高める

- ・教育課程としての「ふるさと教育」の効果・有用性を一層高めていくため、「学社連携・融合」の在り方を含め、具体的な方法論の熟度を上げていくことが必要。
- ・地域の創意工夫を生かすという原点を大切にしながら、方法論に関する事例収集、分析を進め、その成果を教育現場へ還元する仕組みを構築することが必要。
- ・地域の人材を発掘・養成するための研修については、県と市町村との役割分担を明確にした上で、充実強化することが必要。
 - 1) 県は、方法論に関する調査研究の成果を還元する観点から、専門的研修を担当。
 - 2) 市町村は、ふるさと教育の意義についての周知徹底や地域人材の掘り起こしにつながる講座など、基礎的研修を担当。

② 地域人材の発掘・供給の円滑化と定着を図る

- ・これまでの第一期（H17～H19）の成果として、地域の大人たちが学校教育を支援する取り組みの重要性について幅広い関係者の理解が得られたところだが、「学社連携・融合」の取り組みを今後も末永く継続していくためには、地域人材の発掘供給の流れを円滑化し、その定着を図ることが必要。
- ・このため、第二期（H20～H22）においては、地域の人材バンク機能を担う公民館活動との連動性を高める方向性を明確に打ち出すこととする。
- ・すなわち、「学社連携・融合」の意義や効果を手探りで模索した第一期から、県の交付金に頼らなくとも地域人材が学校教育を末永く支援する第三期（H23～）へと、タスキをつなぐ重要な移行期として第二期を位置づける。

3. 市町村交付金の算定方法の変更

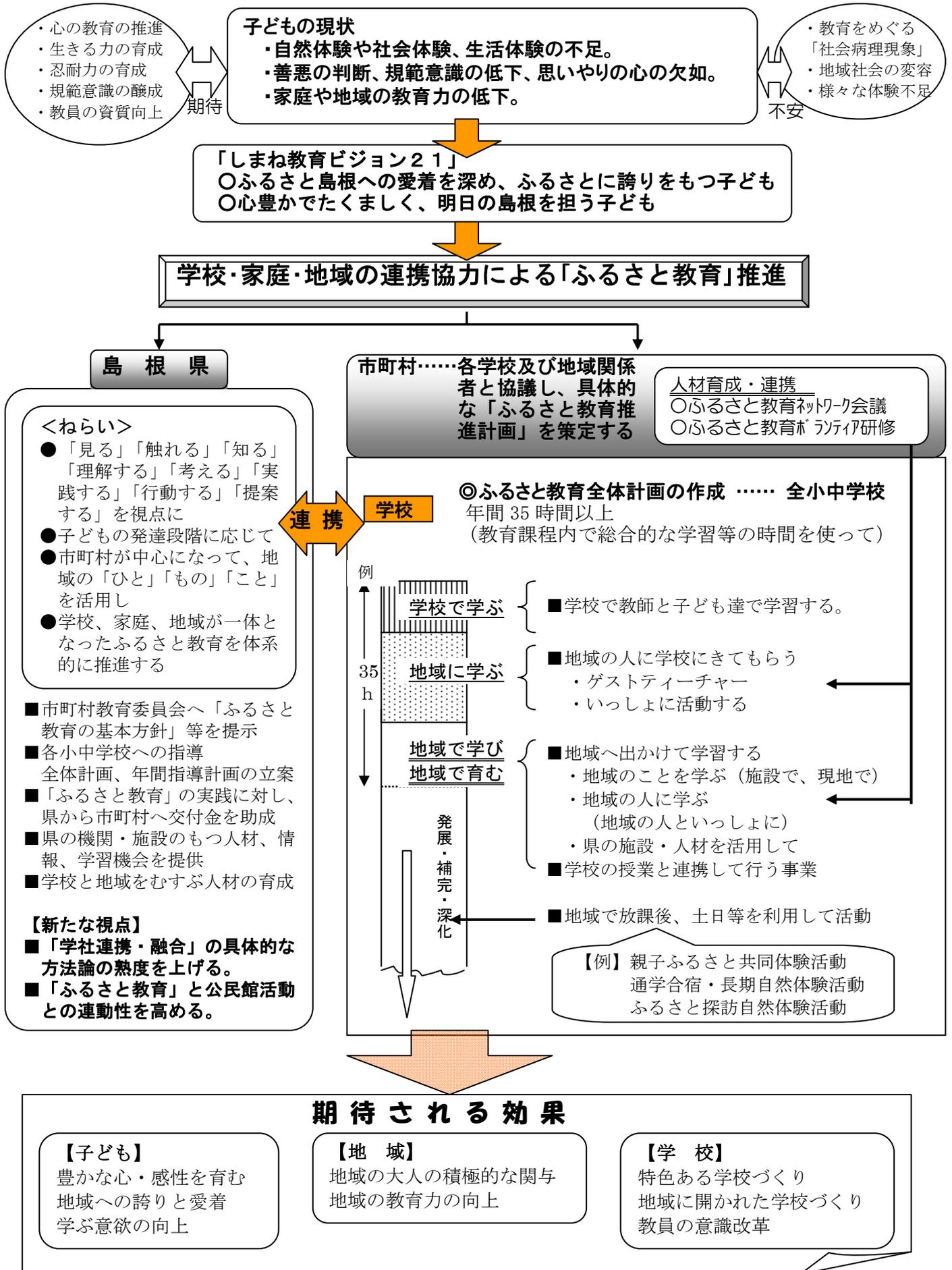
【第一期（H17～H19）の算定方法】

- (1) 各市町村教育委員会×@300千円… ネットワーク会議、地域人材養成研修、広報
- (2) 各小学校区×@100千円…………… 学校・地域活動費（各種物件費）
- (3) 各小学校・中学校×@75千円…………… 特別非常勤講師報酬、学校支援ボランティア謝金

【第二期（H20～H22）の算定方法】

- (1) 各市町村教育委員会×@200千円
 - ① 地域人材養成研修@100千円…………… 県との役割分担を前提にした基礎的研修の開催
 - ② 公民館連携事業@100千円…………… 地域人材の発掘を図る講座、人材バンクの整備等公民館活動との連動性を高める事業
- (2) 各小学校区…………… (3)に統合
- (3) 各小学校・中学校×@100千円
 - ① 特別非常勤講師報酬
 - ② 学校支援ボランティア謝金
 - ③ 学校・地域活動費（各種物件費）

ふるさと教育推進事業



島根県の放課後子どもプラン基本方針～子どもたちの心安らく放課後や休日のために～

島根県・島根県教育委員会

この基本方針は、島根県における「放課後子どもプラン」の基本理念を示すとともに、その実施に当たって、各小学校区毎での検討の場（運営委員会等）における検討のポイントを示すものです。

1. 放課後子どもプランのねらい

★ 子どもは地域の宝です。子どもの健やかな成長は全ての県民の願いです。大人は子どもの素直な好奇心やあふれる笑顔に接することで、日々元気をもらっています。

知・徳・体の調和がとれ、社会や人と積極的に関わっていくことができる子どもを育むためには、家庭・学校・地域社会が、相互のしっかりとした信頼関係を築きながら、それぞれの役割と責任を果たしていく必要があります。

★ しかしながら、そのような家庭・学校・地域社会の連携協力による良好な教育環境を組み立てることは、現実には容易ではありません。

家庭は、子どもに基本的な生活習慣や規範意識などを身につけさせ、心身の調和のとれた発達を促す上で第一義的な責任を負っています。しかし、少子化、核家族化、価値観の多様化、雇用の流動化など社会の大きな変化の中で、教育力の低下が懸念されています。

また学校は、いじめ、不登校、学力・体力の低下、生活習慣の乱れなど根が深く深刻な教育問題への対応に追われ、子どもや家庭と丹念に向き合う心理的・時間的な余裕を失いつつあるように見受けられます。

そして地域社会は、かつては濃密な人間関係を背景として日常生活の営みの中に教育力を宿していました。しかし、今やその力を失いつつあり、学校への支援を含め、地域全体で子どもを育む仕組みを意識的に再構築していく必要に迫られています。

★ 一方、島根県内では、地域のひと・もの・ことを活用して学ぶ「ふるさと教育」を県内全ての公立小中学校で実施しています。ここでは地域の大人が直接授業に関わり、子どもたちの学びを支えています。

また、留守家庭の児童に対し毎日の生活の場を提供する「放課後児童クラブ」に加え、地域の大人たちが異年齢の子どもたちに交流・体験の場を提供する「子どもの居場所」の開設も進んできました。

こうした取り組みを通じて学校と地域社会との距離が縮まり、また地域の大人が子どもの教育に積極的に関与していく気運が高まりつつあります。

★ 「放課後子どもプラン」は、このような背景のもと、地域の宝である子どもを地域全体で育むという基本理念に基づき、群れて遊ぶことが少なくゲームやテレビで過ごしがちな子どもに、地域の大人たちの力を結集して放課後や休日を健やかに過ごすことができる環境を保障し、地域での子どもの育ちを支えようとするものです。

この取り組みは、地域の教育力を再構築していく具体的なきっかけとなるものであり、できるだけ多くの地域住民が参画し、広く情報を共有することで、大きな推進力にしていくことが望まれます。

また、学校と地域社会との連携協力や信頼関係の構築に向けて、この取り組みを十分に活かしていく必要もあります。

さらに、保護者を便利なサービスの利用者の側に留めておくのではなく、例えば地域の様々な行事や活動とつながるきっかけを提供するなど、「放課後子どもプラン」を家庭の教育力の向上に結びつけていくという理念を持つことが重要です。

★「放課後子どもプラン」は、ふるさとに愛着と誇りを持ち、幅広い交流や多様な体験を通じて自らの可能性を開花させ、社会の一員として自立して生きていくことができる子どもを育むことをめざし、家庭・学校・地域社会の連携協力による社会総がかりの取り組みとして推進するものです。

2. 放課後子どもプランのめざすもの

～島根県では、「放課後子どもプラン」を次のように推進することをめざします～

- ① 社会総がかりで子どもの育ちを支える気運の醸成と仕組みづくりのため、すべての小学校区ごとに地域内の子どもの放課後や休日の過ごし方が検討・対応される場づくりをめざします。
- ② 国庫補助事業である「放課後子ども教室推進事業(※1)」や「放課後児童健全育成事業(※2)」の推進をはじめ、放課後の子どもたちを対象とした様々な取り組みが、地域の実態に応じて、相互に連携協力しながら総合的・体系的に推進されることをめざします。
- ③ 関係機関が、より連携を強め、取り組みの推進にあたることをめざします。県の関係各課も連携体制を確立し、関連施策の推進をはかります。

※1 放課後子ども教室推進事業：「子どもの居場所」として公民館や学校の余裕教室を活用し、地域の大人がボランティアとして参画し、放課後や週末に子どもたちが体験や交流を行う場として開設されてきたものです。異年齢で自由に遊んだり、文化体験やスポーツを楽しんだり、ものづくりや読書をするなど内容や実施の形態は地域によって様々です。

※2 放課後児童健全育成事業：保護者が労働等により昼間家庭にいない児童(小学校に就学しているおおむね10歳(小学3年生)未満の児童)に対して生活の場を提供するものです。専用のスペースがあり、専任の指導員が配置されています。

3. 放課後子どもプランの進め方

- ① 子どもの放課後や休日の地域での過ごし方を検討する場をつくりましょう。
- ② 検討をもとに、地域ごとの子どもたちの生活や活動の形をプランニングしましょう。
- ③ プランに沿って地域の実態にあった活動に取り組みましょう。

○子どもの過ごし方を考えるエリアは小学校区毎に

○地域の子どもの育ちについて関係者の共通理解やネットワーク化を図る場に

★ プラン検討に先立って → 既存の取り組みを確認

放課後や休日に安全で安心できる生活の場がありますか。

子ども同士(異年齢)の多様な関わりや子どもが群れて遊ぶ機会がありますか。

子どもの関心や意欲に応じた様々な活動や体験の機会がありますか。

スポーツ活動(スポーツ少年団等)や文化活動、子ども会などで日程や参加者が重なったり競合したりしていませんか。

たくさんの方の行事の中で、かえって子どもが多忙になりゆとりが失われていませんか。

★ 実態をふまえて → 放課後等の生活や活動をプランニング

地域(小学校区)で、放課後や休日の子どもの子どもたちが心安らいで過ごせる環境をつくりましょう。そのため、従来のスポーツ活動(スポーツ少年団等)や文化活動、子ども会活動のほか、放課後児童クラブや放課後子ども教室の取り組みなどを地域の実情に応じて柔軟に実施・連携するなどして、それぞれの地域に合った校区毎の「放課後子どもプラン」を検討しましょう。

☆ 例えば・・・今の私たちの地域に何が必要か？

ニーズに対応した放課後や休日の子どもの生活や活動の場(子どもの居場所など)ができないか？

- 実施主体はどこがいいのか？
- ボランティアの確保はどうするのか、だれがボランティアの調整をするのか？
- 活動の内容や活動場所、活動経費はどうするのか？ など

地域内の子どもが関わる行事を共同で開催できないか？

- 自然体験やボランティア活動など、地域の子どものがともに参加できる行事を調整(コーディネート)するには？
- 参加に当たって子どもへの配慮や支援を要する留意点について、異なる団体がお互いに情報共有する工夫は？
- 放課後子ども教室の遊びの場に放課後児童クラブの子どもが遊びに来るには？ など

障害のある子どもや不登校の子どもたちも、ともに地域で活動できる取り組みになっているか？

- 地域の子どものが参加し、交流するためには、どんなサポートが必要か？
- 特別な支援が必要な子どもたちの様子やニーズ等を把握しているか？ など

3. 放課後子どもプランを推進するためのポイント

ポイント1 地域の子育て、無理なく無駄なく（現行の仕組みを活用しよう）

- 地域にある既存の組織や取り組みなどをうまく活用・連携して実施していけばよく、必ずしも新たな取り組みや新たな組織を立ち上げなくてもかまいません。
- 検討内容は地域の实情に応じて考えられるもので、決まった形はありません。

ポイント2 活動の共有からはじける笑顔（人の関わりという視点をふまえましょう）

- たくさんの大人(ボランティア)が地域の子どもの関わる仕組みをつくりましょう。
 - 地域ごとに、子どもに関わる大人(ボランティア)の確保をはかりましょう。
 - リーダーとなる人材には、専門的な知見も必要であり、研修等の機会も必要です。
 - 中学生や高校生などがボランティアとして参画することも検討しましょう。若者の社会参加の機会になるほか、活動による交流の幅も広がります。
- 参加する大人にとっても大きなメリットとなります。
 - 子どもに関わるボランティア活動は地域貢献の場ともなり、参加する大人の生涯学習の実践の場ともなります。
 - 子どもとの多様なふれあいの中で、子どもから元気をもらうなど、参加した大人の「生き甲斐」や「やり甲斐」につながります。
- 保護者や学校関係者も取り組みに積極的に関わらしましょう。
 - 保護者は、単に便利なサービスを享受する側に回るのではなく、できるだけ積極的に地域の取り組みに関わっていく姿勢が大切です。多様な「子育て観」に触れたり、地域における子育て・子育て支援の取り組みを知ることによって、過剰な負担感から解放されたり、自信を回復するきっかけになることも期待されます。

- 仕事などで留守家庭が増えている点も考慮し、保護者が無理なく地域との接点を持つことができるきっかけを提供することも検討しましょう。
- 学校も、地域のニーズや活動の内容に関心を持ち、家庭や地域とともに子どもを育てていくという視点が求められます。学校にとっては地域とのつながりを深め、家庭や地域にとっては学校への理解や支援・協力の気持ちを培っていく機会となることが期待されます。

ポイント3 地域全体が子どもの居場所（運営の方法やしぐみを工夫しましょう）

●放課後子どもプランコーディネータ（※3）等を配置し、効果的な活動支援を行いましょ。

- 関係機関間や事業の調整（コーディネート）をしましょう。
- コーディネータには連携事業の企画やボランティアの参加調整など中心的な役割が期待されます。

※3 放課後子どもプランコーディネータ 地域の中で取り組まれる放課後子どもプランに関わる事業間の連携や調整を行う担当者で、地域の子どもの関わる取り組みの中心的な役割が期待されます。

●地域内のニーズを把握してプランを検討しましょう。

- 子どもや保護者、地域のニーズをアンケートや懇談会などを通じ把握しましょう。

●子どもの安全確保については十分な対応をとりましょう。

- 子どもの活動中及び行き帰りを含めた安全の確保に関わる方策は十分に検討しましょう。
- 緊急時の訓練などのほか、保護者や地域への活動内容の周知等も効果的です。
- たくさんの禁止事項は逆に子どもの育ちを狭くします。危険性は取り除いた上で、子どもが自らリスクを判断できるような配慮を検討しましょう。それを見極める大人の力量も必要でしょう。

●国庫補助事業等を活用しましょう。

- 「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」の一体的あるいは連携した取り組みにあたっては、単純な一体化・一本化ではなく、それぞれの取り組みの十分な調整のもと、地域の実情やニーズに応じた実施をしましょう。
- 実施場所については、学校の余裕教室・公民館・児童館など、地域の実情に応じて適切な場所で実施されるものです。
- それぞれの事業は実施要綱に沿って実施されますが、事業目的に照らして適切なサービス水準が維持・確保されるよう配慮しましょう。

ポイント4 遊びの中で子どもは育つ（活動の内容は子どもの成長と深く関わります）

●子どもの生活実態を踏まえ、心身の健やかな育ちと多様な体験の調和のとれた活動を工夫しましょう。

- 子どもに多様な体験の場を提供することも大切ですが、過剰な活動や過度な干渉がないように配慮しましょう。子どもの居場所にとって「何かをしてもいいし、何もなくてもいい場・時間」も大切です。
- 異年齢集団での主体的な活動は子ども同士のコミュニケーションの力をのばすよい機会となります。
- 体を使った外遊びなどは食事や睡眠の充実や安定にもつながり、生活リズムの改善を図ります。
- 放課後等の活動の中に、子どもの様々な学びの場を設ける視点も大切です。地域にある様々な学習素材等も活かしながら内容を検討しましょう。

★ 島根県の支援

島根県は、これらの活動を支援します。

- 検討の場（運営委員会等）の開催やコーディネータの配置、放課後子ども教室や放課後児童クラブの運営等に要する経費に対し、補助を行います。
- 事業に関わるコーディネータやボランティアの皆さんの情報交換や研修の機会をもちます。

放課後子どもプラン 市町村別実施状況(平成21年3月2日現在)

市町村名	放課後子ども教室について(A)						放課後児童クラブについて(B)						Aのみ実施の校区数			Bのみ実施の校区数			AB両方実施の小学校区数			未実施校区数			小学校区数			備考	
	開設教室数 (放課後子ども教室数)			開設小学校区数			開設クラブ数 (放課後児童クラブ数)			開設小学校区数			19年度 (実績)	20年度 (見込)	21年度 (見込)		19年度 (実績)												
松江市	16	17	25	15	17	25	34	36	43	24	25	26	3	5	7	12	13	7	12	12	18	7	4	1	34	34	34		
安来市	0	0	0	0	0	0	8	9	9	8	9	9	0	0	0	8	9	9	0	0	0	9	8	8	17	17	17		
東出雲町	0	1	2	0	1	2	3	3	3	3	3	3	0	0	0	3	2	1	0	1	2	0	0	0	3	3	3		
出雲市	10	15	17	10	15	17	29	31	31	23	23	26	4	5	3	17	17	12	6	7	14	11	9	9	38	38	38		
雲南市	26	26	26	25	21	21	8	9	9	5	6	6	20	15	15	0	0	0	5	6	6	0	0	0	25	21	21		
奥出雲町	6	7	10	6	7	10	3	3	3	3	3	3	5	6	8	2	1	1	1	2	2	3	2	0	11	11	11		
飯南町	2	3	3	2	3	3	1	1	1	1	1	1	1	2	2	0	0	0	1	1	1	2	1	1	4	4	4		
斐川町	7	7	7	4	4	4	6	6	6	4	4	4	0	0	0	0	0	0	4	4	4	0	0	0	4	4	4		
浜田市	6	7	8	5	6	7	16	17	20	16	16	16	1	2	3	12	12	12	4	4	4	9	8	7	26	26	26		
大田市	28	15	12	14	14	11	6	6	6	3	3	3	12	13	10	1	1	1	2	2	2	7	6	9	22	22	22		
江津市	2	7	10	2	6	9	6	6	6	6	6	6	0	3	4	4	3	1	2	3	5	3	1	0	10	10	10		
川本町	3	1	2	3	3	3	1	0	0	1	0	0	2	3	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3	3	3		
美郷町	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2		
邑南町	0	0	0	0	0	0	7	7	7	7	7	7	0	0	0	7	7	7	0	0	0	2	2	2	9	9	9		
益田市	12	13	13	11	12	12	10	11	11	10	10	10	3	3	3	2	1	1	8	9	9	7	7	7	20	19	19		
津和野町	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	0	0	0	2	2	2	0	0	0	5	5	5	7	7	7		
吉賀町	0	0	0	0	0	0	5	5	5	5	5	5	0	0	0	5	5	5	0	0	0	0	0	0	5	5	5		
海士町	1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	2	2	2		
西ノ島町	1	1	1	3	3	3	2	2	2	2	2	2	1	1	1	0	0	0	2	2	2	0	0	0	3	3	3		
知夫村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1		
隠岐の島町	3	3	3	3	4	4	10	6	6	9	6	6	0	2	2	6	4	4	3	2	2	2	3	3	11	11	11		
県計	125	126	142	107	120	135	158	161	171	133	132	136	55	63	64	81	77	63	52	56	72	68	57	53	257	252	252		
校区対比	48.6	50.0	56.3	41.6	47.6	53.6	61.5	63.9	67.9	51.8	52.4	54.0	21.4	25.0	25.4	31.5	30.6	25.0	20.2	22.2	28.6	26.5	22.6	21.0					

※放課後子ども教室数等は平成20年度放課後子どもプラン推進事業費県費補助金事業計画書及び平成21年2月島根県教育庁生涯学習課実施 放課後子どもプラン及び放課後子ども教室実施状況市町村アンケートによる。

※放課後児童クラブ数は厚生労働省放課後健全育成事業実施状況調査(平成20年5月1日現在)による。補助対象外クラブを含む。

※21年度数値は見込み(アンケート及び聞き取りによる)

放課後子どもプランに関わる検討の場等の設置状況

(平成21年2月17日現在)

	補助事業のいずれかを実施している			市町村レベルの運営委員会・検討委員会等、検討の場を設置している		市町村レベルで子どもプラン事業計画・基本計画等を策定している		
	h19	h20	h21(予定)	h19	h20	h19	h20	
1	松江市	両方	両方	両方		小学校区レベルでも設置(16校区)	21年5月策定予定	
2	安来市	クラブのみ	クラブのみ	クラブのみ		21年度中に設置予定	21年度中に策定予定	
3	東出雲町	クラブのみ	両方	両方			21年3月策定予定	
4	出雲市	両方	両方	両方		小学校区レベルでも設置(15校区)	小学校区レベルでも策定(15校区)	
5	雲南市	両方	両方	両方				
6	奥出雲町	両方	両方	両方			子ども教室に限って策定 プランに拡大して新たに策定予定	
7	飯南町	両方	両方	両方		小学校区レベルでは設置(2校区) 町レベルではH22.3設置予定		
8	斐川町	両方	両方	両方				
9	浜田市	両方	両方	両方			21年3月策定予定	
10	大田市	両方	両方	両方		小学校区レベルでも設置(1校区)		
11	江津市	両方	両方	両方		小学校区レベルでも設置(4校区)	小学校区レベルでも策定予定(22年3月)	
12	川本町	両方	教室のみ	教室のみ		小学校区レベルでも設置(3校区)		
13	美郷町	教室のみ	教室のみ	教室のみ			21年度中に策定予定	
14	邑南町	クラブのみ	クラブのみ	クラブのみ		福祉課で設置について検討中		
15	益田市	両方	両方	両方		中学校区レベルでも設置(12校区)		
16	津和野町	クラブのみ	クラブのみ	クラブのみ		21年度中に設置予定		
17	吉賀町	クラブのみ	クラブのみ	クラブのみ		次世代育成支援行動計画後期実施計画検討会議の中で「放課後児童の支援」について検討中	次世代育成支援行動計画の中に放課後児童対策の項目あり	
18	海士町	両方	両方	両方				
19	西ノ島町	両方	両方	両方				
20	知夫村							
21	隠岐の島町	両方	両方	両方				
	計	20	20	20	13	15	4	7

(平成21年2月島根県教育庁生涯学習課実施 放課後子どもプラン及び放課後子ども教室実施状況市町村アンケートより)

実証! 「地域力」醸成プログラムとは…

島根県教育庁生涯学習課

【 課題意識は… 】

■ 「地域力」が、真正面から問われています。

- (1) いじめ、自殺、不登校、虐待、学力・体力の低下、生活習慣の乱れなど、子どもの教育をめぐる現代社会の危機的状況は、様々な要因が複合的・重層的に絡み合っており、一種の「社会病理現象」とでも言うべき様相を呈しています。
- (2) この深刻な事態を打開するためには、学校・家庭・地域が、それぞれの役割と責任を十分に自覚し相互のしっかりとした信頼関係を築きながら、社会総がかりで教育力を再生していく必要があります。
- (3) すなわち、「地域力」(自治・自立の理念に基づく地域の底力)が、真正面から問われる状況にあると考えます。
- (4) このため、モデル公民館の具体的活動を通じて「地域力」醸成のプロセスを実証することにより、「地域力」の重要性について世論を喚起したいと考えます。

■ 公民館には、「地域力」を醸成するソフトウェアがあります。

公民館には、地域の課題解決に向けて住民を巻き込み、主体的な学習・実践活動に結びつけていくソフトウェアがあります。

- (1) 地域課題(地域福祉、安全安心、環境、子育てなど)を住民自ら解決していく
- (2) 地域づくりに意欲を燃やす住民・NPO法人等が集まってくる
- (3) 子どもから高齢者まで幅広い世代の住民を巻き込む

(注) 「地域力」とは、住民が自ら地域の課題を掘り下げ、その解決に向けた主体的な学習・実践活動に結びつけていく力、すなわち自治・自立の理念に基づく地域の底力のことを表しています。最近、「ソーシャル・キャピタル」という呼称でも注目を集めています。

【 公民館を取り巻く状況は… 】

■ 閉塞感打破への期待感があります。

- (1) 厳しい経済環境や財政縮小に伴い、地域は疲弊しています。
- (2) 限界集落、著しい少子高齢化、若者の県外流出の加速化が進んでいます。
- (3) この閉塞感を打破し、地域の元気を取り戻してほしいという強い期待感があります。

■ 市町村合併後の地域の自立を模索する動きが出てきました。

- (1) 市町村合併後の慌ただしさはおおむね収束し、支所（旧町村）機能の見直しの動きが見られます。
- (2) 地域に密着した「世話役」機能が後退しています。（例：市町村議員定数の縮減）
- (3) 自立した地域づくりを急がなければ、広域化した行政区域の中で埋没してしまいかねない、といった危機感があります。

■ 子どもの教育をめぐる深刻な「社会病理現象」が見られます。

- (1) 家庭は、子どもに基本的な生活習慣や規範意識などを身につけさせ、心身の調和のとれた発達を促す上で第一義的な責任を負っていますが、少子化、核家族化、価値観の多様化、雇用の流動化など社会の大きな変化の中で、教育力の低下が懸念されています。
- (2) 学校は、いじめ、不登校、学力・体力の低下、生活習慣の乱れなど根が深く深刻な教育問題への対応に追われ、子どもや家庭と丹念に向き合う心理的・時間的な余裕を失いつつあります。
- (3) 地域は、かつては濃密な人間関係を背景として日常生活の営みの中に教育力を宿していましたが、今やその力を失いつつあり、学校への支援を含め、地域全体で子どもを育む仕組みを意識的に再構築していく必要に迫られています。
- (4) わが国は、バブル経済崩壊後の「失われた10年」からの脱却を目指す中で、経済効率至上主義に陥り、心の豊かさが置き去りにされてきました。

(注)「社会病理現象」とは、いじめ、自殺、不登校、虐待、学力・体力の低下、生活習慣の乱れなど、複合的・重層的要因によって生じている教育の危機的状态を表わしています。

■ 地域の大人が子どもの教育に関わっていく兆しが見られます。

- (1) このような状況の中、島根県では、次のような取り組みが進んでいます。
 - ①「ふるさと教育」では、地域の大人たちが学校の教育課程（総合的な学習など）に積極的に関わりながら「地域を学ぶ・地域で学ぶ・地域に学ぶ」ための学社連携・融合の取り組みを、県内全ての公立小中学校・全学年・全学級で実施しています。
 - ②「放課後子どもプラン」では、「地域の子どもを地域で育む」取り組みを進め、年齢の異なる子どもたちが体験・交流する場を提供しています。
- (2) 「ふるさと教育」「放課後子どもプラン」の現場では、地域の「ひと・もの・こと」の情報バンクである公民館がそれぞれの活動に深く関わっています。
- (3) これらの取り組みにより、地域の大人が子どもの教育に積極的に関わっていく兆しが見え始めています。

■ 公民館活動は、地域によって大きな格差・温度差があります。

- (1) おおむね小学校区単位に設置され、地域住民と密着した公民館の活動は、市町村合併後の地域において「最後の砦」となる貴重な社会資源です。
- (2) それぞれの沿革から、設置運営形態（公設公営方式、公設自主運営方式など）や、所管部局（教育委員会所管、首長部局所管）、職員体制（市町村職員、協議会職員、常勤職員・非常勤職員）など、多種多様な方法で運営されています。
- (3) 市町村合併後の行財政改革の必要性や、合併に伴う各種行政サービスのレベル調整の一環として、公民館の予算・人員の削減や公民館再編・統合の動きも散見されます。
- (4) 社会教育施設としての本来の姿である主体的な学習・実践活動よりも、行政の出先機関的な役割が優先されがちな傾向も見られます。

■ 今こそ公民館活動に光を当てる必要があります。

- (1) 公民館活動の歴史は終戦直後に遡ります。公民館は、青年団、婦人会とともに戦後復興の原動力となった学習運動が原点です。つまり単なる箱モノではなく、住民の自主性・主体性に立脚した住民自治活動であり、現在の地域づくりの理念とも相通するものです。
- (2) しかし、公民館制度創設から60年近く経過する中で格差・温度差が拡大し、全国的にも逆風が吹き荒れていると言われています。
- (3) こうした状況のもと、公民館活動が永年にわたって培ってきた「地域力」醸成の取り組みに光を当てることにより、地域の大人を巻き込んだ学習・実践活動の重要性について、広く県民の皆様に再認識を促したいと考えます。

実証！「地域力」醸成プログラム

課題意識

“人づくり”の拠点である公民館が培ってきた 「地域力」醸成のノウハウを結集しよう

【社会病理現象】いじめ、自殺、不登校、児童虐待、学力低下、体力低下、生活リズムの乱れ、引きこもり、社会体験の不足など

地域教育力が低下していると認識している人の割合：55.6% 低下している要因…個人主義が浸透しているため：56.1%

(出典)「地域の教育力に関する実態調査」(平成18年2月 文科省)

島根の現状

- 閉塞感打破への期待感
- 市町村合併後の地域の自立に向けた動き
- 子どもの教育を巡る「社会病理現象」
- 地域に根ざした住民自治活動の再興の必要

公民館には「地域力」を醸成するソフトウェアがある

モデル事業による実証

実証事業

大人世代を巻き込む！

平成21年度予算額 12,000千円（島根県公民館連絡協議会へ事業委託）

【趣旨】

“人づくり”の拠点である公民館が培ってきた「地域力」醸成のノウハウ（＝地域の課題を掘り下げ、その解決に向けた学習・実践活動に大人世代を巻き込んでいく仕組み）をモデル公民館を選定して実証

【事業内容】

①モデル公民館の選定件数：30カ所程度（継続20カ所程度・新規10カ所程度）

②選定方法

- ・島根県公民館連絡協議会に「モデル公民館選定委員会」を設置
- ・選定委員会は、学識経験者、公民館運営に造詣の深い者などで構成
- ・公民館職員、地域住民、NPO法人、社会教育主事等の英知を結集して企画内容を具体化

③実施段階での支援

- ・公民館、地域住民等の自主性・主体性を精一杯引き出すことを基本とする
- ・必要に応じて、社会教育関係者が、重点的に現場を応援
- ・実証事業に要する経費について、モデル公民館の実情を踏まえて助成
- ・「ふるさと教育」、「放課後子どもプラン」など県教委重点事業においても、公民館活動との連携を一層強化

④選定・実証・成果検証に至るプロセスの情報発信

- ・モデル公民館の選定から実証事業、成果検証に至るプロセスを情報発信し、世論喚起を図る

公民館活動に光をあてる意義

- ① 住民主体の学習活動に結びつくことで、息の長い取り組みにつながる。→ 大人の意識改革
- ② 熱意ある住民・NPO法人等と公民館との接点を拡大し、継続的な人材交流が生まれる。
- ③ 地域の課題が深く掘り下げられ、奇をてらわない実効性のある取り組みになる。

公民館活動＝地域の「ひと・もの・こと」を結集するソフトウェア

- ふるさと教育
- 放課後子どもプラン
- 地域福祉
- 高齢者の知恵の伝承
- 自立した地域づくり

「地域力」醸成の気運→地域の元気を取り戻す

【発行】島根県教育庁生涯学習課 島根県松江市殿町1番地 TEL0852-22-5428

【URL】<http://www.pref.shimane.lg.jp/shogaigakushuu/>

学校支援地域本部事業

平成21年度予算額 150,000千円（国10/10）

1. 事業の背景と趣旨

家庭は、子どもに基本的な生活習慣や規範意識などを身につけさせ、心身の調和のとれた発達を促す上で第一義的な責任を負っていますが、少子化、核家族化、価値観の多様化、雇用の流動化など、社会の大きな変化の中で、教育力の低下が懸念されています。

また学校は、いじめ、不登校、学力・体力の低下、生活習慣の乱れなど、様々な教育課題に対応しており、一人一人の子どもや保護者と向き合う十分な時間を確保することが困難となってきています。

そして地域社会は、かつては濃密な人間関係を背景として日常生活の営みの中に教育力を宿していましたが、今やその力が低下しつつあり、地域全体で子どもを育む仕組みを意識的に再構築していく必要に迫られています。

このような現状を打開するためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を十分自覚するとともに、互いに信頼しあえる関係を築きながら社会総がかりで教育力を充実していく必要があります。

学校支援地域本部事業は、学校と地域との連携強力体制を構築するため、地域をあげて学校を支援する気運を醸成するとともに、多様な形態のボランティア活動を掘り起こそうとするものです。

2. 事業の内容

(1) 各市町村に実行委員会を設置

- ・学校を支援する気運醸成のための広報活動を展開
- ・コーディネータ、ボランティア等の地域人材を養成する講座を開催

(2) モデル中学校区に学校支援地域本部を設置

- ・専任コーディネータを配置し、多様な形態のボランティア活動について学校と地域人材との間の調整を担当

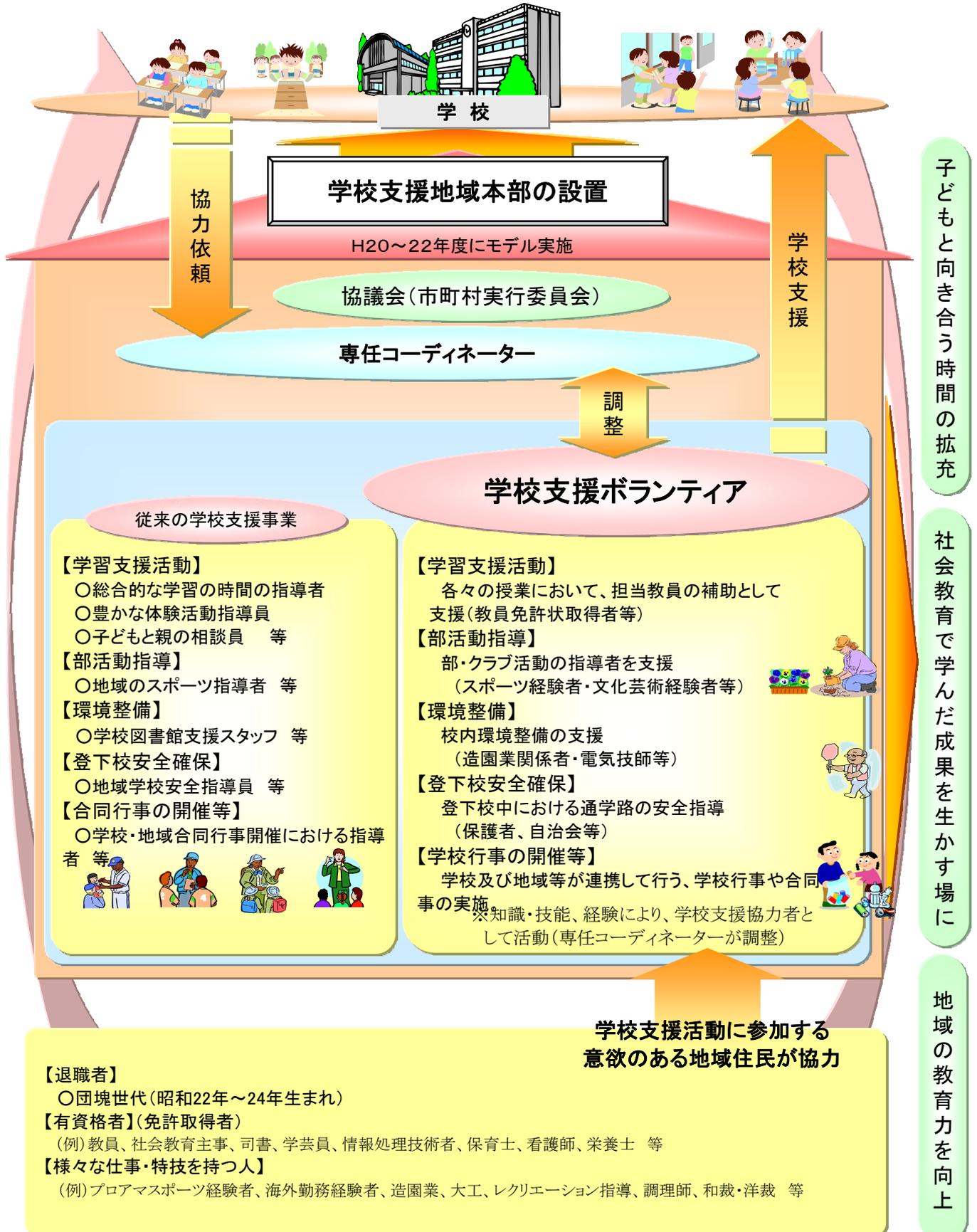
【ボランティア活動の例】

地域の「ひと・もの・こと」を活用したふるさと教育
クラブ活動の指導・補助
学校の環境整備活動
通学路の安全安心を支える見守り隊
学校と地域が連携して行う地域行事 など

学校支援地域本部事業

— 地域ぐるみで学校運営を支援する体制を整備 —

21年度予算額 150,000千円



生涯学習推進センターの機能純化について

生涯学習振興行政

多様な学習機会を提供する幅広い提供主体を対象に、**総合調整機能**を果たす行政運営

【多様な学習機会と提供者の例】

- 大学 → 公開講座、放送大学
- 社会福祉協議会 → 「くくびぎ学園」
- 市町村 → 各種の市民講座など
- NPO法人 → 出雲学研究所など
- 民間 → 英会話、資格取得、カルチャーセンター、茶道・生け花・俳句等の習い事など

推進C→「しまね県民大学」

「**個人の要望**」に応じた学習の支援

「選択と集中」が求められるなか、行政資源投入の優先度は相対的に低いと判断

「しまね県民大学」をH20年度をもって終了

広く県民を対象とする直接的な学習機会の提供については、大学や市町村、NPO法人等が開催する講座や、民間サービスによる学習機会に委ねる。

今後の行政運営の方向性

基本スタンスを明確にすべき

- ◎「地域の教育力」の向上など社会教育への要請の高まり
- ◎NPO活動や民業としての学習機会の多様化
- ◎厳しい財政状況のもと限られた行政資源
- ◎中教審答申や社会教育法改正による「社会教育行政の任務」の明確化

社会教育行政

青少年や成人を対象に、**教育目標を定め、その実現に向けて組織的に行われる教育活動を支援する行政運営**
(学校の教育課程として行われる教育活動を除く)

【具体的には】

- ◎「**社会の要請**」に基づく学習への支援
- ◎学習成果の社会への還元
- ◎学校・家庭・地域の連携協力関係の構築
- ◎学校への支援(学社連携・融合)
- ◎家庭教育への支援など

「**社会全体の教育力**」の向上

行政資源を優先して投入すべき重要な政策課題

- ①H21.4月 生涯学習推進センターの機能を純化
 - ②H22.4月「**県立東部社会教育研修センター**」に改組し、サン・レイクへ移転併設
- 社会教育の実践者(公民館職員、NPO関係者等)が求める専門的知見(学習支援プログラム、ファシリテーター技術等)を提供する指導者養成機関へ

県立図書館機能強化事業（子ども読書活動推進事業）

島根県教育庁生涯学習課

1. 基本的考え方

- ①子ども読書活動を促進するため、策定作業中の第二次「島根県子ども読書活動推進計画」（H21～H25年度）において、市町村への支援措置を含めた具体的な実現方策を明らかにすることとしたい。
- ②子ども読書活動を促進する取り組みは、広範・多岐にわたっており、幅広い関係者の役割分担と連携による総合的な取り組みが必要になるが、第二次計画（H21～H25年度）においては、特に義務教育段階における「学校図書館活用教育」を集中的に全県展開することにより、この事業を牽引役にしながら気運醸成を進め、すそ野の広い県民運動に結びつけていきたい。
- ③「学校図書館活用教育」の全県展開を図るためには、次の4つの施策が重要になる。
 - (1) **小中学校の体制整備**：全ての公立小中学校で「学校図書館活用教育」を実現するためには、教育課程上の位置づけや年間指導計画の作成など校内体制の整備が不可欠であり、管理職研修や司書教諭の計画的養成などを進める。【義務教育課】
 - (2) **学校図書館への人材配置**：別途創設する財政支援制度により、市町村による学校司書等の配置を促進する。【義務教育課】
 - (3) **配置される人材の専門性を高める人材養成研修**：市町村支援・学校図書館支援を使命とする県立図書館が積極的な役割を担うこととする。司書の勤務ローテーション再編成によって人材養成研修を強力に推進する体制を確保し、学校図書館に配置される人材の専門性を高める研修を大規模に展開する。
 - (4) **学校図書館の蔵書整備**：市町村に蔵書整備を要請し、各小中学校の「図書標準」達成を目指すこととするが、当面、必要な蔵書が確保されるまでの臨時措置として、県立図書館に団体貸出用図書を一括配備し、小中学校への貸出を強化する。

2. 県立図書館における事業内容

(1) 学校図書館への図書貸出

□小中学校向け団体貸出を充実

- ・「図書標準」の達成率が低い小中学校に対し、必要な蔵書が整備されるまでの間の緊急避難的措置として団体貸出を強化
- ・団体貸出用蔵書パッケージ（小学校向け・中学校向け）を一括配備
- ・団体貸出のための司書配置を強化し、小中学校からの相談・照会等にきめ細やかに対応

(2) 専門的知見に基づく人材養成研修

□「学校図書館活用教育」に関わる人材養成研修を実施

- ・県立図書館の司書の専門性を活用した人材養成研修を拡充
 - 1) 学校司書、ボランティア等の専門性を高めるための専門講座
 - 2) 読書ボランティア等の発掘・養成に結びつけていく人材養成講座

(3) 県立図書館の直接サービス（開館日・開館時間）の改善

- ・「子ども読書」の気運醸成を図り、特に若い親子の図書館利用を促進するための象徴的施策として、県立図書館における直接サービスを改善
- ・開館日：新たに祝日・振替休日を開館
- ・開館時間：新たに3月と10月の開館時間を平日19時まで延長

県立図書館機能強化事業 スキーム図

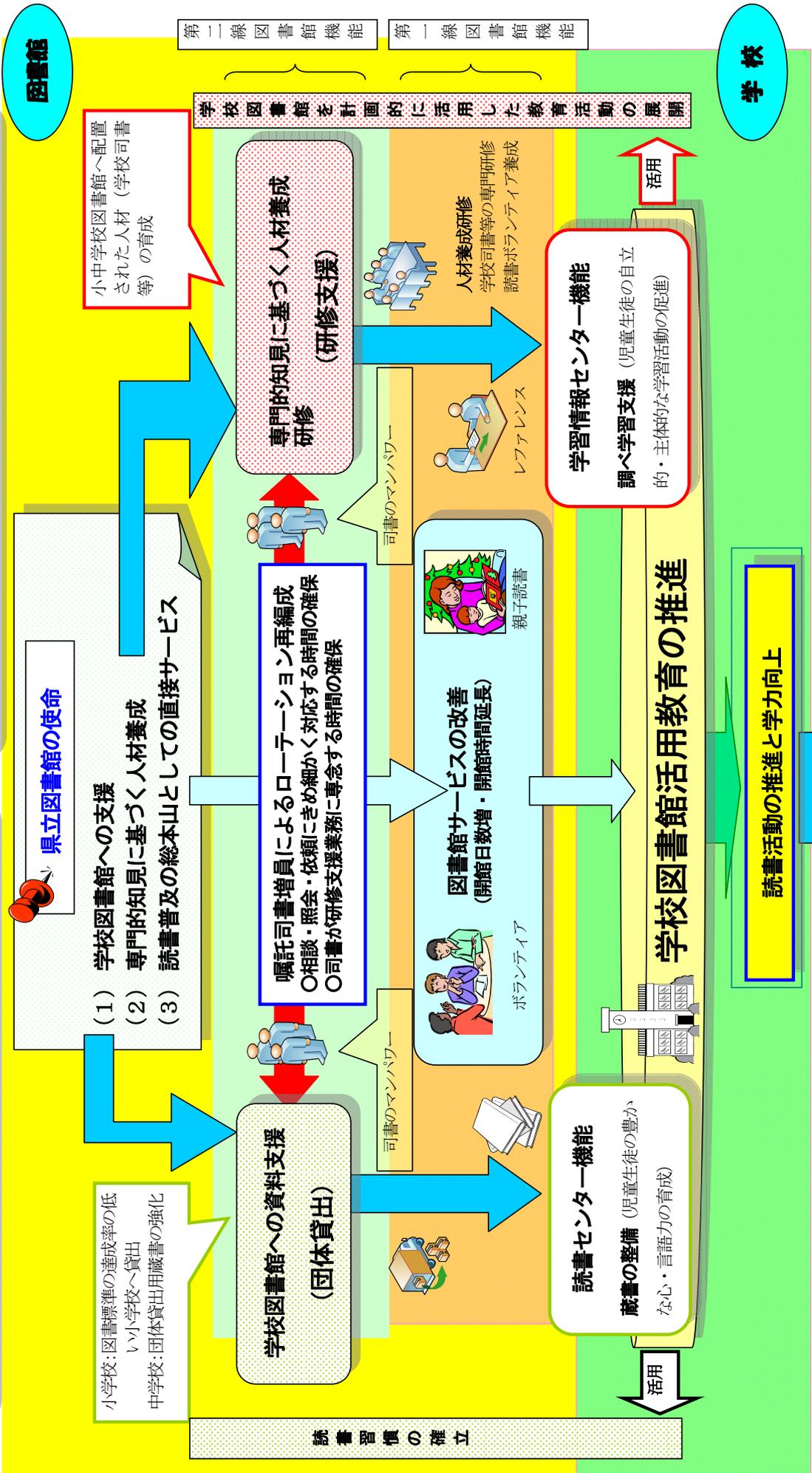
背景

○子どもの教育を巡る社会病理

子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、問題行動、読書離れ、読解力の低下など

○島根の小中学校図書館の現状

- ・学校図書館図書標準を達成している学校
小学校 20.4% (全国 42.0%) 中学校 21.0% (全国 36.8%)
- ・学校図書館に司書を配置している学校
小学校 9.6% (全国 35.7%) 中学校 4.9% (全国 37.1%)



子ども読書活動推進事業の概要

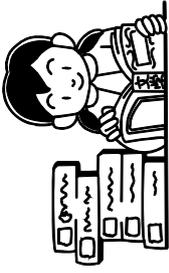
めざす学校図書館

豊かな心(感性・情緒)の育成

思考力・判断力・表現力の育成

読書活動の推進

学校図書館活用教育



新学習指導要領

○人的支援の充実
学校司書等の

市町村が
配置



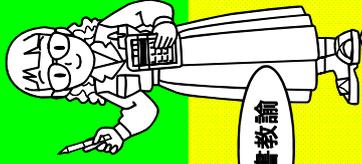
ボランティア

1校 20万円

学校司書

嘱託A 100万円
嘱託B 200万円
市 1/2補助

学校司書等養成のための
研修実施



司書教諭

司書教諭の養成
強化



○物的環境の整備
学校向け団体貸出

県として支援

○気運の醸成

家(うち)読の推奨

読書フェスティバルの開催等

Ⅲ 県立社会教育施設の概要

1-(1). 生涯学習推進センター

施設所在地	松江市東津田町 1741-1(東部総合福祉センター「いきいきプラザ島根」 3階)			
連絡先等	TEL	0852-32-5931	FAX	0852-32-5934
	E-mail	syogaisen@pref.shimane.lg.jp	ホームページ	http://www7.pref.shimane.jp/cgi-bin/odb-get.exe?WIT_template=LS_top
設置年度	平成7年度			
施設の設置目的	<p>①市町村担当者・公民館職員・NPO関係者など地域における生涯学習・社会教育の指導者養成のための研修を実施。</p> <p>②生涯学習に関する学習相談や講師等各種情報を提供。</p> <p>③学校と地域の連携推進事業の実施。</p> <p>これらを通じて、県民の生涯学習の振興に資することを目的として設置。 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に規定された教育機関であり、「島根県立生涯学習推進施設条例」に基づいて設置され、「生涯学習の振興のための施策の推進体制の整備に関する法律」で規定された事業を実施している。</p>			
施設概要※	<p>・総床面積 東部総合福祉センター10,024 m²のうち 1,142 m²</p> <p>・建築構造 鉄筋コンクリート造5階一部6階</p> <p>・主な施設 情報閲覧室、学習相談コーナー、映像編集室、スタジオ、交流ホール、研修室</p>			
業務内容	<p>①生涯学習・社会教育の指導者養成・研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館職員・教職員・地域リーダー等生涯学習関係者の養成及び研修 ・社会教育主事講習の島根会場の運営 <p>②生涯学習の相談と情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習に関する相談コーナーの運営 ・生涯学習情報に関する情報収集及び提供 ・生涯学習に関する調査・研究 ・学習支援プログラムの開発・普及 ・生涯学習活動の広報及び啓発 ・体験活動・ボランティア活動支援センターの運営 ・視聴覚センターの運営 <p>③学校と地域の連携推進事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校開放講座 			
施設整備費	東部総合福祉センター(いきいきプラザ)に計上。			
運営形態	<p>～H16: 県直営</p> <p>H17～: 県直営と指定管理の併用 (施設管理は、複合施設である東部総合福祉センターを指定管理者が管理)</p>			

1-(2). 西部生涯学習推進センター

施設所在地	浜田市野原町(西部総合福祉センター「いわみーる」3階の一部)			
連絡先等	TEL	0855-24-9344	FAX	0855-24-9344
	E-mail	syogaisen@pref.shimane.lg.jp	ホームページ	http://www7.pref.shimane.jp/cgi-bin/odb-get.exe?WIT_template=LS_top
設置年度	平成12年度			
施設の設置目的	<p>①市町村担当者・公民館職員・NPO関係者など地域における生涯学習・社会教育の指導者養成のために研修を実施。</p> <p>②生涯学習に関する学習相談や講師等各種情報を提供。</p> <p>③県民への学習機会の提供</p> <p>これらを通じて、県民の生涯学習の振興に資することを目的として設置。 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に規定された教育機関であり、「島根県立生涯学習推進施設条例」に基づいて設置され、「生涯学習の振興のための施策の推進体制の整備に関する法律」規定された事業を実施している。</p>			
施設概要	<p>・総床面積 西部総合福祉センター6,252㎡のうち西部生涯学習推進センター分 343㎡</p> <p>・建築構造 鉄筋コンクリート造 4階+塔屋</p> <p>・主な施設 研修室、学習相談室、放送大学コーナー</p> <p>いわみーる 3階</p>			
業務内容	<p>①生涯学習・社会教育指導者の養成・研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館職員・教職員・地域リーダー等生涯学習関係者の養成及び研修 ・社会教育主事講習の島根会場の運営 <p>②生涯学習の相談と情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習に関する相談コーナーの運営 ・生涯学習情報に関する情報収集及び提供 ・生涯学習に関する調査・研究 ・生涯学習活動の広報及び啓発 <p>③県民への学習機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放送大学コーナーの運営 			
施設整備費	西部総合福祉センター(いわみーる)に計上。			
運営形態	<p>～H16: 県直営</p> <p>H17～: 県直営と指定管理の併用 (施設管理は、複合施設である西部総合福祉センターを指定管理者が管理)</p>			

平成21年度 生涯学習推進センター・西部生涯学習推進センターの事業概要

生涯学習推進センターは、平成21年度から、社会教育の実践者を対象とする人材養成研修及び交流拠点として再スタートします。「人材養成」「活動支援」「交流拠点」「県立学校開放講座」の4つの事業を柱に、人材養成機能を強化していきます。

【社会教育に精通した人材の養成】

1 社会教育の実践者（公民館職員、NPO関係者、各種コーディネーター等）に求められる「スキル・ノウハウ・マインド」の習得・向上を図るため、人材養成研修を充実します。

- 基礎研修**……社会教育・地域活動に必要な基礎的知識やスキルを学びます。
【東部15回（各定員50名）・西部10回（各定員30名）実施】
- 専門研修**……社会教育の実践活動に必要な高度な知識やスキルを学びます。
【東部4回（各定員50名）・西部4回（各定員30名）実施】
- 課題別研修**……地域社会における現代的課題の解決に向けた具体的な方策などを学びます。
【東部9回（各定員50名）・西部9回（各定員30名）実施】
- ファシリテーター養成研修**……ファシリテーターとして必要な基礎的知識やスキルを学びます。
【県内10箇所（各定員30名）で実施】
- メディア研修**……社会教育関係者のためのパソコン講座・映像編集講座を実施します。
 - ・パワーポイント基礎講座：東部6回（各定員14名）実施
 - ・広報誌・チラシ作成講座：東部3回（各定員14名）実施
 - ・映像編集講座：東部6回（各定員8名）実施
- オプション講座**……アイスブレイク・ワークショップ・パソコン技能などを学びます。
【社会教育指導者・実践者の希望に応じて、いつでも、少人数でも実施】

2 島根大学との連携協力のもとで、社会教育に関する専門性を認証する方策等について、中長期的視点に立って検討を進めます。

【地域活動の支援】

社会教育の実践活動の活性化のため、「しまね学習支援プログラム」の開発・普及を図ります。また、出前講座・学習相談や教材貸出も積極的に行います。

「しまね学習支援プログラム」の開発・普及

しまね学習支援プログラム第2弾『児童・生徒の健全やかな成長を促す人材養成プログラム』を作成し、児童・生徒の成長に関わる大人の心得を習得するための研修会を実施します。

出前講座

「しまね学習支援プログラム研修」や「公民館等職員研修」など、本センター職員が出向いての出前講座を実施します。

学習相談

社会教育・生涯学習に関わる団体・個人の人材情報を含む学習相談に対応します。

教材・機器の貸出

社会教育・生涯学習に関わる団体・学校に貸出をします。

【社会教育関係者・関係団体の交流拠点】

県内には社会教育主事が約650人います。毎年、本センターにおける社会教育主事講習[B]を約30人の方が受講されています。これら社会教育主事が、地域で活発な実践活動を行うためにも相互の情報交換や人的交流などが必要です。

そのため、本センター情報誌やホームページにより、社会教育に関する各種情報を発信し、交流拠点を目指した活動に取り組みます。

【県立学校開放講座】

しまね県民大学の連携講座として実施してきた「県立学校開放講座」は、平成21年度も、継続実施します。

2. 図書館

施設所在地	本館:松江市内中原町52 西部読書普及センター:浜田市長沢町1550-1			
連絡先等	TEL	0852-22-5725	FAX	0852-22-5728
	E-mail	tosyokan@pref.shimane.lg.jp	ホームページ	http://www.pref.shimane.lg.jp/toshokan/
設置年度	昭和25年			
施設の設置目的	生涯学習の拠点施設「知の拠点・ナビゲーター」「県内読書施設の総本山」として、県民がだれでも、どこでも、図書館サービスを受けられる島根の実現を目指し、21年3月に策定した「島根県立図書館振興計画」の5つの目標及び使命(ミッション)の達成を今後5年間の目的とする。 ①地域の図書館を支援する図書館 ②郷土の歴史や文化を大切にし、情報発信する図書館 ③子どもの読書活動を支援する図書館 ④地域社会や住民に役立つ課題解決型図書館 ⑤情報の拠点になる図書館 設置根拠:社会教育法、図書館法、島根県立図書館条例			
施設概要※	鉄筋地上2階地下2階建 1階:こども室・学習室・集会室・館外奉仕室・書庫・コンピュータ室他 2,192.28㎡ 2階:一般資料室、中央カウンター、郷土資料室、参考資料室、館長室、事務室他 1,752.36㎡ 地下書庫:1,453.60㎡ 駐車場46台、駐輪場173.70㎡ 蔵書数662,954冊(西部読書普及センター含む)			
業務内容※	①地域の図書館を支援する図書館 (1) 全県都市町村立図書館等への運営支援 (2) 全県の図書館相互協力ネットワークの構築 (3) 図書館サービスを支える司書研修センター機能の充実 (4) 先進的図書館事業の実施と市町村立図書館等へのフィードバック ②郷土の歴史や文化を大切にし、情報発信する図書館 (1) 郷土資料の収集・保存 (2) 郷土資料の提供 (3) 郷土関係レファレンス(調査・相談)の充実 (4) 郷土資料のPR・紹介 ③子どもの読書活動を支援する図書館 (1) 子どもの読書の普及・啓発 (2) 学校図書館への積極的支援 (3) 島根の子ども読書センター機能の充実 (4) 「子ども読書活動推進計画」の実施 ④地域社会や住民に役立つ課題解決型図書館 (1) 地域社会の課題解決・調査研究支援 (2) 住民の生活上の問題解決支援 ⑤情報の拠点になる図書館 (1) 蓄積してきた資料・情報を活用した提供、調査サービス (2) 情報技術の活用による図書館サービス (3) 遠隔地、高齢者、障害者等利用者像を想定したサービス			
施設整備費※	2. 0億円(S43竣工)、3. 5億円(S58増築)、2. 6億円(H13改修)			
運営形態	県直営			

利用状況の概要

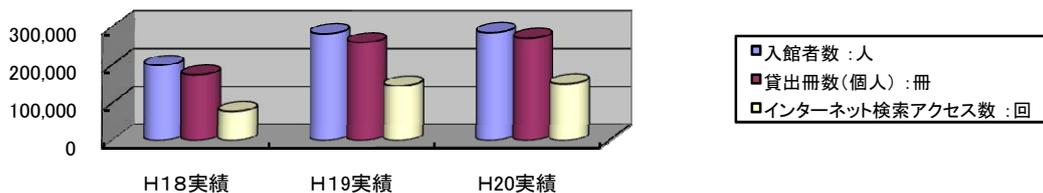
1. 来館者へのサービス（公立図書館の基本的な活動についての指標）

○このようなサービスを行うことによって蓄積したサービス手法、技術を県内図書館に供給している

指標	単位	H18実績	H19実績	H20実績	備考
入館者数	人	199,532	282,238	285,000	来館者数をカウント,平日は7百~千人,土日は千~千4百人
貸出冊数(個人)	冊	174,533	259,296	270,240	H9年度実績17万5千冊,この10年間で約48%の伸び
調査相談(レファレンス)	件	6,363	9,444	9,700	本が図書館にあるかや言葉の意味や読みなどの簡易な調査から、複数の資料を使う献調査まで内容は多岐にわたる。
インターネット検索アクセス数	回	78,628	145,789	151,000	平成13年開設以来、増加を続けている。また、ホームページの内容充実も図っている

*H18. 3月から7月まで改修工事のため休館

年度別実績

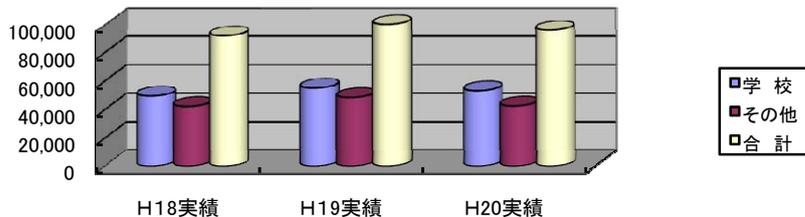


2. 市町村へのサービス（県立図書館固有の活動についての指標）

1. 学校の利用状況

○蔵書の不足している学校への一括貸出や総合的学習を支援するための資料の貸出

指標	単位	H18実績	H19実績	H20実績	備考	
団体貸出	学校	冊	49,560	55,090	53,214	小学校の利用が増加している。
	その他	冊	42,284	48,504	42,595	
	合計	冊	91,844	103,594	95,809	



2. 図書館職員等向け研修事業

○県内図書館職員等の資質向上のための研修機会の提供

指標	単位	H18実績	H19実績	H20実績	備考
初任研修Ⅰ	人	33	18	25	専門研修Ⅰでは、文化庁と共催で「著作権セミナー」を行った。
初任研修Ⅱ	人	30	17	20	
新任図書館長研修	人	—	—	2	
専門研修Ⅰ	人	—	—	155	
専門研修Ⅱ	人	34	27	44	
読書普及研修(2会場)	人	103	89	121	
講演会	人	46	64	46	
地域図書館職員研修	人	—	52	85	
合計	人	246	267	498	

3. 読書普及指導員の派遣事業

○家庭で子どもに絵本を読み聞かせる親子読書や幼稚園・保育所・学校等でのボランティア等による読み聞かせ活動を支援するための研修会等への読書普及指導員の派遣

指標	単位	H18実績	H19実績	H20実績	備考
派遣回数	回	30	51	39	ボランティア向け研修への派遣が増加している
参加人数	人	1,642	2,363	1,881	

〈館内奉仕用〉

区分 分類	平成19年度							平成18年度末 蔵書冊数
	受高(冊)				払高(冊)	年度末冊数	構成比(%)	
	購入	寄贈	*その他	計				
総記	378	113	0	491	12	26,894	4.9	26,415
哲学	354	74	0	428	8	23,129	4.2	22,709
歴史	811	591	0	1,402	9	49,762	9.0	48,369
社会科学	1,355	783	0	2,138	26	73,212	13.3	71,100
自然科学	812	112	0	924	44	27,654	5.0	26,774
工学	485	252	0	737	22	25,892	4.7	25,177
産業	351	320	0	671	10	20,863	3.8	20,202
芸術	627	210	0	837	29	28,393	5.2	27,585
語学	210	16	0	226	14	11,437	2.1	11,225
文学	1,535	418	0	1,953	24	78,966	14.3	77,037
参考	738	66	1	804	11	15,862	2.9	15,069
郷土	630	1,858	144	2,932	16	83,014	15.1	80,398
*その他	581	177	0	758	19	35,249	6.4	34,510
子ども	1,831	88	402	2,321	26	50,450	9.2	48,155
合計	10,698	5,078	546	16,322	270	550,777	100.0	534,725

*分類の「その他」には、岩波文庫、ジュニア図書、一般の文芸カセット・CD・ビデオを含む。
*受高の「その他」は、生産・編入・移籍を表す。(子どものその他には、あそび教材を含む。)

〈館外奉仕用〉

区分 分類	平成19年度				平成18年度末 蔵書冊数
	受高(冊)	払高(冊)	年度末冊数	構成比(%)	
総記	48(15)	0(0)	1,358(783)	1.2	1,310(768)
哲学	36(14)	0(0)	700(278)	0.6	664(246)
歴史	50(27)	0(0)	1,364(590)	1.2	1,314(563)
社会科学	114(58)	0(0)	3,220(1,739)	2.9	3,106(1,681)
自然科学	57(28)	0(0)	1,867(838)	1.7	1,810(810)
工学	109(82)	0(0)	2,875(1,435)	2.6	2,766(1,353)
産業	34(16)	0(0)	1,116(446)	1.0	1,082(430)
芸術	78(41)	0(0)	2,002(818)	1.8	1,924(777)
語学	18(8)	0(0)	519(155)	0.5	501(147)
文学	735(484)	0(0)	15,272(8,866)	13.6	14,537(8,382)
子ども	3,245(1,687)	0(0)	61,184(36,283)	54.5	57,939(34,510)
成人グループ用	195(45)	527(2)	8,460(1,830)	7.5	8,792(1,787)
子どもグループ用	120(60)	600(600)	12,240(5,060)	10.9	12,720(5,600)
合計	4,839(2,565)	1,127(602)	112,177(59,121)	100.0	108,465(57,158)

()内は、西部読書普及センター分

①事業実績(平成20年度)

(1) 館内奉仕

ア 開館日数・入館者数

年間開館日数	282日
年間入館者数	285,000人
一日平均入館者数	1,010人

イ 登録・貸出状況

・登録者数

個人	来館	47,759人	*平成元年度からの累計
	郵送	51人	〃
団体		166団体	〃

・貸出冊数・人数

区 分		貸 出 冊 数	貸出延人数(件数)
個 人	来 館	260,000	79,588
	郵 送	340	150
団 体		9,900	83,000
計		270,240	81,322
一 日 平 均		958	289

インターネット利用貸出冊数

件 数	冊 数
1,900	5,200
1日平均 6.7	1日平均 18.4

ウ 調査相談（レファレンス）

・受付件数 9,700件

エ 予 約（リクエスト、リザーブ、購入希望）

・受付冊数 9,000冊

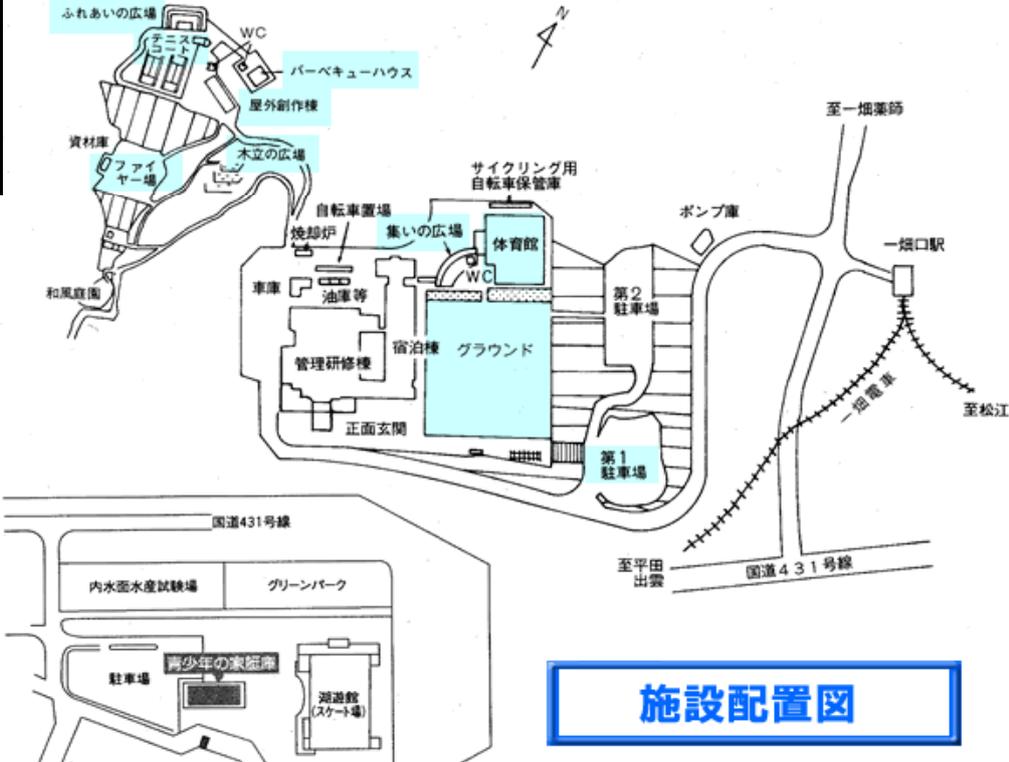
オ 各種講座受講者数

「出雲風土記」 を読む会(毎月)	しまね文学 散歩(毎月)	古文書を読む会 -近世- (毎月)	古文書を読む会 -中世- (毎月)	成人読書会 (毎月)
880人	270人	627人	310人	223人
子どもおたの しみ会(毎月)	親子で絵本を 読む会(毎週)	おとうさんといっし よに絵本を読む会 (毎月)	子どものつどい	合 計
403人 (9・2月は休み)	580人 (1月から隔週)	40人 (1月から実施)	350人	3,683人

(2) 館外奉仕

貸出種別	配 本	団 体 利 用		一括貸 出	合計冊数	構成比
		団体貸出	読書会			
分類						
総 記	51	163	0	128	342	0.4%
哲 学	64	164	81	194	503	0.5%
歴 史	91	165	280	232	768	0.8%
社会科学	96	256	83	392	827	0.9%
自然科学	115	297	50	374	836	0.9%
工 学	174	713	33	708	1,628	1.7%
産 業	92	119	15	197	423	0.4%
芸 術	93	385	133	403	1,014	1.1%
語 学	22	46	0	92	160	0.2%
文 学	850	1,972	4,713	7,466	15,001	15.7%
子 ども	1,952	52,282	6,951	13,122	74,307	77.6%
合 計	3,600	56,562	12,339	23,308	95,809	100.0%

3. 青少年の家

施設所在地	出雲市小境町1991-2			
連絡先等	TEL	0853-69-1316	FAX	0853-69-1016
	E-mail	sunlake@pref.shimane.lg.jp	ホームページ	http://www.pref.shimane.lg.jp/seishonennoie/
設置年度	平成3年度			
施設の設置目的	<p>小中高生を中心に、学習及び交流の機会として「自然体験」や「共同生活」、「宿泊研修」の場を提供することによって、青少年の健全な育成を図るとともに、あわせて県民の教養及び文化の向上に資することを目的として設置された施設。</p> <p>小中高校の学習指導要領でも、特別活動の中で、集団宿泊的行事として、自然や文化等に親しみ集団生活の在り方などについて望ましい体験を積むことが求められており、その受け皿となる教育機関（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）として、また、「社会教育法」に規定された社会教育に関する施設として、「島根県立青少年社会教育施設条例」に基づいて設置されている。</p>			
法定要件※	<p>鉄筋コンクリート造、鉄筋造、木造等 総延面積9,239.015㎡ 正規職員数10名</p>			
施設概要※				
業務内容※	<p>①自然体験や集団活動などの体験が不足している子どもたちに、宍道湖を活用した湖面活動（サバニ・カッター）や創作活動など、小・中学生や家族など野外活動の初心者にも安心して自然体験をしてもらえるよう、周到に準備された体験学習プログラムを提供。</p> <p>②保育所のお泊まり保育、小・中・特別支援学校の宿泊体験活動、部活動の合宿、親子のふれあい活動、スポーツ少年団活動、ガールスカウトの研修等、多様な団体・個人による研修の支援。</p> <p>③子どもの自立を支援する事業、親子のふれあい・親のあり方を学ぶことを支援する事業、心に悩みや不安を持っている子どもへの支援事業等を主催事業として実施。</p> <p>④近隣にある、湖遊館・ゴビウス・一畑薬師・歴史博物館などの施設と連携した研修の提供。</p>			
施設整備費	30億円			
運営形態	<p>～H18: 県直営 H19～: 県直営（研修業務等）と指定管理（施設の維持・管理業務）の併用</p>			

1. 利用実態

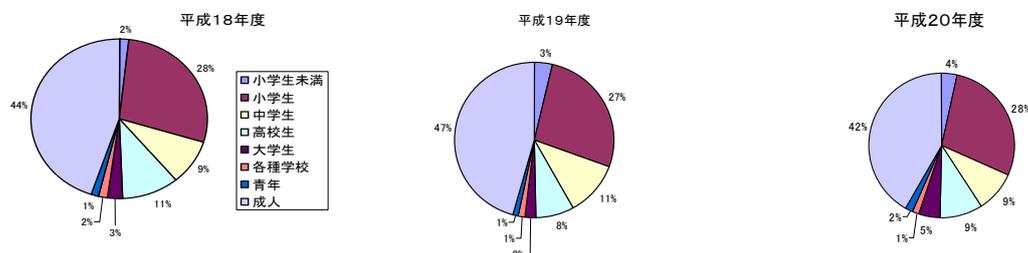
(1) 団体別利用状況

	H18年度		H19年度		H20年度	
	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数
社会教育	4,818	143	6,335	174	6,736	178
社会生活	1,249	39	543	11	1,061	26
企業	1,592	77	1,852	80	1,840	77
学校	9,733	217	9,442	211	9,987	235
内小、中、高	8,143	179	7,939	168	7,056	165
内保育所幼稚園	689	19	745	25	780	25
個人	5,829	653	5,126	588	3,952	504
その他	3,634	103	4,085	120	3,272	88
主催事業	2,901		3,455		3,685	
計（利用実数）	29,756	1,232	30,838	1,184	30,533	1,108
研修者数	50,358		53,684		53,777	

* 利用実数：宿泊実数＋日帰り実数

研修者数：宿泊研修者数 { 宿泊実数 × (泊数 + 1) } + 日帰り実数

(2) 年齢別利用状況



2. 研修内容（平成20年度）

(1) 参加者の多い研修

のべ 58,346 人（複数カウント）

湖面活動（サバニ、カッター、カヌー）	5,844	バーベキュー	3,086
オリエンテーリング	2,672	調理活動	2,314
登山、ハイキング	1,517	レザークラフト	1,834
キャンプファイヤー	1,567	陶芸	1,119
七宝焼き	1,103	座禅	1,273
音楽活動	4,718	講義、講演、自主	34,477

* 複数カウント・・・同じ団体（個人）が2つ以上の研修をした場合はそれぞれにカウント

(2) モデルプログラム

9:30 集合	12:00	13:30	16:00
創作活動 （七宝焼き、焼き杉、ガラス工芸 レザークラフト、など）	食堂で 昼食	サバニ体験 （10人乗り大型カヌー） * 40人まで可能	

3. 特色のある主催事業

事業名	事業のねらい	主な内容	期日等
サン・レイク 夏・冬楽校	青少年の体験を広げ「生きる力」の育成の一助とするため、個人で参加できる長期宿泊体験の機会を提供する。	・湖面活動（筏作り、はぜ釣り） ・交流活動・自然観察 ・野鳥観察（モーニングフライト） ・環境学習 ・創作活動	8/2~8/7 8/16~ 8/21 12/26~ 12/28
サン・レイク 楽校	悩みを抱えている児童・生徒に、自然体験や生活体験の機会を提供し、元気や自信をつける一助とする。	・体験活動（創作、調理） ・ニュースポーツ体験 ・湖面活動（サバニ）	年間 6回
にこにこ土日	親子の共同・交流体験等を通じ家族の交流活動を奨励し家族の教育力向上に資する。	・親子体験学習・自然体験 ・はぜ釣り、サバニ体験 ・自然観察・創作活動等	6/20~6/21 10/3~10/4 1/16~1/17

平成20年度 団体分類別集計表

区分	団体分類	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計	
		人数	組数	人数	組数	人数	組数	人数	組数	人数	組数	人数	組数	人数	組数	人数	組数	人数	組数	人数	組数	人数	組数	人数	組数	人数	組数
社会教育	スポ少・ポ一イスカウト	317	10	167	3	323	12	411	13	561	18	274	9	173	5	201	5	183	3	188	3	285	4	264	7	3347	92
	青年部	0	0	0	0	0	0	64	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	2
	成人スポーツレク	0	0	0	0	157	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	8	1	166	6
	子供会・親子会	33	2	195	5	100	2	661	14	320	9	222	6	139	4	456	11	12	0	0	0	34	1	26	2	2198	57
	福祉活動	0	0	0	0	18	1	0	0	0	0	63	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	81	2
	公民館教委主催他	0	0	0	0	22	1	127	5	52	1	0	0	0	0	75	2	258	2	139	3	100	2	107	3	880	19
小計	350	12	362	8	620	20	1263	34	933	28	559	16	312	9	732	18	454	7	327	6	419	7	405	13	6736	178	
社会生活	病院他	0	0	0	0	37	1	0	0	30	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	67	2
	協会	0	0	0	0	0	0	204	3	0	0	80	1	159	5	0	0	0	0	0	13	1	0	0	0	456	10
	教員社研修他	62	4	0	0	0	0	0	223	4	25	1	0	0	170	1	35	1	4	1	16	1	3	1	3	538	14
企業	62	4	0	0	37	1	204	3	253	5	105	2	159	5	170	1	35	1	4	1	29	2	3	1	1061	26	
学校	商工会議所等	28	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	1
	企業	264	10	63	3	135	8	145	7	77	4	120	5	90	4	194	8	60	2	114	7	386	11	164	7	1812	76
	小計	292	11	63	3	135	8	145	7	77	4	120	5	90	4	194	8	60	2	114	7	386	11	164	7	1840	77
	幼稚園・保育園	0	0	35	1	109	3	134	5	33	2	25	1	0	0	19	1	0	0	0	0	0	0	0	0	780	25
	小学校	0	0	169	3	1136	23	248	9	29	2	779	16	276	10	450	7	0	0	0	21	1	138	3	0	3246	74
	中学校	0	0	688	9	40	2	278	9	72	5	122	3	106	3	113	3	0	0	0	89	4	0	0	135	6	1643
高校	669	9	104	3	110	1	376	9	490	17	169	2	85	2	0	0	0	0	0	0	90	1	74	3	2167	47	
大学等	422	2	0	0	0	0	0	0	6	1	86	2	0	0	0	0	211	2	0	0	53	4	252	5	1030	16	
特殊学校	36	1	12	1	41	1	173	5	47	2	40	3	99	3	24	1	0	0	0	0	0	0	0	0	472	17	
専門学校等	383	5	49	2	0	0	68	1	0	0	70	3	79	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	649	12	
小計	1510	17	1057	19	1436	30	1277	38	677	29	1291	30	645	19	606	12	211	2	197	8	422	12	658	19	9987	235	
個人	クラブ・バンド等	308	42	457	40	260	37	415	40	235	37	520	50	312	43	242	38	301	32	177	32	297	35	216	40	3740	466
	家族	29	4	5	2	13	4	25	5	81	11	13	4	27	3	5	2	5	1	0	0	0	0	9	2	212	38
	小計	337	46	462	42	273	41	440	45	316	48	533	54	339	46	247	40	306	33	177	32	297	35	225	42	3952	504
その他	その他	120	8	74	3	320	6	200	10	595	16	305	5	98	6	377	8	154	6	307	7	61	2	661	11	3272	88
	小計	120	8	74	3	320	6	200	10	595	16	305	5	98	6	377	8	154	6	307	7	61	2	661	11	3272	88
主催事業	主催事業	0	0	390	2	25	1	57	2	62	2	28	1	2729	4	40	2	104	3	15	1	85	2	150	4	3685	24
	視察	44	22	15	8	8	4	0	0	0	0	9	6	6	2	1	1	0	0	14	6	3	2	1	1	101	51
合計		2715	120	2423	85	2854	111	3586	139	2913	132	2950	118	4378	95	2367	90	1324	54	1155	68	1702	73	2267	98	30634	1183

4. 少年自然の家

施設所在地	〒695-0007 江津市松川町太田610			
連絡先等	TEL	0855-52-0716	FAX	0855-52-0707
	E-mail	syonen@pref.shimane.lg.jp	ホームページ	http://www.pref.shimane.lg.jp/shonenshizen/
設置年度	昭和50年度			
施設の設置目的	<p>小学生を中心とする青少年に、学習及び交流の機会として「自然体験」や「共同生活」、「宿泊研修」の場を提供することによって、心身の健全な育成を図るとともに、あわせて県民の教養及び文化の向上に資することを目的として設置されている。</p> <p>小中高校の学習指導要領でも、特別活動の中で、集団宿泊の行事として、自然や文化等に親しみ集団生活の在り方などについて望ましい体験を積むことが求められており、その受け皿となる教育機関(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)として、また、「社会教育法」に規定された社会教育に関する施設として、「島根県立青少年社会教育施設条例」に基づいて設置されている。</p>			
施設の概要	<p>①管理・研修棟(802.00㎡) ②食堂・浴室棟(718.50㎡) ③宿泊棟(1,580.70㎡) ④付属施設(71.35㎡) ⑤創作棟(1,150.96㎡) ⑥体育館(835.7㎡) ⑦研究棟(176.44㎡) ⑧ケビン棟(116.64㎡) ⑨第1炊飯棟(335.39㎡) ⑩付属建物(204㎡) ⑪野外施設</p> 			
業務内容	<p>①自然体験や集団活動などの体験が不足している子どもたちに、江津市の浅利富士を活用した登山や、2キロメートルを越えるアスレチックコース「冒険の森」、広大な敷地を活用したスコアオリエンテーリング、火起こし体験など、小・中学生や家族など野外活動の初心者にも手軽に安心して自然体験をしてもらえるよう、周到に準備された体験学習プログラムを提供。</p> <p>②小学校の宿泊体験活動の支援。(県内の40%近くの小学校の利用があり、人数からは県内60%前後の児童が利用している。)</p> <p>③家族や親子を対象とした交流・体験事業(チャレンジ・ザ・サマー、子ども探検隊in自然の家、エンジョイ・ザ・オータム)を主催事業として実施。</p>			
施設整備費	<p>初期建設費 3.3億円(S49)、冒険の森活動施設、ケビン棟新設 0.8億円(H3)、新館(管理・研修棟、食堂・浴室棟)開設 2.4億円(H7)、「すばるの森」(宿泊棟を含む)整備 3.8億円(H8)、野外炊飯棟 1.2億円(H11)、宿泊棟～体育館渡廊下設置 0.1億円(H17)</p>			
運営形態	平成17年度から県直営(管理補助業務を外部委託)			

1. 利用実態

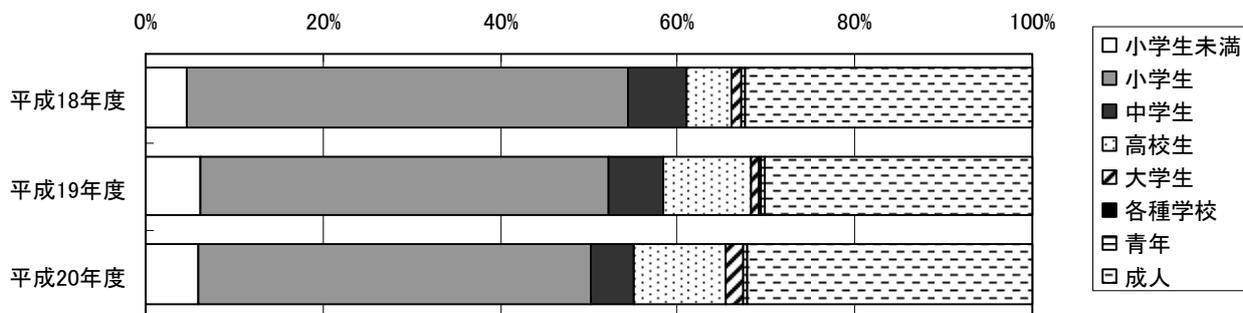
(1) 団体別利用状況

	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数
社会教育	2,822	64	2,775	76	2,644	73
社会生活	686	22	581	16	610	20
企業	150	10	171	21	119	8
学校	6,325	159	7,178	155	7,336	174
(内 小・中・高)	5,346	130	5,842	123	6,159	130
(内 保育所幼稚園)	740	13	994	16	670	15
個人	404	28	302	26	267	33
その他	46	2	0	0	65	5
主催事業	709		899		1,681	
計 (利用実数)	11,142	301	11,906	296	12,722	336
研修者数	23,842		25,308		26,063	

※ 利用実数；宿泊実数＋日帰り実数

研修者数；宿泊研修者数【宿泊実数×(泊数＋1)】＋日帰り実数

(2) 年齢別利用状況



2. 研修内容 (平成20年度)

(1) 参加者の多い研修

のべ 45,145人 (複数カウント)

冒険の森	6,794	キャンプファイヤー	2,740
原始の火起こし	4,120	キャンドルのつどい	1,548
オリエンテーリング	4,026	竹工作	1,251
肝試し	2,800	ペンダント	751
登山	1,639	素焼きの絵付け	1,053
炊飯活動	5,431	その他	12,992

※ 複数カウント・・・同じ団体(個人)が2つ以上の研修をした場合はそれぞれにカウント

(2) モデルプログラム

	10:00	11:00	13:00	15:00	18:00	19:00
	火起こし体験	野外炊飯 (カレーライス, パン・焼き)	野外活動 (冒険の森, オリエンテーリング)	夕食 (食堂)	肝試し キャンプファイヤー	
朝食 (食堂)	野外活動(浅利富士登山・ネイチャーゲーム)	昼食 (食堂)	創作活動 (竹工作, 木工作)			

3. 特色ある主催事業 (平成21年度)

事業名	事業のねらい	主な内容と対象	期日
オープンデー (春・秋)	施設を県民に開放して、野外活動や創作活動を親子で体験し交流を深める。	・冒険の森 ・スコアオリエンテーリング ・創作活動 ※自由参加	5/2～4 10/17～18
チャレンジ・ザ・サマー (計4回)	家族が大自然の中で行動を共にし、共通の体験を通して、よりよい関係を築くと	・火起こし ・炊飯活動 ・登山・創作活動	7/11～12 7/25～26 8/10～11

	もにその絆を一層深める。	※小学生とその保護者（各回 150名）	8/22～23
子ども探検隊 in 自然の家	自然と関わりながら様々な体験活動を主体的に行うことで、子どもたちの積極性・自主性を養う。	・芋掘り ・炊飯活動 ・夜の自然探検 ・ウォークラリー ※小学4～6年生（30名）	9/12～13



平成20年度少年自然の家 団体分類別利用集計表

人数(団体数)

団体の分類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
社会教育	40 (1)	0 (0)	9 (1)	40 (1)	199 (5)	22 (1)	143 (1)	0 (0)	0 (0)	15 (1)	0 (0)	0 (0)	468 (11)
少年育成活動	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
青年活動	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	12 (1)	0 (0)	0 (0)	20 (1)	0 (0)	130 (2)	13 (1)	175 (5)
成人活動	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	18 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	58 (2)
地域活動	0 (0)	170 (7)	0 (0)	0 (0)	96 (3)	0 (0)	30 (1)	11 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	27 (1)	334 (13)
福祉活動	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	16 (1)	16 (1)
他の社会活動	36 (1)	29 (1)	0 (0)	16 (1)	192 (5)	0 (0)	60 (1)	0 (0)	23 (2)	0 (0)	0 (0)	85 (1)	441 (12)
子ども会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	87 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	87 (1)
BS・GS	0 (0)	58 (1)	11 (1)	178 (5)	127 (3)	0 (0)	0 (0)	370 (8)	27 (1)	109 (3)	0 (0)	185 (6)	1065 (28)
スポーツ少年団	76 (2)	257 (9)	60 (3)	234 (7)	614 (16)	34 (2)	251 (4)	381 (9)	157 (5)	124 (4)	130 (2)	326 (10)	2644 (73)
小計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	30 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	30 (1)
社会生活	21 (1)	27 (1)	0 (0)	24 (1)	59 (1)	0 (0)	0 (0)	14 (1)	0 (0)	12 (1)	0 (0)	0 (0)	157 (6)
福祉医療団研修	39 (1)	20 (1)	0 (0)	60 (2)	90 (2)	47 (1)	20 (1)	90 (3)	0 (0)	57 (2)	0 (0)	0 (0)	423 (13)
文化体育団研修	60 (2)	47 (2)	0 (0)	84 (3)	149 (3)	47 (1)	20 (1)	134 (5)	0 (0)	69 (3)	0 (0)	0 (0)	610 (20)
公的職員研修	0 (0)	11 (2)	2 (2)	104 (2)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	119 (8)
小計	0 (0)	11 (2)	2 (2)	104 (2)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	119 (8)
企業	23 (1)	630 (14)	1542 (27)	208 (5)	26 (1)	535 (12)	763 (14)	154 (3)	0 (0)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	3884 (78)
小学校(宿泊)	0 (0)	52 (2)	50 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	102 (4)
小学校	61 (2)	122 (3)	0 (0)	20 (1)	71 (4)	67 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	49 (1)	0 (0)	107 (5)	497 (17)
中学校	472 (5)	378 (6)	0 (0)	51 (1)	206 (4)	30 (1)	36 (1)	81 (1)	83 (2)	25 (2)	200 (5)	114 (3)	1676 (31)
高等学校	23 (2)	14 (1)	0 (0)	0 (0)	49 (4)	11 (2)	2 (2)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	37 (3)	138 (15)
大学等	0 (0)	0 (0)	83 (2)	166 (8)	37 (1)	0 (0)	83 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	369 (14)
特別支援学校	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
各種学校	0 (0)	172 (2)	72 (1)	86 (3)	0 (0)	14 (1)	215 (5)	35 (1)	0 (0)	0 (0)	68 (1)	8 (1)	670 (15)
幼稚園・保育所	579 (10)	1368 (28)	1747 (32)	531 (18)	389 (14)	657 (17)	1099 (25)	272 (6)	83 (2)	74 (3)	271 (7)	266 (12)	7336 (174)
小計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	62 (2)	0 (0)	0 (0)	9 (1)	27 (1)	0 (0)	42 (3)	140 (7)
個人	20 (3)	36 (6)	9 (2)	7 (2)	24 (5)	6 (2)	9 (2)	2 (1)	6 (1)	3 (1)	0 (0)	5 (1)	127 (26)
民間・同好会	20 (3)	36 (6)	9 (2)	7 (2)	24 (5)	68 (4)	9 (2)	2 (1)	15 (2)	30 (2)	0 (0)	47 (4)	267 (33)
家族	49 (3)	618 (3)	0 (0)	325 (5)	113 (3)	56 (1)	345 (4)	141 (3)	34 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1681 (23)
小計	49 (3)	618 (3)	0 (0)	325 (5)	113 (3)	56 (1)	345 (4)	141 (3)	34 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1681 (23)
主催事業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
小計	0 (0)	11 (1)	16 (1)	0 (0)	11 (1)	14 (1)	0 (0)	0 (0)	13 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	65 (5)
観察	0 (0)	11 (1)	16 (1)	0 (0)	11 (1)	14 (1)	0 (0)	0 (0)	13 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	65 (5)
その他	0 (0)	11 (1)	16 (1)	0 (0)	11 (1)	14 (1)	0 (0)	0 (0)	13 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	65 (5)
小計	784 (20)	2348 (51)	1834 (40)	1285 (37)	1301 (43)	876 (26)	1725 (37)	930 (24)	302 (11)	297 (12)	401 (9)	639 (26)	12722 (336)
合計	784 (20)	2348 (51)	1834 (40)	1285 (37)	1301 (43)	876 (26)	1725 (37)	930 (24)	302 (11)	297 (12)	401 (9)	639 (26)	12722 (336)

IV 資料編

1 島根県関係

平成 2 1 年度 生涯学習課事務分掌表

平成 2 1 年 4 月 1 日現在

生涯学習課長	大 矢 敬 子		
生涯学習振興グループリーダー（総括）	齋 藤 晃 大		
社会教育主事（兼）社会教育グループリーダー	佐々木 直		
所 掌 事 務			
<ol style="list-style-type: none"> 1 生涯学習の振興に係る企画及び調整に関すること。 2 社会教育に関する指導及び助言に関すること。 3 成人教育、女性教育、高齢者教育、青少年教育及び家庭教育（保健体育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。 4 青少年団体、女性団体、PTA その他の社会教育関係諸団体（社会体育諸団体を除く。）に関すること。 5 青少年の芸術及び文化の振興に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。 6 公民館、図書館（学校図書館を除く。）、その他の社会教育施設（博物館及び博物館に相当する施設を除く。）に関すること。 7 県立生涯学習推進施設に関すること。 8 県立図書館に関すること。 9 県立青少年社会教育施設に関すること。 10 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の振興及び社会教育に関すること。 			
G名	分 掌 事 務	担 当 者	副担当者
生涯学習振興G	<ol style="list-style-type: none"> 1 課内事務の総括及び調整に関すること 2 生涯学習振興グループの総括に関すること 3 職員の人事、サービス及び研修に関すること 4 県議会に関すること 5 陳情・要望に関すること 6 総合発展計画に関すること 7 行政評価に関すること 8 文書取扱主任に関すること 9 情報化リーダーに関すること 10 生涯学習推進構想及び生涯学習振興プランに関すること 11 少年自然の家の事務の総括及び調整に関すること（兼務） 	生涯学習振興GL（総括） 齋藤 晃大	
	<ol style="list-style-type: none"> 1 県立生涯学習推進施設（生涯学習推進センター、西部生涯学習推進センター）に関すること 2 県立図書館に関すること 3 県立青少年社会教育施設（青少年の家、少年自然の家）に関すること 4 放送大学島根学習センターとの連絡調整に関すること 5 指定管理者制度に関すること 6 広報・広聴に関すること 	企画員 藤原 健司	主任 矢島 史江

G名	分 掌 事 務	担 当 者	副担当者
生涯学習振興	7 情報化推進、情報化サブリーダーに関すること 8 栄典及び各種表彰に関すること 9 エコリーダーに関すること 10 災害連絡に関すること 11 総合文書管理システムに関すること 12 情報公開及び個人情報保護に関すること 13 少年自然の家の予算執行及び出納に関すること（兼務）		
G	1 歳入・歳出予算の編成及び執行に関すること 2 国庫金の事務に関すること 3 県立社会教育施設の維持修繕に関すること 4 職員の福利・厚生に関すること 5 公務災害に関すること 6 物品の出納・保管に関すること 7 文書の收受・発送・保管に関すること 8 その他庶務一般に関すること 9 少年自然の家の予算及び庶務に関すること（兼務）	主任 矢島 史江	企画員 藤原 健司
社会教育	1 社会教育グループの総括に関すること 2 社会教育事業の総括及び調整に関すること 3 社会教育主事資格の認定に関すること 4 社会教育主事資格取得講習に関すること 5 派遣社会教育主事に関すること	社会教育主事 (兼)社会教育GL 佐々木 直	
G	1 学校支援地域本部事業（地域人材養成、公民館連携など）に関すること 2 社会教育主事派遣要綱に関すること 3 社会教育主事等の研修に関すること 4 教育事務所社会教育スタッフとの連携に関すること 5 市町村社会教育・生涯学習主管課長会議に関すること 6 市町村の社会教育事業の助言・指導に関すること 7 教職員研修計画に関すること 8 「学社連携・融合」の推進に関すること	社会教育主事 (兼)地域教育SL 横田 康	社会教育主事 三島 伸仁
	1 ふるさと教育推進事業に関すること 2 県社会教育委員の会に関すること 3 島根県社会教育委員連絡協議会に関すること 4 県立図書館振興計画に関すること 5 子ども読書活動推進計画に関すること 6 子ども読書応援プロジェクトに関すること	社会教育主事 三島 伸仁	社会教育主事 山本 一穂

G名	分 掌 事 務	担 当 者	副 担 当 者
社会教育G	1 実証！「地域力」醸成プログラムに関すること 2 島根県公民館連絡協議会に関すること 3 公民館の設置管理に係る指導・調査に関すること 4 社会教育の実践者に対する人材養成研修に関すること 5 国立青少年交流の家との連絡調整に関すること 6 女性団体の育成・指導に関すること 7 成人教育・高齢者教育に関すること	社会教育主事 山本 一穂	社会教育主事 横田 康
	1 家庭教育の支援に関すること 2 訪問型家庭教育相談体制充実事業に関すること 3 青少年教育に関すること 4 青少年団体の指導及び指導者養成に関すること 5 青少年の課題に対応した体験活動推進プロジェクトに関すること 6 奉仕活動・体験活動等の推進に関すること	社会教育主事 (兼)家庭教育SL 安達 清志	社会教育主事 井上 孝弘
	1 放課後子どもプラン（地域人材養成、基本方針など）に関すること 2 島根県PTA連合会合同連絡協議会に関すること 3 PTA団体の研修・指導に関すること 4 子ども夢基金に関すること 5 学習塾に関すること 6 後援、共催に関すること	社会教育主事 井上 孝弘	社会教育主事 安達 清志
	1 放課後子どもプラン（国庫補助事務）に関すること 2 学校支援地域本部事業（国委託事務）に関すること 3 訪問型家庭教育相談体制充実事業（国委託事務）に関すること 4 市町村の国庫補助・委託事業に関すること 5 社会教育に係る島根大学との連携に関すること 6 視聴覚教育、女性教育及び男女共同参画に関すること 7 社会教育調査等に関すること	主任 吾郷由美子	社会教育主事 井上 孝弘 社会教育主事 山本 一穂
芸術文化S	1 青少年文化活動推進事業に関すること 2 島根県高等学校文化連盟に関すること 3 文化庁事業（学校への芸術家派遣など）に関すること	企画幹 伊藤 智徳	企画員 藤原 健司
青少年S	1 青少年行政の連絡調整に関すること	社会教育主事（兼）企画幹 （併任 青少年家庭課） 寺井 貴夫	

社会教育主事派遣要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市町村における社会教育行政及び生涯学習振興行政の推進を図るため、島根県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が市町村教育委員会に対して行う社会教育主事（社会教育主事補を含む。以下同じ。）の派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する社会教育主事（以下「派遣社会教育主事」という。）の市町村教育委員会における職名は、社会教育主事とする。

2 前項の規定にかかわらず、県教育委員会及び市町村教育委員会は、派遣社会教育主事という名称を通称として用いることができる。

(職務)

第3条 派遣社会教育主事は、緊急な課題である次の事項に重点を置きながら、派遣先市町村教育委員会において社会教育行政及び生涯学習振興行政に関する事務に従事するものとする。

- (1) 家庭、学校及び地域が連携協力した社会教育事業の推進
- (2) 島根の地域の特性を生かしたふるさと教育の推進
- (3) 広域的な市町村の枠組みの拡大に対応した地域社会における人づくり、地域づくりの推進

(派遣)

第4条 派遣社会教育主事の派遣を求める市町村教育委員会は、派遣申請書（様式第1号）を県教育委員会に提出しなければならない。

2 県教育委員会は、前項の派遣申請に基づき、必要と認めるときは、当該市町村教育委員会に派遣社会教育主事を派遣するものとする。

(派遣の要件)

第5条 県教育委員会が前条の規定により派遣社会教育主事を派遣する市町村教育委員会は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 当該市町村教育委員会に、自らの任用に係る社会教育主事が置かれていること。
- (2) 県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する派遣社会教育主事が1の市町村教育委

員会に2人以上である場合にあっては、当該市町村教育委員会に自らの任用に係る社会教育主事が2人以上で別に定める数以上に置かれていること。

- 2 前項第1号の規定にかかわらず、派遣社会教育主事の派遣期間中に当該市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事を置くことが確実であるときは、派遣することができるものとする。

(任命)

第6条 派遣社会教育主事は、県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が選考し、県教育委員会が任命する。

(身分)

第7条 派遣社会教育主事は、県教育委員会事務局職員の身分と派遣先市町村教育委員会事務局職員の身分とを併せ有するものとする。

- 2 県教育委員会及び派遣先市町村教育委員会は、派遣社会教育主事に対し、それぞれが社会教育主事の発令を行うものとする。

(派遣の期間)

第8条 一の市町村教育委員会に派遣される派遣社会教育主事の派遣期間は、その者が当該市町村教育委員会に派遣された時から4年以内とする。ただし、県教育委員会が必要と認めた場合には、派遣先市町村教育委員会との協議により、派遣期間を延長することができる。

(服務)

第9条 派遣社会教育主事の服務については、派遣先市町村教育委員会の規程に基づき、当該市町村教育委員会が監督するものとする。

(勤務条件)

第10条 派遣社会教育主事の勤務条件について、県教育委員会の規程と派遣先市町村教育委員会の規程との間に相違がある場合には、その都度協議して定めるものとする。

(分限及び懲戒)

第11条 派遣社会教育主事の分限及び懲戒については、県教育委員会の規程に基づき、県教育委員会が行う。

(給与等)

第12条 派遣社会教育主事の給料及び手当（時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職手当及び管理職員特別勤務手当は除く。）は、県教育委員会の規程に基づき、県が支給する。

- 2 派遣社会教育主事の旅費及び社会教育活動に必要な経費は、派遣先市町村教育委員会

の規程に基づき、当該市町村が支給する。

(経費の負担)

第13条 この要綱に基づき派遣社会教育主事の派遣を受けた市町村教育委員会は、その派遣に要する経費の一部を負担し、県に納入するものとする。

- 2 前項の規定による負担金（以下「負担金」という。）の額は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第2条に規定する単位費用に適用する単位費用積算基礎の前年度分都道府県分歳出の「派遣社会教育主事」の給与費の積算を基礎とし、前条第1項による給与等の1人分の単価に、次項に定める定率を乗じて得た金額とする。なお、円未満の端数は切り捨てる。
- 3 前項の定率は、市にあつては2分の1、町村にあつては4分の1とする。
- 4 負担金は、毎年度9月及び3月に県教育長が発行する納入通知書により納入するものとする。
- 5 派遣社会教育主事が私傷病による休暇等により、1暦月の全勤務日の全日を勤務しなかった場合の負担金については、当該負担金の額を1.2で除して得た金額に、該当月数を乗じて得た金額を控除した額とする。

(協定)

第14条 県教育委員会は、派遣社会教育主事を市町村教育委員会に派遣するに当たって、当該市町村教育委員会と協議して協定を締結するものとする。

(教育事務所長の対応)

第15条 教育事務所長は、派遣社会教育主事の円滑な派遣に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 派遣社会教育主事の活動計画について、市町村教育委員会と密接な連携を図り、相互の計画に食い違いが生じないようにすること。
- (2) 派遣社会教育主事の情報交換・連絡の日を月1回以上設けること。

(派遣先市町村教育委員会教育長の対応)

第16条 派遣先市町村教育委員会の教育長（以下「市町村教育長」という。）は、派遣社会教育主事と協議の上、社会教育行政及び生涯学習振興行政を円滑に推進するため、地域における連携を図る連絡会議等を組織し、家庭、学校、地域の連携に係る推進体制の整備を図るものとする。

- 2 市町村教育長は、派遣社会教育主事の職務の円滑な遂行に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事と派遣社会教育主事とが、互いにその専門性を生かし、相互の協力体制に基づいた活動が行われること。
- (2) 研修機会の提供等を適切に行うこと。
- (3) 第9条に定める派遣社会教育主事のサービスの監督に当たっては、執務が継続できない程度の支障が生じたときは、速やかに教育事務所に通知すること。

(市町村教育長の報告等)

第17条 市町村教育長は、事務の遂行に当たって、次に掲げる報告書等を提出するものとする。

- (1) 派遣社会教育主事と協議の上、社会教育・生涯学習振興活動年間計画書（様式第2号）を作成し、教育事務所長を経由して県教育長に提出すること。
- (2) 社会教育・生涯学習振興活動月別実績報告書（様式第3号）を、月1回、翌月15日までに、半期別報告書（様式第4号）を10月末日までに、教育事務所長を経由して、県教育長に提出すること。
- (3) 社会教育・生涯学習振興活動年間実績報告書（様式第5号）を、翌年度4月末日までに、教育事務所長を経由して、県教育長に提出すること。
- (4) その他必要に応じた関係書類

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県教育長と市町村教育長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年9月18日から施行し、平成21年度以降の派遣に関し適用する。
- 2 従前の地域教育コーディネーター派遣事業実施要綱は、平成20年度までの派遣に関し効力を有するものとし、平成21年度から廃止する。

ふるさと教育推進事業基本方針

島根県教育委員会

1 背景

子どもたちの自然体験や社会体験の不足、善悪の判断や規範意識の低下などの課題が指摘される中であって、学校においては問題行動やいじめの増加、家庭や地域においてはその教育力の低下などが懸念されている。

こうした課題を解決するため、学校と地域が一体となり、体系的なふるさと教育を推進する必要がある。学校においては、児童生徒の豊かな心や地域への愛着を培い、学習意欲の向上を図るとともに、地域に開かれた特色ある学校づくり、教師の意識改革等を行う必要がある。地域においては、大人たちが積極的に学校教育を支援しながら、教育力の向上・活性化、地域社会の基盤強化を図る必要がある。このように、学校と家庭・地域が一体となって児童生徒の「生きる力」を養い、心豊かでたくましい、明日の島根を担う子どもの育成を図ることとする。

2 ふるさと教育の理念

ふるさと教育とは、自然・歴史・文化等の郷土学習によってふるさとに対する認識を高めるだけでなく、地域の人々とのふれあいや地域に出かけて行う自然体験、社会体験、生産体験、職場体験等を通じて、ふるさとへの愛着と誇りを養うとともに、コミュニケーション力や地域社会の一員としての自覚を身につけた心豊かな人間性・社会性を持つ子どもを育もうとするものである。また、ふるさと教育は、地域の「ひと・もの・こと」を活用した学社連携・融合の教育活動を通じて、美しいものや気高いもの、生命の神秘などに感動する心や、他人をやさしく思いやり、卑怯を恥じる心を養うとともに、学ぶ喜びや達成感を味わいながら学習意欲を高めていくものでもある。

人格形成の最も多感な時期においてのこうした教育が、日々報道される深刻な事件・事故や、自分さえよければといった社会的風潮、金銭至上主義、過度な市場原理主義など、我が国が陥ってしまった「社会病理現象」から立ち直るための糸口を探る「遠くて近い道」であるとの認識に立って、島根県内の全ての公立小中学校・全学年・全学級において、ふるさと教育を推進していくこととする。

3 ふるさと教育がめざすもの

(1) 学ぶ楽しさ

子どもたちが、学ぶ喜びや充実感を味わい、学習意欲や追求意欲を高めながら、学力を一層高めていく。

(2) 豊かな人間性や社会性

子どもたちが、学びを通して、自らを律しつつ他人と協調し、他人を思いやる心、人権を尊重する心、美しいもの、気高いものに感動する心など、豊かな人間性や社会性を培っていく。

(3) ふるさとへの愛着と誇り

子どもたちが、ふるさとを愛し、地域の一員として地域に貢献したり、地域を大切にしたりする心を培っていく。

4 具体的な取組

(1) 市町村教育委員会での取組

- ① 上記の理念等を踏まえ、学校と家庭と地域が一体となってふるさと教育を推進していくため、急激な社会変化の中での地域の特色を把握し、市町村としての目標を明確にするとともに、地域の人材育成、仕組みづくり、公民館等と学校が連携して行う事業等を具体化した「ふるさと教育推進計画」を策定する。
- ② 地域の人材バンク機能を担う公民館等との連動性を高めるため、作成した「ふるさと教育推進計画」をもとに、公民館等と連携して、地域の学校支援ボランティア等の発掘・養成を行い、学校の支援体制の向上に努める。また、学校におけるふるさと教育と連動した公民館事業を展開するなど学校・家庭・地域が一体となる取組を支援する。

(2) 学校での取組

市町村が作成する「ふるさと教育推進計画」をもとに、学校は、地域の教育資源「ひと・もの・こと」を教育課程に位置づけ（年間35時間以上）、「ふるさと教育全体計画」及び「ふるさと教育年間指導計画」を作成し、家庭、地域と連携した教育活動を行う。

(3) 期待する効果

家庭や地域の学校教育に対する理解・協力、地域に開かれた学校づくり、特色ある学校づくりを推進することによる児童生徒、教職員の地域に対する理解と愛着・誇り、地域の学校教育に対する理解が深まる。ひいては、こうした取組が、更に児童生徒の学力向上や教職員の資質向上につながっていくことが期待できる。また、家庭や地域の大人が子どもにかかわることで、地域の教育力の向上や地域力の醸成を図ることが期待できる。

5 県の支援

- (1) 市町村教育委員会の「ふるさと教育推進計画」に基づく事業に対して、別に定める交付金交付要綱により助成する。
- (2) 各市町村教育委員会や各学校の全体計画や取組等に対して、各教育事務所の指導主事等が指導・助言する。また、各教育事務所の社会教育主事や派遣社会教育主事が支援・助言する。

ふるさと教育推進事業実施要綱

1 目的

子どもたちを巡る様々な課題を解決するため、地域住民が学校教育へ参画したり自主的な学習活動や社会参加活動を促進するなど、学校と家庭と地域が一体となった体系的な教育活動を推進することが必要である。

そのため、ふるさと教育の趣旨に則り、児童生徒の豊かな心や地域への愛着を培い、学習意欲の向上を図るとともに、地域に開かれた特色ある学校づくり、教師の意識改革、家庭・地域における教育力の向上・活性化、地域社会の基盤強化等を進める。

このことにより、児童生徒の〔生きる力〕を養い、心豊かでたくましく、明日の島根を担う子どもの育成につなげる。

2 事業期間

平成20年度から平成22年度までの3ヵ年とする。但し、単年度ごとの計画・実施とする。

3 事業内容

(1) ふるさと教育推進事業交付金を交付する。

県は、市町村が行うふるさと教育推進事業の活動に係る経費を交付し、当該交付要綱は別に定める。

(2) 県は次に掲げる事業を行う。

- ①市町村教育委員会へふるさと教育推進事業基本方針を提示する。
- ②市町村教育委員会へ県の機関・施設のもつ人材、情報、学習の機会の提供をする。
- ③市町村でふるさと教育を推進する指導者、ボランティア等の資質・能力等を更に高めるための研修会を開催する。
- ④ふるさと教育推進のため市町村教育委員会へ指導・助言する。又事業評価を行い、事業の深化に努める。

(3) 市町村は次に掲げる事業を行う。

- ①「ふるさと教育ネットワーク会議」を、既存の会議や同様のねらいを持って新たに設置する別の会議等の活用も図りながら、開催する。
- ②市町村における「ふるさと教育推進計画」(様式1)を策定する。
- ③市町村における事業を管轄内の各小中学校へ周知し、各学校が実施する「ふるさと教育全体計画」のとりまとめと指導を行う。
- ④ふるさと教育を実践する学校支援ボランティアや指導者の発掘・育成を図るための研修会を年2回程度開催する。
- ⑤ふるさと教育を発展・補完・深化させるため、公民館等を中心にした生涯学習・社会教育事業を実施する。また、学校においては、放課後や土日等において、これらの事業の利用を図り、ふるさと教育の充実を図る。

例 親子ふるさと共同体験活動、奉仕活動・ボランティア活動・職場体験活動、通学合宿、長期自然体験活動、ふるさと探訪自然体験活動等

⑥地域講師やボランティア等の人材バンクを整備する。

地域にある教育資源〔ひと・もの・こと〕を公民館等との連携により収集・整理し地域人材バンク等を作成しながら、その効果的な活用を図る。

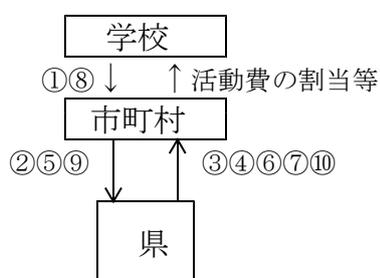
⑦事業終了後に、実施報告書(様式2)を作成し県教育委員会に報告する。

ホームページや広報誌をとおして、ふるさと教育について情報を発信する。

(4) 学校は次に掲げる事業を行う。

- ① 市町村の「ふるさと教育実施計画」を踏まえ、ふるさと教育を教育課程の中に位置づけた「ふるさと教育実施計画」(様式3)を策定し市町村教育委員会に提出する。
 - ・ 地域にある教育資源〔ひと・もの・こと〕と関わった学習内容を、各教科や総合的な学習の時間等で検討・整理し、「ふるさと教育全体計画」を策定する。
 - ・ 学年毎に、各教科や総合的な学習の時間等の関連を図りながら、ふるさと教育の年間指導計画を策定する。
- ② 「ふるさと教育全体計画」を踏まえて、地域の人材等を活用した教育活動を各学年で年間35時間以上実施する。
- ③ 事業終了後に、実施報告書(様式4)を作成し市町村教育委員会に報告する。
- ④ ふるさと教育の計画、実施状況について、校報やホームページ等を利用し、保護者を含め地域に対して幅広く情報発信に努めること。

4 事業の構成と実施体制



- ① 実施計画書の提出
- ② 事業計画書の提出
- ③ ヒアリング
- ④ 交付額の内示
- ⑤ 交付申請
- ⑥ 交付決定
- ⑦ 概算払い
- ⑧ 実施報告
- ⑨ 実績報告
- ⑩ 交付金の確定、精算払い

5 施行日

- (1) この要綱は、平成20年3月13日から施行し、平成20年度の事業から適用する。
- (2) この要綱の改正後の規定は、平成21年度の事業から適用する。

ふるさと教育推進事業交付金交付要綱

(目的)

第1条 島根県におけるふるさと教育を推進するため、市町村教育委員会で実践する諸活動が円滑に行われるよう、ふるさと教育推進事業交付金（以下「交付金」という。）を予算の定めるところにより交付することとし、その交付に関し必要な事項について定めるものとする。

(交付金の対象)

第2条 この要綱において、交付金の算定に当たって対象とする経費は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市町村教育委員会における事業費
- (2) 学校における事業費

(交付金の対象経費の算出基礎等)

第3条 交付金の対象経費の算出基礎等については次のとおりとする。

	市町村教育委員会に おける事業費	学校における事業費
算出基礎	200千円	各小学校・中学校×@100千円
使途内訳	①地域人材の養成研修に要する経費 ②公民館活動との連携に要する経費 ※①②のいずれか片方だけの実施は不可とする。	①特別非常勤講師報酬 ②学校支援ボランティア謝金 ③各学校における活動に要する経費

注 市町村教育委員会における事業費と学校における事業費との間の流用は不可とする。

(交付対象者)

第4条 交付金の交付対象者は市町村とする。

(事業計画の報告)

第5条 交付金の交付を受けようとする市町村長（以下「市町村長」という。）は、毎年度の事業計画を様式第1号に關係書類を添付して前年度の3月末日までに島根県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

(交付申請)

第6条 市町村長は、前条の事業計画書の提出後、様式第2号により交付申請書を教育長が別に定める日までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 教育長は、前条により提出された交付申請書に基づき交付金額を決定し、様式第3号により交付金決定通知書を市町村長に送付するものとする。

(概算払)

第8条 教育長は、必要と認めるときは、市町村長の請求に基づき概算払いができるものとする。

2 市町村長は、概算払の請求をしようとするときは、様式第4号により概算払請求書を教育長に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第9条 市町村長は、事業の内容を変更（ただし、費目の20%以内の額にあたる変更は除く）するときは、あらかじめ様式第5号により変更交付申請書を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 教育長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は、条件を付することができる。

(事業報告)

第10条 市町村長は、事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内、又は、当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、様式第6号に関係書類を添付して事業報告を教育長に提出しなければならない。

2 市町村長は、当該年度内であって第7条による交付決定の日以前に実施した事業に要する経費についても前項の事業報告書に算入することができる。

(額の確定)

第11条 教育長は、前条の報告を受けたときは、報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が交付金の決定内容（第9条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、市町村長に通知する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度交付分から適用する。

2 平成17年度の事業計画の報告に当たっては、第5条に定める「3月末日」は「4月末日」とする。

附 則

1 この要綱は、平成17年5月11日から施行し、平成17年度交付分から適用する。

2 第3条第2項の改正に係る平成17年9月又は10月に合併する市町村の平成17年度の事業計画の報告に当たっては、第5条に定める「3月末日」は合併前の事業計画については「5月末日」、合併後の事業計画については「10月末日」とする。

附 則

1 この要綱は、平成18年3月7日から施行し、平成18年度交付分から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成20年3月13日から施行し、平成20年度交付分から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成20年12月24日から施行し、平成21年度交付分から適用する。

社会教育関係各種表彰一覧

[平成20年度]

表彰者	表 彰 名	被 表 彰 者
文部科学大臣	優良P T A文部科学大臣表彰	津和野町立日原小学校P T A
	P T A活動振興功労者表彰	昌子 一郎 (元島根県高等学校P T A連合会会長)
	子どもの読書活動優秀実践図書館・団体(者)文部科学大臣表彰	松江市立図書館 おはなしの部屋(隠岐の島町)
	優良公民館表彰	松江市乃木公民館 邑南町立日和公民館
	社会教育功労者表彰	該当なし
	視聴覚教育功労者表彰	該当なし
島根県知事	島根県各種功労者表彰	長野 忠 (松江市)
県教育委員会	教育功労者表彰及び教育優良団体表彰	ルピナス (川本町) 三島 汎 (松江市)
県教育長	優良公民館表彰	松江市来待地区公民館 安来市立赤江公民館 浜田市立井野公民館 大田市立鳥井公民館
	公民館職員表彰	江角 潤子 (松江市本庄公民館 主任) 富田 孝義 (安来市十神公民館 館長) 金谷 登 (東出雲町立揖屋公民館 主事) 山本 初枝 (出雲市長浜C C マネジャー) 木野 明子 (出雲氏平田C C マネジャー) 石川 隆 (飯南町立頓原公民館 主事) 高尾 富美 (奥出雲町立鳥上公民館 主事) 牛尾 礼子 (浜田市立周布公民館 主事) 渡部 治美 (大田市立大屋公民館 主事) 田原 誠仁 (益田市立北仙道公民館 館長)
	優良少年団体表彰	日本ボーイスカウト島根連盟出雲第1団 日本ボーイスカウト島根連盟浜田第2団
(社)全国公民館連合会	公民館優良職員表彰	山田 松枝 (松江市白湯公民館 主任)
	公民館永年勤続職員表彰	飯塚 恭子 (松江市津田公民館 主任) 青山 喜美枝 (出雲市佐香C C チーフマネジャー) 熱田 洋人 (出雲市大社C C チーフマネジャー) 小村 寿子 (出雲市乙立C C チーフマネジャー) 永田 禎一 (飯南町立志々公民館 館長) 野上 フサエ (浜田市立石見公民館細谷分館 主事)
山陰中央新報社	地域開発賞 (社会賞)	青木 恒次 (松江市)
	地域開発賞 (教育賞)	栗栖 真理 (浜田市)
(社)全国社会教育委員連合会会長	全国社会教育委員連合会表彰	村上 清春 (東出雲町社会教育委員)
県社会教育委員連絡協議会会長	社会教育委員表彰	松崎 竹夫 (松江市社会教育委員)
(財)日本視聴覚教育協会	視聴覚教育各地功労者表彰	該当なし

IV 資料編

2 市町村関係

平成21年度 市町村社会教育行政・生涯学習振興行政の所管

市町村名	社会教育行政	生涯学習振興行政
松江市	教育委員会 生涯学習課 TEL: 0852-55-5289・5285 FAX: 0852-55-5543	教育委員会 生涯学習課 TEL: 0852-55-5289・5285 FAX: 0852-55-5543
安来市	市民生活部 市民参画課 TEL: 0854-23-3070 FAX: 0854-23-3159	市民生活部 市民参画課 TEL: 0854-23-3070 FAX: 0854-23-3159
東出雲町	教育委員会 社会教育グループ TEL: 0852-52-6713 FAX: 0852-52-5754	教育委員会 社会教育グループ TEL: 0852-52-6713 FAX: 0852-52-5754
出雲市	地域振興部 市民活動支援課 TEL: 0853-21-6528 FAX: 0853-21-6599	地域振興部 市民活動支援課 TEL: 0853-21-6528 FAX: 0853-21-6599
雲南市	教育委員会 社会教育課 TEL: 0854-40-1073 FAX: 0854-40-1029	教育委員会 社会教育課 TEL: 0854-40-1073 FAX: 0854-40-1029
奥出雲町	教育委員会 生涯学習係 TEL: 0854-52-2680 FAX: 0854-52-3048	教育委員会 生涯学習係 TEL: 0854-52-2680 FAX: 0854-52-3048
飯南町	教育委員会 社会教育担当 TEL: 0854-72-0301 FAX: 0854-72-1354	教育委員会 社会教育担当 TEL: 0854-72-0301 FAX: 0854-72-1354
斐川町	教育委員会 生涯学習課 TEL: 0853-73-9180 FAX: 0853-73-9189	教育委員会 生涯学習課 TEL: 0853-73-9180 FAX: 0853-73-9189
浜田市	教育委員会 生涯学習課 TEL: 0855-22-2612 FAX: 0855-22-5059	教育委員会 生涯学習課 TEL: 0855-22-2612 FAX: 0855-22-5059
大田市	教育委員会 生涯学習課 TEL: 0854-82-1600 FAX: 0854-82-5395	教育委員会 生涯学習課 TEL: 0854-82-1600 FAX: 0854-82-5395
江津市	教育委員会 生涯学習課 TEL: 0855-52-2501 FAX: 0855-52-4369	教育委員会 生涯学習課 TEL: 0855-52-2501 FAX: 0855-52-4369
川本町	教育委員会 教育係 TEL: 0855-72-0594 FAX: 0855-72-1061	教育委員会 教育係 TEL: 0855-72-0594 FAX: 0855-72-1061
美郷町	教育委員会 生涯学習係 TEL: 0855-75-1217 FAX: 0855-75-1386	教育委員会 生涯学習係 TEL: 0855-75-1217 FAX: 0855-75-1386
邑南町	教育委員会 生涯学習課 TEL: 0855-83-1127 FAX: 0855-83-2013	教育委員会 生涯学習課 TEL: 0855-83-1127 FAX: 0855-83-2013
益田市	教育委員会 市民学習課 TEL: 0856-31-0620 FAX: 0856-31-0641	教育委員会 市民学習課 TEL: 0856-31-0620 FAX: 0856-31-0641
津和野町	教育委員会 社会教育係 TEL: 0856-72-1854 FAX: 0856-72-1650	教育委員会 社会教育係 TEL: 0856-72-1854 FAX: 0856-72-1650
吉賀町	教育委員会事務局 TEL: 0856-77-1285 FAX: 0856-77-0040	教育委員会事務局 TEL: 0856-77-1285 FAX: 0856-77-0040
海士町	教育委員会 地域共育課 TEL: 08514-2-1221 FAX: 08514-2-1633	教育委員会 地域共育課 TEL: 08514-2-1221 FAX: 08514-2-1633
西ノ島町	教育委員会 生涯学習課 TEL: 08514-6-0171 FAX: 08514-6-1028	教育委員会 生涯学習課 TEL: 08514-6-0171 FAX: 08514-6-1028
知夫村	教育委員会事務局 TEL: 08514-8-2301 FAX: 08514-8-2302	教育委員会事務局 TEL: 08514-8-2301 FAX: 08514-8-2302
隠岐の島町	教育委員会 生涯学習課 TEL: 08512-2-2126 FAX: 08512-2-0619	教育委員会 生涯学習課 TEL: 08512-2-2126 FAX: 08512-2-0619

(3) 県内公共図書館一覧

平成21年4月1日現在

	図書館名	所在地	電話番号	FAX
公立	島根県立図書館	〒690-0873 松江市内中原町52	0852-22-5725	0852-22-5728
		[西部読書普及センター] 〒697-0023 浜田市長沢町1550-1	0855-23-6785	0855-22-4225
	1 安来市立図書館	〒692-0011 安来市安来町1062-1	0854-22-2574	0854-22-2598
	2 松江市立中央図書館	〒690-0017 松江市西津田6-5-44	0852-27-3220	0852-27-3270
	3 松江市立島根図書館	〒690-0401 松江市島根町加賀1414	0852-85-9088	0852-85-9089
	4 雲南市立木次図書館	〒699-1332 雲南市木次町木次1008	0854-42-1021	0854-42-2274
	5 雲南市立大東図書館	〒699-1251 雲南市大東町大東1191-1	0854-43-6131	0854-43-2150
	6 雲南市立加茂図書館	〒699-1106 雲南市加茂町加茂中972-5	0854-49-8739	0854-49-8696
	7 出雲市立出雲中央図書館	〒693-0011 出雲市大津町1134	0853-21-0487	0853-21-8833
	8 出雲市立平田図書館	〒691-0001 出雲市平田町2110-1	0853-63-4010	0853-63-4219
	9 出雲市立海辺の多伎図書館	〒699-0903 出雲市多伎町小田73-1	0853-86-7077	0853-86-2211
	10 出雲市立大社図書館	〒699-0711 出雲市大社町杵築南1338-9	0853-53-6510	0853-53-1122
	11 出雲市立佐田図書館	〒693-0506 出雲市佐田町反辺1747-4	0853-84-9050	0853-84-9050
	12 出雲市立湖陵図書館	〒699-0812 出雲市湖陵町二部1320	0853-43-3309	0853-43-7303
	13 大田市立大田中央図書館	〒694-0064 大田市大田町大田イ113-2	0854-84-9200	0854-84-9202
	14 大田市立仁摩図書館	〒699-2301 大田市仁摩町仁万565-1	0854-88-4646	0854-88-4647
	15 大田市立温泉津図書館	〒699-2511 大田市温泉津町小浜イ486	0855-65-2177	0855-65-3114
	16 江津市図書館	〒695-0011 江津市江津町995	0855-52-0551	0855-52-0551
	17 江津市図書館桜江分館	〒699-4226 江津市桜江町川戸11-1	0855-92-0300	0855-92-0300
	18 浜田市立浜田図書館	〒697-0027 浜田市殿町79-8	0855-22-0480	0855-22-0592
	19 浜田市立金城図書館	〒697-0121 浜田市金城町下原来171	0855-42-1823	0855-42-2076
	20 浜田市立旭図書館	〒697-0425 浜田市旭町今市633-1	0855-45-1440	0855-45-8018
	21 益田市立図書館	〒698-0023 益田市常盤町8-6	0856-22-4222	0856-31-0290
	22 益田市立美都図書館	〒698-0203 益田市美都町都茂1692甲	0856-52-2295	0856-52-2296
	23 東出雲町立図書館	〒699-0101 八束郡東出雲町大字掛屋町1139-2	0852-52-3297	0852-52-9516
	24 飯南町立図書館	〒690-3207 飯石郡飯南町頓原2084-4	0854-72-0301	0854-72-1354
	25 斐川町立図書館	〒699-0631 簸川郡斐川町大字直江町4156	0853-73-3990	0853-72-7600
	26 かわもと図書館	〒696-0001 邑智郡川本町大字川本332-15	0855-72-0025	0855-72-1061
	27 邑南町立図書館	〒696-0222 邑智郡邑南町下田所127-1	0855-83-1760	0855-83-1771
	28 邑南町立図書館石見分館	〒696-0103 邑智郡邑南町矢上3835-4	0855-95-1044	0855-95-1670
	29 邑南町立図書館羽須美分館	〒696-0501 邑智郡邑南町阿須那153-1	0855-88-0001	0855-88-0002
	30 津和野町立津和野図書館	〒699-5604 鹿足郡津和野町森村イ241-1	0856-72-0155	0856-72-0230
	31 津和野町立日原図書館	〒699-5221 鹿足郡津和野町日原22-1	0856-74-0302	0856-74-0127
32 吉賀町立図書館	〒699-5513 鹿足郡吉賀町六日市648	0856-77-1850	0856-77-1850	
33 隠岐の島町図書館	〒685-0014 隠岐郡隠岐の島町西町吉田の二17-1	08512-2-2341	08512-2-9198	

(4) 県内公民館等一覽

平成21年4月1日現在

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
1	城東公民館		690-0883	松江市北田町273	0852-27-5680	(21-8710)
2	城北公民館		690-0888	松江市北堀町43	0852-26-4437	(21-4407)
3	城西公民館		690-0851	松江市堂形町614	0852-26-2659	(21-5265)
4	白潟公民館		690-0065	松江市灘町1-57	0852-22-7147	(21-7572)
5	朝日公民館		690-0001	松江市東朝日町49	0852-21-3432	(21-3717)
6	雑賀公民館		690-0056	松江市雑賀町677	0852-23-8179	(21-8120)
7	津田公民館		690-0011	松江市東津田町1189-1	0852-26-4962	(26-4661)
8	古志原公民館		690-0012	松江市古志原4-6-30	0852-26-4436	(21-4446)
9	川津公民館		690-0823	松江市西川津町3405-5	0852-21-2349	(31-8510)
10	朝酌公民館		690-0834	松江市朝酌町92-1	0852-39-0646	(39-0690)
11	法吉公民館		690-0863	松江市比津町308-4	0852-21-4966	(21-5509)
12	竹矢公民館		690-0025	松江市八幡町279-1	0852-37-0854	(37-2984)
13	乃木公民館		690-0044	松江市浜乃木5-1-5	0852-21-4931	(21-4553)
14	忌部公民館		690-0036	松江市東忌部町899	0852-33-2010	(33-2275)
15	大庭公民館		690-0033	松江市大庭町805-3	0852-24-8733	(21-8766)
16	生馬公民館		690-0865	松江市西生馬町8	0852-36-8234	(36-6121)
17	持田公民館		690-0814	松江市東持田町61	0852-21-3067	(21-8770)
18	古江公民館		690-0151	松江市古曾志町1517-3	0852-36-8054	(36-6116)
19	本庄公民館		690-1101	松江市本庄町463-3	0852-34-0504	(34-1671)
20	大野公民館		690-0265	松江市上大野町1855-1	0852-88-2051	(88-3186)
21	秋鹿公民館		690-0262	松江市岡本町70	0852-88-2001	(88-3207)
22	恵曇公民館		690-0322	松江市鹿島町恵曇1	0852-82-0475	(同左)
23	佐太公民館		690-0332	松江市鹿島町佐陀本郷650	0852-82-3031	(同左)
24	講武公民館		690-0804	松江市鹿島町北講武3-1	0852-82-0400	(82-2486)
25	御津公民館		690-0411	松江市鹿島町御津660-4	0852-82-1451	(82-1275)
26	島根公民館		690-0401	松江市島根町加賀1414	0852-85-2301	(85-2302)
27	大芦地区公民館		690-0402	松江市島根町大芦3054-1		
28	美保関公民館		690-1313	松江市美保関町下宇部尾556-1	0852-72-3624	(72-2321)
29	美保関地区公民館		690-1501	松江市美保関町美保関661		
30	福浦地区公民館		690-1504	松江市美保関町福浦1515-1		
31	森山地区公民館		690-1312	松江市美保関町森山346		
32	千酌地区公民館		690-1222	松江市美保関町千酌471-1		
33	片江地区公民館		690-1315	松江市美保関町片江431-2		
34	七類地区公民館		690-1311	松江市美保関町七類1315-2		
35	八雲公民館		690-2103	松江市八雲町西岩坂316	0852-54-2478	(54-1238)
36	玉湯公民館		699-0202	松江市玉湯町湯町1796	0852-62-9111	(55-5793)
37	宍道公民館		699-0406	松江市宍道町佐々布 204-4	0852-66-0811	(66-0303)

(4) 県内公民館等一覧

平成21年4月1日現在

設置者	公民館名 ★分館	〒	住 所	連 絡 先	
				電話番号	(FAX)
38	来待地区公民館	699-0405	松江市宍道町上来待212-1	0852-66-3554	(66-9150)
39	八東公民館	690-1404	松江市八東町波入2219-2	0852-76-3663	(同左)
40	美保関地区公民館才浦分館 ★	690-1501	松江市美保関町美保関156-1		
41	美保関地区公民館軽尾分館 ★	690-1501	松江市美保関町美保関77-1		
42	美保関地区公民館海崎分館 ★	690-1501	松江市美保関町美保関777-3		
43	福浦地区公民館雲津分館 ★	690-1502	松江市美保関町雲津124-1		
44	福浦地区公民館長浜分館 ★	690-1504	松江市美保関町福浦1-3		
45	福浦地区公民館法田分館 ★	690-1503	松江市美保関町諸喰78		
46	福浦地区公民館諸喰分館 ★	690-1503	松江市美保関町諸喰646-12		
47	森山地区公民館宇井分館 ★	690-1312	松江市美保関町森山724		
48	森山地区公民館下宇部尾分館 ★	690-1313	松江市美保関町下宇部尾348-1		
49	森山地区公民館万原分館 ★	690-1313	松江市美保関町下宇部尾601		
50	千酌地区公民館笠浦分館 ★	690-1223	松江市美保関町笠浦821		
51	千酌地区公民館北浦分館 ★	690-1221	松江市美保関町北浦317		
52	千酌地区公民館稻積分館 ★	690-1221	松江市美保関町北浦970-1		
53	片江地区公民館笹子分館 ★	690-1315	松江市美保関町片江1687		
54	片江地区公民館菅浦分館 ★	690-1314	松江市美保関町菅浦1033-2		
55	七類地区公民館惣津分館 ★	690-1311	松江市美保関町七類65-31		
56	八雲公民館熊野分館 ★	690-2104	松江市八雲町熊野799		
57	八雲公民館平原分館 ★	690-2105	松江市八雲町平原752-3		
58	安来中央交流センター	692-0011	安来市安来町896-1	0854-23-1721	(同左)
59	十神交流センター	692-0011	安来市安来町896-1	0854-23-0755	(同左)
60	社日交流センター	692-0011	安来市安来町1281-1	0854-23-2048	(同左)
61	島田交流センター	692-0025	安来市穂日島町485	0854-23-2891	(同左)
62	宇賀荘交流センター	692-0034	安来市宇賀荘町98-1	0854-23-0721	(同左)
63	大塚交流センター	692-0042	安来市大塚町400-1	0854-27-0328	(同左)
64	吉田交流センター	692-0043	安来市上吉田町618-1	0854-27-0325	(同左)
65	能義交流センター	692-0055	安来市飯生町566-3	0854-23-0764	(同左)
66	飯梨交流センター	692-0066	安来市飯梨町445-1	0854-28-8346	(同左)
67	荒島交流センター	692-0007	安来市荒島町3353-5	0854-28-6783	(同左)
68	赤江交流センター	692-0002	安来市上坂田町574	0854-28-8982	(同左)
69	広瀬中央交流センター	692-0404	安来市広瀬町広瀬811	0854-32-4138	(同左)
70	広瀬交流センター				(同左)
71	布部交流センター	692-0623	安来市広瀬町布部345-40	0854-36-0001	(同左)
72	宇波交流センター	692-0622	安来市広瀬町宇波482-2	0854-36-0852	(同左)
73	比田交流センター	692-0731	安来市広瀬町西比田1708-4	0854-34-0001	(同左)
74	東比田交流センター	692-0733	安来市広瀬町東比田950-11	0854-34-0211	(同左)

(4) 県内公民館等一覧

平成21年4月1日現在

設置者	公民館名 ★分館	〒	住 所	連 絡 先	
				電話番号	(FAX)
75	山佐交流センター	692-0413	安来市広瀬町上山佐654-5	0854-35-0129	(同左)
76	下山佐交流センター	692-0412	安来市広瀬町下山佐498	0854-32-3840	(同左)
77	西谷交流センター	692-0624	安来市広瀬町西谷376-6	0854-36-0376	(同左)
78	奥田原交流センター	692-0625	安来市広瀬町奥田原602-1	0854-35-0047	(同左)
79	菅原交流センター	692-0621	安来市広瀬町菅原604	0854-32-3298	(同左)
80	伯太中央交流センター	692-0207	安来市伯太町東母里572-1	0854-37-1558	(37-9072)
81	安田交流センター	692-0205	安来市伯太町安田中158	0854-37-0835	(37-9071)
82	母里交流センター	692-0211	安来市伯太町母里28	0854-37-0225	(37-0251)
83	井尻交流センター	692-0213	安来市伯太町井尻77	0854-37-0836	(37-9023)
84	赤屋交流センター	692-0321	安来市伯太町赤屋118-2	0854-38-0145	(38-9011)
85	中央公民館	699-0101	東出雲町揖屋町1139-2	0852-52-3297	(52-9516)
86	揖屋公民館	699-0101			
87	出雲郷公民館	699-0108	東出雲町出雲郷400-5	0852-52-2364	(61-2521)
88	意東公民館	699-0102	東出雲町下意東765-35	0852-52-2055	(61-2791)
89	上意東公民館	699-0103	東出雲町上意東1982	0852-52-2870	(61-2146)
90	今市コミュニティセンター	693-0001	出雲市今市町1578-2	0853-21-5318	(21-1706)
91	大津コミュニティセンター	693-0011	出雲市大津町1727-5	0853-21-0172	(21-4215)
92	塩冶コミュニティセンター	693-0021	出雲市塩冶町803-2	0853-21-0248	(21-3837)
93	古志コミュニティセンター	693-0031	出雲市古志町1122-6	0853-21-0925	(21-1066)
94	高松コミュニティセンター	693-0052	出雲市松寄下町703-1	0853-21-0671	(21-0682)
95	四絡コミュニティセンター	693-0051	出雲市小山町653-2	0853-21-0369	(21-0370)
96	高浜コミュニティセンター	693-0065	出雲市平野町1183	0853-21-0948	(21-0949)
97	川跡コミュニティセンター	693-0013	出雲市荻杼町211	0853-21-0694	(21-0724)
98	鳶巣コミュニティセンター	693-0074	出雲市東林木町890-4	0853-21-0174	(21-0176)
99	上津コミュニティセンター	693-0101	出雲市上島町1031	0853-48-0301	(48-0361)
100	稗原コミュニティセンター	693-0104	出雲市稗原町2859	0853-48-0001	(48-0048)
101	朝山コミュニティセンター	693-0214	出雲市所原町185	0853-48-0201	(48-0244)
102	乙立コミュニティセンター	693-0216	出雲市乙立町3163	0853-45-0216	(45-0218)
103	神門コミュニティセンター	693-0033	出雲市知井宮町801-1	0853-21-1038	(21-1056)
104	神西コミュニティセンター	699-0822	出雲市神西沖町447	0853-43-1001	(43-9035)
105	長浜コミュニティセンター	693-0043	出雲市長浜町514-11	0853-28-0215	(28-0677)
106	平田コミュニティセンター	691-0001	出雲市平田町911	0853-63-1385	(同左)
107	灘分コミュニティセンター	691-0003	出雲市灘分町1933	0853-63-1371	(同左)
108	国富コミュニティセンター	691-0011	出雲市国富町867	0853-63-1372	(同左)
109	西田コミュニティセンター	691-0033	出雲市万田町692	0853-63-1373	(同左)
110	鱒淵コミュニティセンター	691-0025	出雲市河下町720-1	0853-66-0001	(同左)
111	久多美コミュニティセンター	691-0065	出雲市東郷町175	0853-63-1374	(同左)

(4) 県内公民館等一覧

平成21年4月1日現在

設置者	公民館名 ★分館	〒	住 所	連 絡 先	
				電話番号	(FAX)
112	檜山コミュニティセンター	691-0061	出雲市多久町10	0853-63-1375	(同左)
113	東コミュニティセンター	691-0075	出雲市鹿園寺町49-3	0853-67-0020	(同左)
114	北浜コミュニティセンター	691-0042	出雲市十六島町1851-1	0853-66-0002	(同左)
115	佐香コミュニティセンター	691-0052	出雲市小伊津町1812-5	0853-68-0031	(同左)
116	伊野コミュニティセンター	691-0072	出雲市野郷町492-5	0853-69-1526	(同左)
117	須佐コミュニティセンター	693-0506	出雲市佐田町反辺1747-6	0853-84-0113	(84-1466)
118	窪田コミュニティセンター	693-0511	出雲市佐田町八幡原492-6	0853-85-2585	(同左)
119	多伎コミュニティセンター	699-0903	出雲市多伎町小田73	0853-86-2853	(86-2854)
120	湖陵コミュニティセンター	699-0812	出雲市湖陵町二部1320	0853-43-2480	(43-3737)
121	大社コミュニティセンター	699-0711	出雲市大社町杵築南1051-1	0853-53-4494	(同左)
122	荒木コミュニティセンター	699-0722	出雲市大社町北荒木389-2	0853-53-5440	(同左)
123	遥堪コミュニティセンター	699-0731	出雲市大社町遥堪359-2	0853-53-5529	(同左)
124	日御碕コミュニティセンター	699-0764	出雲市大社町宇龍338-3	0853-54-5443	(同左)
125	鶴鷺コミュニティセンター	699-0761	出雲市大社町鷺浦1044-1	0853-53-5635	(同左)
126	大東公民館	699-1251	雲南市大東町大東1031	0854-43-2130	(同左)
127	春殖公民館	699-1242	雲南市大東町大東下分230-1	0854-43-2709	(同左)
128	幡屋公民館	699-1232	雲南市大東町仁和寺833-10	0854-43-2800	(同左)
129	佐世公民館	699-1214	雲南市大東町上佐世1385-3	0854-43-2110	(同左)
130	阿用公民館	699-1224	雲南市大東町東阿用33-1	0854-43-2811	(同左)
131	久野公民館	699-1211	雲南市大東町上久野136-1	0854-47-0040	(同左)
132	海潮公民館	699-1206	雲南市大東町南村234-1	0854-43-2705	(同左)
133	塩田公民館	699-1262	雲南市大東町塩田84	0854-47-0033	(同左)
134	加茂公民館	699-1106	雲南市加茂町加茂中1040-1	0854-49-8380	(49-6042)
135	木次公民館	699-1332	雲南市木次町木次1012-1	0854-42-5211	(42-2243)
136	八日市コミュニティセンター	699-1332	雲南市木次町木次299-1	0854-42-2469	(同左)
137	三日市コミュニティセンター	699-1332	雲南市木次町木次446-2	0854-42-2574	(同左)
138	新市コミュニティセンター	699-1334	雲南市木次町新市3	0854-42-9080	(42-9082)
139	下熊谷コミュニティセンター	699-1333	雲南市木次町下熊谷1096-1	0854-42-5351	(同左)
140	斐伊公民館	699-1311	雲南市木次町里方912	0854-42-1636	(同左)
141	日登公民館	699-1322	雲南市木次町寺領526-3	0854-42-0238	(同左)
142	西日登公民館	699-1324	雲南市木次町西日登990-1	0854-42-1037	(同左)
143	温泉公民館	699-1342	雲南市木次町平田799-3	0854-48-0077	(同左)
144	三刀屋公民館	690-2404	雲南市三刀屋町三刀屋144-1	0854-45-5531	(同左)
145	一宮公民館	690-2402	雲南市三刀屋町給下764	0854-45-2544	(同左)
146	鍋山公民館	690-2634	雲南市三刀屋町乙加宮1208-1	0854-45-4241	(同左)
147	飯石公民館	690-2512	雲南市三刀屋町多久和516-2	0854-45-4224	(同左)
148	中野公民館	690-2523	雲南市三刀屋町中野280-1	0854-45-2795	(同左)

(4) 県内公民館等一覽

平成21年4月1日現在

	設置者	公民館名 ★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
149		吉田公民館	690-2801	雲南市吉田町吉田1061-1	0854-74-0219	(75-0232)
150		田井公民館	690-2313	雲南市吉田町深野61-1	0854-75-0312	(75-0240)
151		掛合公民館	690-2701	雲南市掛合町掛合2156-1	0854-62-0189	(同左)
152		多根公民館	690-2706	雲南市掛合町多根418-1	0854-62-1610	(同左)
153		松笠公民館	690-2705	雲南市掛合町松笠748-1	0854-62-0411	(同左)
154		波多公民館	690-2703	雲南市掛合町波多433-1	0854-64-0210	(同左)
155		入間公民館	690-2702	雲南市掛合町入間516-2	0854-62-0403	(同左)
156		奥出雲町	布勢公民館	699-1432	奥出雲町馬馳26	0854-54-1504
157	三成中央公民館		699-1511	奥出雲町三成445	0854-54-1311	(54-2023)
158	亀嵩公民館		699-1701	奥出雲町亀嵩2215-1	0854-57-0616	(同左)
159	阿井公民館		699-1621	奥出雲町上阿井188-1	0854-56-0001	(同左)
160	三沢公民館		699-1513	奥出雲町三沢383	0854-54-0331	(同左)
161	鳥上公民館		699-1802	奥出雲町大呂1182-2	0854-52-1019	(同左)
162	横田公民館		699-1832	奥出雲町横田1037	0854-52-0949	(同左)
163	八川公民館		699-1822	奥出雲町下横田456-1	0854-52-0241	(同左)
164	馬木公民館	699-1941	奥出雲町大馬木1968-2	0854-53-0201	(同左)	
165	飯南町	頓原公民館	690-3207	飯南町頓原2084-5	0854-72-0980	(72-1778)
166		志々公民館	690-3312	飯南町八神117-1	0854-73-0350	(73-0026)
167		赤名公民館	690-3513	飯南町下赤名862	0854-76-3100	(76-3129)
168		来島公民館	690-3401	飯南町野萱311-6	0854-76-2393	(76-2845)
169		谷公民館	690-3514	飯南町井戸谷478-1	0854-76-3629	(同左)
170	斐川町	中央公民館	699-0502	斐川町莊原町2166-1	0853-73-9180	(73-9189)
171		莊原公民館	699-0502	斐川町莊原町712-3	0853-72-4600	(同左)
172		出西公民館	699-0614	斐川町求院996-1	0853-72-9204	(同左)
173		阿宮公民館	699-0611	斐川町阿宮1128	0853-72-9142	(同左)
174		伊波野公民館	699-0621	斐川町富村748	0853-72-1311	(同左)
175		直江公民館	699-0631	斐川町直江町4865-1	0853-72-5282	(同左)
176		久木公民館	699-0642	斐川町福富2-13	0853-72-7474	(同左)
177		出東公民館	699-0554	斐川町三分市1801	0853-62-5033	(同左)
178		中央公民館	697-8501	浜田市殿町6-1	0855-22-2612	(22-5090)
179		浜田公民館	697-0027	浜田市殿町6-1	0855-22-9358	(同左)
180		石見公民館	697-0024	浜田市黒川町132-2	0855-22-1380	(同左)
181		長浜公民館	697-0062	浜田市熱田町1441-18	0855-27-4614	(同左)
182		周布公民館	697-1321	浜田市周布町イ374	0855-27-0058	(同左)
183		美川公民館	697-1331	浜田市内村町592-1	0855-27-3657	(同左)
184		大麻公民館	697-1337	浜田市西村町1038-8	0855-27-0897	(同左)
185		国府公民館	697-0003	浜田市国分町1981-136	0855-28-1270	(同左)

(4) 県内公民館等一覧

平成21年4月1日現在

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
186	雲城公民館		697-0121	浜田市金城町下来原171	0855-42-2076	(同左)
187	今福公民館		697-0302	浜田市金城町今福105-2	0855-42-2083	(同左)
188	波佐公民館		697-0211	浜田市金城町波佐1441-1	0855-44-0146	(同左)
189	小国公民館		697-0213	浜田市金城町小国1160-1	0855-44-0461	(同左)
190	久佐公民館		697-0303	浜田市金城町久佐1575-7	0855-42-2666	(同左)
191	美又公民館		697-0301	浜田市金城町追原176	0855-42-1704	(同左)
192	今市公民館		697-0425	浜田市旭町今市641-1	0855-45-1440	(45-8018)
193	木田公民館		697-0427	浜田市旭町木田219-13	0855-45-0780	
194	和田公民館		697-0423	浜田市旭町重富235-1	0855-45-0228	
195	都川公民館		697-0511	浜田市旭町都川889	0855-47-0001	
196	市木公民館		697-0514	浜田市旭町市木2919-2	0855-47-0851	
197	杵束公民館		697-1122	浜田市弥栄町木都賀1528-1	0855-48-2258	(同左)
198	安城公民館		697-1121	浜田市弥栄町長安本郷544-1	0855-48-2917	(48-2131)
199	三隅公民館		699-3212	浜田市三隅町向野田581	0855-32-0500	(32-2644)
200	三保公民館		699-3224	浜田市三隅町湊浦120	0855-32-0314	(32-0678)
201	岡見公民館		699-3226	浜田市三隅町岡見516	0855-32-2298	(32-2450)
202	井野公民館		699-3301	浜田市三隅町井野1816-2	0855-34-0007	(34-0038)
203	黒沢公民館		699-3215	浜田市三隅町下古和1518	0855-35-1509	(同左)
204	白砂公民館		699-3222	浜田市三隅町折居883	0855-32-1288	(32-2517)
205	石見公民館宇津井分館	★	697-0312	浜田市宇津井町529	0855-42-1309	
206	石見公民館細谷分館	★	697-0013	浜田市三階町376	0855-22-7531	(同左)
207	石見公民館長見分館	★	697-0014	浜田市長見町956-2	0855-22-5323	
208	美川公民館東分館	★	697-1333	浜田市鍋石町530-3	0855-27-3828	
209	美川公民館西分館	★	697-1332	浜田市田橋町494-2	0855-27-3503	
210	国府公民館有福分館	★	695-0101	浜田市下有福町26-1	0855-28-2841	(同左)
211	中央公民館		694-0064	大田市大田町大田1140-2	0854-82-6240	
212	東部公民館		694-0051	大田市久手町波根西1748		
213	西部公民館		694-0031	大田市静間町430-1		
214	三瓶公民館		694-0223	大田市三瓶町池田1887-1		
215	高山公民館		694-0431	大田市祖式町三久須11-2		
216	温泉津公民館		699-2511	大田市温泉津町小浜1486	0855-65-3696	
217	仁摩公民館		699-2301	大田市仁摩町仁万537-1		
218	大田まちづくりセンター		694-0064	大田市大田町大田1140-2	0854-82-6240	
219	川合まちづくりセンター		694-0011	大田市川合町川合1247-1	0854-82-5124	(82-6009)
220	久利まちづくりセンター		694-0024	大田市久利町久利790-1	0854-82-5572	(82-4901)
221	大屋まちづくりセンター		694-0033	大田市大屋町大国2903-1	0854-82-5580	(84-4172)
222	朝山まちづくりセンター		699-2213	大田市朝山町朝倉420-1	0854-85-8463	(85-7407)

(4) 県内公民館等一覧

平成21年4月1日現在

設置者	公民館名 ★分館	〒	住 所	連 絡 先	
				電話番号	(FAX)
223	富山まちづくりセンター	699-2216	大田市富山町山中1740	0854-88-0001	(88-0161)
224	波根まちづくりセンター	699-2211	大田市波根町1751-2	0854-85-8625	(85-8704)
225	久手まちづくりセンター	694-0051	大田市久手町波根西1748	0854-82-8307	(83-9002)
226	鳥井まちづくりセンター	694-0054	大田市鳥井町鳥井412-4	0854-84-8337	(84-7772)
227	長久まちづくりセンター	694-0041	大田市長久町長久1612-1	0854-82-5571	(82-4697)
228	静間まちづくりセンター	694-0031	大田市静間町430-1	0854-84-8122	(84-7771)
229	五十猛まちづくりセンター	694-0035	大田市五十猛町1481-2	0854-87-0026	(87-0886)
230	池田まちづくりセンター	694-0223	大田市三瓶町池田1887-1	0854-83-2168	(83-2156)
231	志学まちづくりセンター	694-0222	大田市三瓶町志学2869-1	0854-83-2167	(83-2731)
232	北三瓶まちづくりセンター	694-0002	大田市山口町山口1181-1	0854-86-0478	(86-0524)
233	大森まちづくりセンター	694-0305	大田市大森町1490	0854-89-0010	(89-0164)
234	水上まちづくりセンター	694-0304	大田市水上町三久須21	0854-89-0023	(89-0161)
235	祖式まちづくりセンター	694-0431	大田市祖式町祖式546-1	0854-85-2362	(85-2313)
236	大代まちづくりセンター	694-0433	大田市大代町大家1579	0854-85-2204	(85-2331)
237	温泉津まちづくりセンター	699-2511	大田市温泉津町小浜1486	(工事中)	
238	湯里まちづくりセンター	699-2502	大田市温泉津町湯里1720-4	0855-65-3038	
239	福波まちづくりセンター	699-2514	大田市温泉津町福光467-1	0855-65-2941	
240	井田まちづくりセンター	699-2507	大田市温泉津町井田255	0855-66-0711	
241	仁万まちづくりセンター	699-2301	大田市仁摩町仁万537-1	(工事中)	
242	宅野まちづくりセンター	699-2302	大田市仁摩町宅野79	(工事中)	
243	大国まちづくりセンター	699-2303	大田市仁摩町大国1269	(工事中)	
244	馬路まちづくりセンター	699-2304	大田市仁摩町馬路1737-6	(工事中)	
245	北三瓶まちづくりセンター多根分館 ★	694-0003	大田市三瓶町多根1252-1	0854-86-0477	(86-0523)
246	波積公民館	699-2833	江津市波積町本郷273-10	0855-55-0001	(同左)
247	黒松公民館	699-2831	江津市黒松町586	0855-55-1601	(同左)
248	都治公民館	699-2841	江津市後地町829-1	0855-55-0002	(同左)
249	浅利公民館	695-0002	江津市浅利町2102	0855-55-1004	(同左)
250	松川公民館	695-0004	江津市松川町市村123	0855-57-0002	(同左)
251	川平公民館	695-0013	江津市川平町南川上515-1	0855-57-0040	(同左)
252	渡津交流館	695-0001	江津市渡津町658-1	0855-52-2569	(同左)
253	郷田公民館	695-0011	江津市江津町995	0855-52-5566	(同左)
254	金田公民館	695-0012	江津市金田町214	0855-52-0704	(同左)
255	嘉久志公民館	695-0016	江津市嘉久志町1503	0855-52-0436	(同左)
256	和木公民館	695-0017	江津市和木町570-1	0855-53-3315	(同左)
257	都野津公民館	695-0021	江津市都野津町2358-1	0855-53-0453	(同左)
258	二宮公民館	695-0024	江津市二宮町神主1171	0855-53-1665	(同左)
259	跡市公民館	695-0152	江津市跡市町625-1	0855-56-2107	(同左)

(4) 県内公民館等一覽

平成21年4月1日現在

設置者	公民館名 ★分館	〒	住 所	連 絡 先	
				電話番号	(FAX)
260	敬川公民館	699-3162	江津市敬川町1769	0855-53-1958	(同左)
261	波子公民館	699-3161	江津市波子町イ1272-4	0855-53-1902	(同左)
262	有福温泉公民館	695-0156	江津市有福温泉町8-3	0855-56-2218	(同左)
263	長谷公民館	699-4431	江津市桜江町長谷1587-2	0855-92-1218	(同左)
264	市山公民館	699-4221	江津市桜江町市山481	0855-92-1508	(同左)
265	川戸公民館	699-4226	江津市桜江町川戸15-4	0855-92-0026	(同左)
266	谷住郷公民館	699-4111	江津市桜江町谷住郷1871	0855-92-1457	(同左)
267	川越公民館	699-4502	江津市桜江町川越631	0855-93-0825	(同左)
268	川本町 中央公民館	696-8501	川本町川本332-15	0855-72-0594	(72-1061)
269	川本北公民館	696-1225	川本町南佐木201	0855-74-8410	(74-8410)
270	川本西公民館	696-0003	川本町因原933-2	0855-72-0680	(72-0680)
271	美郷町 沢谷公民館	699-4712	美郷町九日市118	0855-75-1920	(76-0022)
272	君谷公民館	696-1141	美郷町京覧原277	0855-75-1930	(77-0201)
273	別府公民館	696-1131	美郷町別府502		
274	都賀公民館	696-0704	美郷町都賀本郷43-1	0855-82-3134	(82-3125)
275	比之宮公民館	696-0711	美郷町宮内562-5	0855-82-3474	(82-3800)
276	都賀行公民館	696-0705	美郷町都賀行120-1	0855-82-2127	(82-2872)
277	潮分館	★696-0701	美郷町潮村136	0855-82-2194	(〃)
278	阿須那公民館	696-0501	邑南町阿須那153-1	0855-88-0001	(88-0002)
279	口羽公民館	696-0603	邑南町下口羽1248	0855-87-0910	(同左)
280	田所公民館	696-0222	邑南町下田所282	0855-83-0518	(83-0149)
281	出羽公民館	696-0313	邑南町山田47-1	0855-83-0912	(同左)
282	高原公民館	696-0406	邑南町高見3014-3	0855-84-0521	(84-0523)
283	布施公民館	696-0401	邑南町布施496	0855-84-0651	(同左)
284	市木公民館	697-0631	邑南町市木2046-3	0855-85-0126	(同左)
285	矢上公民館	696-0103	邑南町矢上7493外	0855-95-1044	(95-1670)
286	中野公民館	696-0102	邑南町中野991-1外	0855-95-0310	(同左)
287	井原公民館	696-0101	邑南町井原2140-1	0855-95-0301	(同左)
288	日貫公民館	699-4311	邑南町日貫1168	0855-97-0902	(同左)
289	日和公民館	696-0104	邑南町日和2525-10	0855-97-0908	(同左)
290	阿須那公民館雪田分館	★696-0506	邑南町雪田1215-1	0855-88-0335	
291	阿須那公民館戸河内分館	★696-0505	邑南町戸河内893-4	0855-88-0917	
292	阿須那公民館阿須那分館	★696-0501	邑南町阿須那6-6	0855-88-0320	
293	口羽公民館上口羽分館	★696-0602	邑南町上口羽941-1		
294	口羽公民館長田分館	★696-0601	邑南町上田335-1	0855-87-0917	
295	出羽公民館出羽分館	★696-0312	邑南町出羽4-2		
296	高原公民館高原分館	★696-0404	邑南町原村1180-3		

(4) 県内公民館等一覽

平成21年4月1日現在

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
297	市木公民館市木分館	★	697-0631	邑南町市木1986-2		
298	益田公民館		698-0005	益田市本町6-8	0856-23-5752	(同左)
299	吉田公民館		698-0033	益田市元町11-26	0856-31-0627	(31-0642)
300	高津公民館		698-0041	益田市高津2-5-2	0856-23-1791	(同左)
301	安田公民館		699-3676	益田市遠田町384-6	0856-27-0001	(同左)
302	鎌手公民館		699-3506	益田市西平原町571-7	0856-27-0501	(同左)
303	種公民館		699-3503	益田市下種町1179-1	0856-27-1008	(同左)
304	北仙道公民館		699-3674	益田市大草町665-1	0856-22-0218	(同左)
305	豊川公民館		698-0012	益田市大谷町334-1	0856-22-0205	(同左)
306	真砂公民館		698-0411	益田市波田町1538-1	0856-26-0002	(同左)
307	豊田公民館		699-5132	益田市横田町454-3	0856-25-2222	(同左)
308	西益田公民館		699-5133	益田市神田町1635-1	0856-25-1564	
309	二条公民館		698-2254	益田市桂平町76-1	0856-29-0001	(同左)
310	美濃公民館		699-3766	益田市美濃地町1140-1	0856-29-0031	(同左)
311	小野公民館		699-3763	益田市戸田町11332-10	0856-28-0001	(同左)
312	中西公民館		698-2141	益田市白上町1744-2	0856-28-0501	(同左)
313	東仙道公民館		698-0212	益田市美都町仙道253-3	0856-52-2540	(52-2193)
314	都茂公民館		698-0203	益田市美都町都茂1692甲	0856-52-2295	(52-2296)
315	二川公民館		698-0202	益田市美都町宇津川1377-3	0856-52-2241	(52-2156)
316	匹見上公民館		698-1211	益田市匹見町匹見1674	0856-56-1144	(56-0932)
317	匹見下公民館		698-1221	益田市匹見町澄川1296-2	0856-56-0910	(56-0912)
318	道川公民館		698-1201	益田市匹見町道川1133-1	0856-58-0001	(58-0002)
319	津和野中央公民館		699-5605	津和野町後田口66-乙	0856-72-2070	(72-2069)
	津和野公民館					
320	小川公民館		699-5606	津和野町寺田64	0856-72-0445	(同左)
321	畑迫公民館		699-5616	津和野町部栄346-1	0856-72-2119	(同左)
322	木部公民館		699-5634	津和野町中川416	0856-73-0001	(同左)
323	日原中央公民館		699-5221	津和野町日原22-1	0856-74-0302	(74-0127)
	日原公民館				0856-74-0360	
324	日原公民館滝元分館	★	699-5206	津和野町滝元24		
325	日原公民館枕瀬分館	★	699-5207	津和野町枕瀬464-2	0856-74-0680	
326	日原公民館池河分館	★	699-5216	津和野町池村2863-2		
327	日原公民館商人溪村分館	★	699-5214	津和野町商人1101		
328	左鏡公民館		699-5202	津和野町左鏡905	0856-76-0345	
329	須川公民館		699-5203	津和野町相撲ヶ原40-2		
330	青原公民館		699-5211	津和野町青原267-3		

(4) 県内公民館等一覧

平成21年4月1日現在

設置者	公民館名 ★分館	〒	住 所	連 絡 先	
				電話番号	(FAX)
331	中央公民館	699-5513	吉賀町六日市648	0856-77-1285	(72-0040)
332	六日市公民館			0856-77-1111	
333	柿木公民館	699-5301	吉賀町柿木村柿木79-1	0856-79-2553	(79-2448)
334	蔵木公民館	699-5504	吉賀町蔵木94	0856-77-1124	(同左)
335	朝倉公民館	699-5523	吉賀町朝倉709-1	0856-78-0993	(同左)
336	七日市公民館	699-5522	吉賀町七日市942-6	0856-78-1134	(同左)
337	西郷公民館	685-0014	隠岐の島町西町吉田の二、2	08512-2-0237	(2-0815)
338	布施公民館	685-0412	隠岐の島町布施389	08512-7-4314	(7-4251)
339	五箇公民館	685-0311	隠岐の島町郡74	08512-5-9011	(5-9012)
340	都万公民館	685-0104	隠岐の島町都万2016番地	08512-6-2273	(同左)
341	中央公民館	684-0403	海士町海士1490	08514-2-1221	(2-1633)
342	中央公民館	684-0211	西ノ島町浦郷544-38	08514-6-0171	(6-1028)
343	黒木公民館	684-0302	西ノ島町別府46	08514-7-8021	(7-8022)
344	知夫村公民館	684-0102	知夫村1065	08514-8-2301	(8-2302)

(注) ※ 公民館等とは、社会教育法上の公民館だけでなく、実態として公民館の機能を担うコミュニティセンター、交流センター等も含むものである。

平成21年度
社会教育行政の方針と事業

平成21（2009）年4月

発行：島根県教育庁生涯学習課

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地

TEL 0852-22-5427 FAX 0852-22-6218

URL : <http://www.pref.shimane.lg.jp/shogaigakushuu/>